

大原社会問題研究所編

日本労働年鑑

第21集／1940年版

(覆刻版)

法政大学出版社

(本覆刻は写真製版による。原本は菊判であるがA 5判に縮小した。)

輯一十二第

鑑年働勞本日

年五拾和昭

THE
LABOUR YEAR-BOOK
OF JAPAN 1940
VOLUME XXI

所究研題問會社原大

COMPILED BY OHARA INSTITUTE FOR SOCIAL RESEARCH
TOKYO, JAPAN

緒言

〔昭和十四年（一九三九年）度大観〕

昭和十四年における我國の政治的・經濟的・思想的性格は「戰時體制の本格化へ」を以て特徴づけられる。すなはち昭和十二年以來日支事變と共に益々明らかとなり、前年度を通じて次第に強化されて來た諸傾向が、形式的にも、實質的にも愈々本腰のものたうとする態勢を示すに至つた事實を指すのである。

かやうに戰時體制を本格化に向けた推進力は主として國際情勢の新展開、すなはち日支事變の發展とならんで、特に第二次歐洲戰爭の勃發に求められる。周知のやうに、前年度末に行はれた近衛三原則に基づく日支國交調整の提唱は、和平を結實せず、却つて戰爭は長期化・擴大化・深刻化の一路を辿つた。海南島の占領とそれにまつはる外交問題、天津租界の封鎖ノモンハン事件はその象徴と見られる。これらの事件、特に後の二つは、いづれも局地的の出來事であり、幸に平和的解決を見るに至つたけれども、しかしそれが北方及南方二面における援蔣諸國家との關係の緊迫を物語るものであることは争はれない。

まさにこのとき、日支事變の國際戰爭化への可能性に向つて一層の拍車をかけたものは第二次

歐洲戦争の勃發であつた。四元首のミュンヘン協定による脆弱なる補綴によつて僅かに破綻を免れた歐洲平和は、其後獨逸のチェコ進出・メーメルの獨逸復歸・伊太利のアルバニヤ進駐・獨伊軍事同盟の締結等によつて漸次蝕まれて來たのであるが、遂にダンチッヒ問題をめぐる獨波戦争を契機とした英佛側の對獨宣戰によつて破られたのである。なほ、戦争の誘因となつた獨波戦争の直前、突如として發表された獨蘇不侵略條約は、洋の東西を問はず、多くの人々にとつてはまことに晴天の霹靂であつたのはもちろん、國際政局への影響も亦深刻であつた。さうしてこの「複雑怪奇」なる出來事は、後段に述べるやうに、我國政局にも重大な影響を持つたのである。それはともあれ、獨波戦争は獨軍の壓倒的な勝利と獨蘇兩國間の波蘭分割協定の成立によつて短期間を以て終熄するに至つた。けれどもこの既成事態を基礎とするヒットラー總統の和平提案は英佛側の拒否するところとなつて、英佛の對獨戦争は繼續され、さらに、バルト三國を事實上保護國化した蘇聯が勢に乗じて爲した強硬要求をめぐつて發生した蘇芬戦争によつて、北歐の風雲亦急を告ぐるに至つた。

ところで、英佛の對獨戦争はやがて全歐の戦争に轉化し、さらに第二次世界戦争にまで發展する危険を包藏してゐる。然る場合、東亞における日支兩國とその事變はいつまでも孤立の狀態に留まることはできまい、かくて、日支事變も亦新しき世界戦争の一環たらしとする可能性は益々濃化して行つた。さうして之に應じてわが戦時體制も亦本格化的身構へにまで進展せざるをえなく

なつたのである。

二

世界の情勢は政治の優位を確立し、政治の優位はそれに照應する政治の強化を要請する。然るに、客觀的情勢によつて形式上に、優位を確保された政治も、我國においてはその強化が絶えず要請され、探求されつつも、いまだ主體的には到達されなかつた。之に加へて、謂ゆる「複雑怪奇」なる世界政治は、全體主義國家群と民主主義國家群と蘇聯との鼎立狀態に處する我が外交方針が當時いまだ確立されてゐなかつた事實と相俟つて、わが國內政治を甚しく不安定ならしめた。かくて舊臘近衛内閣は突如として辭職し、對外對内とも形勢觀望と足踏狀態に留まつた平沼内閣も亦半歳にして退場したのである。

この氣迷狀態に、ともかく或種の「活」を入れたものこそ、かの獨蘇不侵略條約であつて、この不慮の衝擊によつて平沼内閣は倒れ、阿部内閣が登場したのであつた。ところで、新内閣はその成立事情を反映して、當面政治の根本方針を「外交第一主義」に求め、不介入の自主外交と日支事變の急速解決への傾倒とにその重點を置いた。すなはち、前者については、獨蘇不侵略條約の締結により帝國の國際的環境が一新し、從來の樞軸外交が白紙に還元された事情の上に立ち、歐洲の戰爭に介入せず帝國独自の立場を嚴守して、自主的所信に邁進する謂ゆる「自主外交」を樹立せんとし、後者については抗日政權の實力減退の事實にかんがみ、汪氏を首班とする親日新中央政權を育成し之れとの協

力によつて事變處理の達成を期せんとしたのであつた。さうしてこの二方針は在來の低迷的狀態に比して、ともあれ、わが外交方針の一大轉換又は飛躍とよぶことができよう。

他方、阿部内閣は内政については、(一)「綜合經濟力の擴充運用」(二)「國家總動員體制の整備強化」(三)「諸制度の刷新並に運用」を掲げたのであるが、このうち特に注意に値するものは、後に内閣の壽命にも影響した貿易省の新設を含む(一)における「貿易體制の強化整備」と、權力集中の觀點から重視すべき(二)の「國家總動員體制の整備強化」が、就中、總動員指導體系の確立、物資動員の整備、物價統制の徹底、勞務需給調整の速なる實現を期した點とである。かくて阿部内閣は歐洲戰爭を契機として總動員法の全面的發動、首相權限の擴大、失敗には終つたが組閣における少數閣僚制を通して、戰時體制の本格化にふさはしい權力の集中化を企圖したのであつた。だが、大物内閣でも逸材内閣でもなく、政黨との連絡も終始不充分であつた阿部内閣は、所詮弱體内閣たるを免れず、その標榜したる權力集中化の方策さへも全部的には貫徹されえなかつたのである。

權力の集中は立法府にたいする行政府の勢威の増大を意味し、それに照應して議會政治の主體をなす政黨がその勢力を失墜することは周知のごとくである。事實、政黨は事變の進展と共に益益時局擔當の自信を喪失して行つたのであるが、今や漸くその自壞の兆候をすら露呈するに至つた。すなはち、既成政黨の側にあつては、政友會における久原派、中島派の本家争ひがその一つであり、革新政黨の側にあつては、社大・東方農革協の合同失敗に基づく各團體の内紛がその二である。

尤も、本年末には、一方では漸く顯著となつた阿部内閣の弱體性に乗じ、他方では生活物資の問題をきつかけに表面化された謂ゆる官僚統制における缺陷を利用して、一時政黨勢力の再擡頭を想はしめるものがあつたけれども、もちろん政治の本質的動向はその逆に向つて急ぎつつあつたのである。かくて權力的政治體制は、阿部内閣の弱體性にも拘らず、時局の要請に促されて消極的にも積極的に本格化へと進み行つたのであつた。

三

歐洲戦争が世界戦争の危機を孕み、日支事變が後者の一環となる可能性を濃化するに至つたことは、經濟の世界においても亦、さなくともすでに強度を加へつつあつた戰時體制本格化への動向に一段の拍車をかけた。

事變勃發以來ここに三年、長期化・深刻化・建設化への經過をとり來つた日支事變は、戦争遂行・軍備擴張・生産力擴充・大陸開發のために物資の需要を益々増大した一方、資財・勞力の供給は次第に窮屈となり、加ふるに統制の不徹底・不統一・不手際等も手傳つて、經濟界の前途は、之を其儘に放任するににおいては、決して樂觀を許さぬ事態にあつた。恰もこのとき、歐洲戦争と旱魃といふ二大事件が附け加はつて、この事態を一段と眞劍化せしめた。すなはち、まづ歐洲戦争の勃發は、たとへ第一次世界戦争當時の戦争景氣を夢想して少時空景氣を沸き立たせたとはいへ、その本質的の影響はむしろ消極的たらざるをえなかつた。なぜなら、戦争に伴ふ諸國の輸出入の制限・通商路の閉塞・磅貨の

下落等々は、それぞれの作用において、豫期の如き輸出振興をもたらさないのみか、工業原料・生産資材の入手を妨げて物動計畫に著しき齟齬を生ぜしめ、生産力の増大率を鈍化し、國內物價の上騰を促進する傾向にあつたからである。次に、西日本及朝鮮を襲うた稀有の旱魃は、一方では水力電氣の供給減と石炭の需要激増を通して産業界に少からぬ影響を及ぼし、他面では農作物の作柄に影響する等によつて國民を生活問題に當面せしめた。茲に始めて全國民は屢々口にした事變の臥薪嘗膽性の一部を身近く體驗するに至つたのである。生産資材・消費手段における供給關係がかくの如き狀況にある一方において、遞増する國家需要に應じて本年度の豫算總額は百三十億に上ぼり、加ふるに歐洲戰亂による世界物價水準の上昇もあつてみれば、惡性インフレの憂はないとしても、物價上騰の機運は不可避免的に迫進し來つたのである。

此の如き内外の危局に當面しては、たとへわが國民經濟が如何に強靱であるにもせよ、自由主義的施策を以てしてはもちろん、在來のままの腰の据らない統制によつては、この重大難關の突破の困難なることが明らかとなつた。かくて好むと好まざるとに拘らず、經濟的戰時體制の本格化は避け難い運命であつた。そして經濟的戰時體制の本格化は、即ち統制經濟の本格化にほかならない。前年度においてすでに認められた流通部面の統制より生産部面の統制へ、資金の統制より物及人の統制へ、間接的な自治統制より直接的な國家統制へ、對症的な部分統制より計畫的な全體統制への轉換が一層踏込んで行はれた。かくて統制はその對象と領域とを廣めて益々量的に増大

され、その深度と強度とを加へて益々質的に強化され、その喰違ひ凸凹を克服して益々全體的に統一整備されるに至つたのである。

統制本格化へのこれらの途上において、本年度特に注意に値する諸點を指摘すれば次の如くである。

一、戦時經濟體制の確立を目的とする指導的法律としての總動員法の全面的發動があり、經濟統制の多くは本法に基づくものとなり、かくて、國民職業能力申告令より土地工作物管理使用收用令に至る二十七の勅令が公布された。

二、一方では國民職業能力申告・雇入制限・國民徵用・職業紹介所の機能改革等の勞働行政の擴充により、他方では勞働組合の解體傾向と産業報國運動の進展によつて、勞働統制は本格化するに至つた。

三、本年度における對外經濟關係の混亂は、重要資材輸入確保と輸入力增強の方策としての輸出貿易振興の必要を緊迫化せしめたので、之に對處するため、貿易省の設立、流産に終つた、リンク制を中軸とする貿易機構の改革、輸出貿易及輸出産業の損失補償等によつて、第三國輸出貿易振興を主目標とする貿易統制が強化された。

四、インフレ對策、物價問題が官私の注意を集め、政府は中央物價委員會答申物價要綱の主旨に従ひ低物價政策の方針を確持し、價格等統制令、地代家賃統制令の制定公布と共に、適正物價制度の

實施の準備的前提として、謂ゆる九・一八價格釘付が措置せられた。

五、生活物資に關聯して銃後生活問題の擡頭した爲、統制は工業原料・生産資材のみならず、生活必需品に迄及ばざるをえない状態となり、これらの配給・消費の統制を必至ならしめるに至つた。

六、最後に、特に第二次歐洲戦争による生産資材の不足は在來の併進主義より謂ゆる重點主義への轉換をよぎなくし、それと共に大事業の優位は確立され中小工業問題は一段の重要性を加ふるに至つた。

四

戦時體制の本格化への態勢は、最後に、思想の領域にあつては思想統制の本格化の動向を意味する。しかも本來無形にして捉へるに難き思想において、統制は最も徹底的に行はれていつた。それは一つには精神を本として諸惡の根源を惡思想に求める精神主義的世界觀にもよるのであるが、主として思想の統制が消極的な形においては、技術的に最も簡易に行はれ、それが生活利益の直接的侵害として現はれず、且つそれを代表する社會層の柔軟性が最も顯着であることに基づくのである。

ところで、この思想統制は積極的には國體の本義を明徴にし、日本精神を發揚すると共に、時艱の克服に最も有效適切なる思想を建設・昂揚・普及することに存し、消極的にはこれと對立する諸思想を抑制・禁遏するにある。しかしてかやうな消極的統制の對象をなす思想が反國體的外來思想で

あり、また戦争の勝利的遂行の障礙となる反戰的、國際主義的、階級闘争的乃至國內平和攪亂的色彩を帶ぶる一切の思想であるのは、云ふ迄もない。統制はまづ消極的に作用した。それは積極的に日本主義的諸思想の建設を一朝一夕に成就することが、到底不可能であるに反して、言論・研究・教育・宗教諸機關において一定思想の禁遏を敢行して行くことは比較的容易だからである。そしてこの抑制は内容的には無政府主義マルクス主義より人民戰線思想を経て自由主義にまで下降し、對象においてはジャーナリズムよりアカデミズムへ向つた。東大經濟學部を混亂に陥れた謂ゆる平賀肅學はその象徴である。けだし學内政争的諸問題を除いたその思想的核は自由主義思想を確持し來りし河合教授が慣例的手續を経ず思想の表現形式に缺格ありとの理由によつて休職處分に處せられた事實に存するから。従つてそれは(一)自由主義教授が自由主義思想のために大學から追放せられたこと、(二)その追放を行ふにあたつて大學が在來重んじて來た自治の手續をみづから遵守しなかつたこと、(三)さらにそれが諸大學中最大の堅壘と自他の認めて來た東京帝大であつたことを内包することによつて、思想統制上における劃期的一標識をなすものといへよう。

思想統制の強化はその消極面においては益々本格化の方向を辿りつつあるにも拘らず、その積極面においての實績は、その標榜するところに及ばず、かの「日本諸學の振興」も内容上では決して捗しいとはいへないものがある。ただ、昨年末來國內及東亞再建の理念として協同體觀が時局の線に沿ひつつ清新な力を以て登場したことが注意される。特に東亞協同體論は一時内外の視聽

を集めたのである。しかしそれはそのイデオロギー的特質に累せられて、東亞新秩序の標語に席を譲るに至つた。けれども、しかし年末、興亞院會議の答申案要旨が、東亞新秩序は東亞の共同防衛帝國主義支配機構の廢絶、亞細亞共同體制の樹立と新東亞文化の昂揚を以てその根本目的とし、日滿支の連環關係の強化を實現すべきである」と言つてゐるところからしても、この思想の寄與は想起されねばならぬのである。

五

上記のやうな政治的・經濟的・思想的戰時體制の本格化への態勢に伴うて、本年度の社會情勢は如何なる動向を示したか。本年鑑における我等の特殊課題は、前年度版におけるそれを承けて、戰時體制本格化への態勢が社會狀態に如何なる影響を及ぼしたか、特に勤勞階層の生活條件との關聯等の點に留意しつつこれを詳述し、次いで時局下における勤勞國民の社會的諸運動の消長と上記にたいするその自助作用とを闡明し、さらに、事業家並に第三者、とりわけ時局の深刻化と共にとみにその重要性を加へて來た國家の社會的施策の發展を記録するにある。けだし戰爭の長期化・深刻化・國際化に伴ふ戰時體制本格化への態勢が不可避免的に銃後生活の緊張と負擔の増加とを招來しつつある事態に當面して、我國勤勞大衆がその持場持場においてよく勤勞奉公の至誠を效しつつあるをみて欣快にたへないとともに、他方では、勞働條件の變化が勞働力の保護培養の喫緊を警告してをる次第を、また、戰爭負擔の合理的配分によつて社會的正義の實現を期することが舉國一

致のために缺ぐことのできぬ一大要請をなしてゐる次第を承認せざるをえないからである。

戦時經濟の絶対命令は軍需の充足であり、さらに最近の時局が軍備の擴張を必至ならしめてゐる事情から、軍需・軍擴のためにする生産力擴充は戦時經濟の中心課題である。従つて事變以來わが國民經濟はこの中心目標に適應して——無論その後次第にその二次的重要性を承認せられて來た大陸建設資材産業・輸出産業・生活必需品産業も亦衛星的地位を與へられたのであるが——再編成せられ、巨大なる資金物資と列んで、これに照應する多量の勞働力を吸収しつつある事は、周知の如くである。かくて本年度においては前年度の傾向を追ひ、總勞働者においては約二十萬、工場勞働者においては約五十萬餘人の躍進が見られた。これら増加勞働者の給源は農民・轉業者・婦人・青少年・失業者等に求められるのであるが、生産力擴充の巨大なる欲求はこれらの給源からの補給を以てしたのでは中々充足しきれず、勞働力・わけても熟練勞働力の不足は、本年度において益々その度を加へ來つた。この狀況に對應して失業者數の減退を見たのは當然であつて、從來の意味の失業者數、(従つて謂ゆる事變失業者を除く)は激減し、昭和七年の二十萬に比して僅々五萬餘といふ最近における最小記録を示し、従つて給源としての失業群の重要性も亦著しく減殺された。かくてかつての失業克服の代りに一般に勞力不足の、特に熟練勞働力不足の、克服が喫緊の國策として登場するに至つたのである。

勞働者の配置及構成も亦大體において準戦時體制以來の傾向を繼續して、その戦時色を一段と

濃化したものと考へてよい。まづ、労働者の種別配置については、工場労働者と鑛業労働者とは著増し、運輸・交通・通信労働者と日傭労働者其他特に後者は著減してゐる。次に、工場労働者についてその事業別配置を窺ふに、金屬機械器具・化學等の謂ゆる時局産業がその職工數・工場數とも絶對的にも相對的にも激増しつつあるに反して、我國産業の宗たりし紡織産業は職工數・工場數のいづれについて、絶對的にも相對的にもその地位を甚しく低下するに至つた。さらに地方別配置については、數年來みられた東京・大阪・愛知・兵庫・神奈川・福岡等の大工業地帶の集中傾向は依然として繼續されてゐると思はれるが、數字的には確定しがたい。なほ、規模別配置においては、所屬者の比率は三〇人以下の工場において減少し、二〇〇人以上の大工場、特に金屬及機械器具工場において増大しつつある。謂ゆる重點主義がこの傾向を一層促進して、重工業的大事業の勢力擴大に資したことは疑ふべくもない。終りに、労働者の體性的構成は重工業の興隆と輕工業の停頓の結果、比率的には男子超過の傾向を一層顯著にして來てゐるが、他方、労働需要の緊迫化と労働供給の窮屈化に伴ひ、年齢別構成における十六歳未満者（その大半は女子である）の雇傭が絶對的に増加し、時局産業にあつては比率的にも増加してゐるのとならんで、謂ゆる男性職業への女性の進出の傾向も亦漸く目立つて來、機械器具工場における、しかもその本質的な労働過程においてさへ、女子労働の比率は次第に上昇せんとする機運にあるのである。

労働者の總數とその配置及構成に現はれた上記の變動とならんで、彼らの労働生活の諸條件に

においても亦、戦時體制本格化への態勢の影響が確認される。一般に戦時經濟における労働生活の特質は、戦争景氣がその積極面よりもヨリ多くその消極面を伴ひ、これが惠澤に與かる場合にも、それが屢々表見的・一時的であり、又は遲進的・跛行的である點に存してゐる。時局の重大性は労働者にも亦臥薪嘗膽を命ずると共に、軍需の緊急と物的設備の遅増と、さらに營利主義の活況は、必然に労働力の支出にたいする要求を増大する。かくてもしも適切なる措置が怠られる場合には、労働時間の延長・休憩の短縮・労働の強化・保護安全設備の低下等の如き労働條件惡化への趨勢は避けがたい。その結果は、未熟練工・弱質者・婦人・未成年者の雇傭の影響も手傳うて、事故缺勤率・罹病率・災害率の増加となつて現はれることともならう。現に本年度においては、工場就業時間制限令従業者雇入制限令等の結果、幾分移動率・殘業率の減少を見たるに拘らず、男子労働者の公傷病缺勤率が輕微な減少を見たほか、男子にあつては私傷病缺勤率、特に事故缺勤率が増大し、女子にあつては三率とも甚しき上昇を示してゐる。官廳報告は「事變發生當初より過長労働により蓄積せる肉體的影響、或は職工の精神的弛緩等が考慮さるべきであらう」と述べてゐるが、これらの事柄は戦争の直接間接に及ぼす爾餘の影響とならんで國民體位の低下に作用する重大要因として急速に施策せらるべきはもちろん、勤勞國民の志氣の問題としても慎重に考慮されねばならぬのである。

他面、かかる新しい條件下における労働に對して勤勞國民は如何に報ひられてゐるか。そのさい問題は、殷賑産業の増大利潤にたいする公正なる關與といつた點よりも、むしろ彼らが激しい肉

體的・精神的消耗を回復し、彼らの健康と能率とを維持するに足る報酬をえてゐるかにある。本年度において工業労働者の名目實收賃銀の平均は約二割内外の増加を見た。しかしその間に小賣相場・生活費指數が一割五分内外の上昇を示してゐるから、闇相場を除外しても、生活程度の上昇はたいして問題にならぬであらう。事實、厚生省の實質賃銀は殆んど事變當初の状態に留まり、時局産業においては若干の低下をさへ示してゐるのである。さらに、これを事變前の昭和六年のそれに比べると、名目定額賃銀は略ぼ同一レベルに留まり、名目實收賃銀は三割五分近い上騰を示してゐるが、同じ期間に全國生活費指數は二三分方ヨリ多く上昇してゐるから、實質實收賃銀においては辛うじて事變前の水準に追いついたといふところであらうか。ただし前年版にも述べたやうに、未熟練工・未成年工・女工・速成工等の比重増大が平均賃銀をヨリ低く現はれしめてゐること、全體として失業の減少したこと、賃銀外給與の増大したこと等々を考慮に入れると、國民所得の勤勞層への分配總額が絶對的にはかなりに膨脹したことは争ひ難く、また一部の労働者、特に時局産業における熟練工及獨身労働者等においてインフレ的賃銀上昇を見たことも看過されてはならぬ。尤も、これらの有利な諸事情に對して、之を打消すものとして闇相場や消費物件の品質低下等があるので、これら一切を參酌して全體的に考察すると、労働國民の物的報酬は計數的にはやつと事變前の水準まで辿りついたといふところであらう。しかしそれが在來の如き社會施設の下において在來の如き方法で消費されてゐたのでは、上段の如き労働力の非常時的消耗にたいして、これ

を生理的・經濟的・精神的に補償して今後益々その旺盛なる再生産を擴大しうるかについては必ずしも樂觀しがたい。さうして戦時體制の本格化の作用がこの條件を固定化する傾向を持つとすれば、ヨリ進んだ精神的・物質的施策が必要とされることは云ふまでもない。

そのほか、俸給生活者については、彼らの數量上の増大と労働者化的傾向は依然として繼續され、たが、報酬の弾力性については遙かに労働者に劣り、したがつて事變の影響は、小商工業者とならんで、ヨリ多くこの階層の上に及びつつあるかの觀がある。次に、戦時體制本格化への動向は、第二の産業革命となつて舊中間階層たる小商工業者に最も深刻なる作用を及ぼし、彼らの間に多數の轉失業者をさへ生ぜしめ、商業使用人の或者も亦この影響の外に立つことはできなかつた。之に對して農村においては軍需景氣の浸潤・軍事援護の徹底・昨年度の絲價・繭價高に次ぎ本年度の米の大幅引上げに伴ふ一般農産價格の上騰等により、從來の物價の缺型・負擔の不均衡・負債の重壓は或程度緩和され、人馬の不足・生産資料の缺乏による農業労働の激化は避けがたいにしても、少くとも中層以上の農民の生活状態はかなり見直ほされたのではないかと考へられるのである。

六

戦時體制本格化への態勢が社會情勢に及ぼした影響は、本年度においても社會運動の領域において最も顯著であつた。けだしこの領域は思想のそれに次いで國家的統制の進展にたいする最も進みよい線を形造るものだからである。

さて戦時體制本格化への動向とそれによる労働生活状態の變動とは、勤勞階層の自救活動たることを本質とする社會的諸運動に如何に作用したか。概言すれば、それは社會的諸運動の量的減退を招來し、その無産階級性格を清算せしめただけでなく、實にかかる運動の終熄を前兆するかの觀をさへ呈せしめるに至つた。さうしてこの事の意義は事變後三年の狀況が、平常時においてならば勤勞階層の側において活潑なる社會運動を喚起したことであらうのに、今やヨリ高度の國家的見地に立ち緊迫せる時局の舉國一致生産力擴充の要請にもとづいて、これら諸運動を嚴重な統制に置いたのみならず、かかる運動の母體の存立其者をまで殂上にのぼせたことに存するのであつて、茲にこの部面における戦時體制本格化への重要な一面が窺はれるのである。

まづ經濟運動についてみるに、労働爭議は時局の壓力と組合の自肅とによつて、件數においては前年とほぼ同じ程度にまで抑止する事ができた。但し、爭議數が多少でも上向し、殊に参加人員の倍加したことは、労働事情において勞資の心構へにおいて、今一息の改善を必要するものがあるのではなからうか。なほ、労働爭議の機械器具工場への集中、賃銀増額要求の増加、繼續日數の短縮、妥協解決の増加等は、いづれも爭議に時局的烙印を焼きつけたものとみらるべきであらう。農業爭議も亦關係人員、耕地面積において著減し、質的にも微溫化の喜ぶべき傾向を辿つた。

次に、労働及農民團體の消長の狀況をたづねるに、時局の深刻化と産業報國運動の進展の影響を受け、労働者數の著増にも拘らず、組合數、組合員數、組織率とも前年來の頽勢を續ける一方、思想的に

も日本主義的乃至全體主義的色彩を濃化し、その活動においても労働組合本來のそれよりも銃後活動に重きが置かれる有様となつただけでなく、總聯盟・日鐵從・日本産業労働俱樂部の解散、産業報國運動を繞つて行はれた正統派労働組合の中心勢力を代表する全總の分裂と舊全勞派の産報俱樂部結成等に見られる如き、労働組合自體の解體を豫示する事態をも發生せしめ、かくて労働組合の代表機關として公私に重きをなして來た組合會議も殆ど有名無實のものとなつた。次に農民組合も亦組合數・組合員數を減少して、大正十三年來の最低記録を示した。唯だ、農民諸國體が農村問題の解決を土地制度の根本的改革に求め、農地制度改革同盟を結成したことは注意に値する。

労働組合の減縮・變質・解體に對比して著しき躍進を示したのは産業報國運動であつて、特に政府が労働國策としてこれを取上げて以來は、少くとも量的には著しき發展を遂げ、將來、労働組合及資本家團體に代る産業労働の新秩序たるべき可能性を愈々濃厚ならしめつつある。本年度に至り政府は『産業報國運動要綱』を發表してこの運動の性格を明らかにし、産業報國運動は國體の本義に基く皇國産業の本質と皇國産業人の眞使命とに立脚して産業報國精神を確立し、其の普及徹底を圖ると共に、之に即する新産業労働體制を樹立して其の全機能の振興發揮を期し、以て大業を翼賛し奉らんとする官民一體の組織的國民運動であると規定した。しかし勞資の態度は今のところ消極的・追隨的であり、従つていまだ「上よりの革新」の域を脱せず、謂ゆる國民運動となるまでには一段の躍進が必要とされるやうである。なほ自主的な労働者教育運動は殆どその姿を匿し、同じ消

費組合運動も不振の度を深めつつある。

我國唯一の無産政黨として残つた社會大衆黨は、すでに前年度來その階級的性格を清算して革新的國民政黨への途上にあつたのであるが、議會主義政黨主義と相容れがたき戰時體制の進展は前年度における國民的新綱領の採擇と國民的革新政黨への熱意にも拘らず、この革新政黨の活動の自由に愈々廣汎なる制限を加へた。之に加へて、既成政黨と右翼側よりする革新運動への反對と、庶民階級の謂ゆる官僚統制に對する短見的な消極的態度も亦、國家的統制の最も熱心且つ尖鋭な提唱者であつた社大黨に轉嫁されて、後者の地位は益々困難なものとなつた。府縣會選舉におけるこの勢力の停頓は主としてかかる事情の反映にほかならない。さうしてこの難關を突破するため、東方農革協との合同が企てられたけれども、この企圖は成立直前に流産し、その結果は却つてこれら革新的諸勢力の内部的崩解の機運を促進するに至つた。特に社大黨にあつては、産報問題對策なども絡み合つて、黨と組合、舊大衆黨系と舊社民系の對立を激化し、茲に社大黨Ⅱ組合會議Ⅱ農民組合の無産階級的樞軸は脆弱化し、共產黨及人民戰線の彈壓の後に生き残つた唯一の社會運動は、遂に自壞の前夜に立つに至つたのである。

最後に、右翼的諸政黨は時局に幸せられ、時勢に乗りながらも、その社會的部面においてはさしたる活況を示さず、僅かに排英運動や政黨攻撃に幾分活潑な動きを示したにすぎない。左翼的勢力は合法的・非合法的兩部面において殆ど掃蕩されて、その活動については全く聞知されない。

七

勤勞階層の勞働生活狀態が戰時體制本格化の態勢の下に上記のやうな傾向を辿り、彼らの自助運動としての社會運動が同じ影響によつてその機能の大部分を喪失したのみならず、それらの運動の主體其者の存立さへが許されがたい事態に立ち至つたとすれば、軍國の要請してやまぬ生産力の維持擴充と舉國一致的社會平和を確保するためには、廣汎且徹底せる社會政策の必要が格段に高められたことは申すまでもない。けだし、社會政策の主要任務の一つは、勤勞國民の生命健康を脅かす諸々の危險から彼らを保護して、勞働資源を培養し、勞資の關係を調整し、生活負擔の偏倚を正し、止むをえぬ負擔については之に最も忍びやすき形態を採らしめることに存してをり、しかもこの必要は戰時體制下において特に留意されねばならぬものであるから。

前年度版において我等は厚生省の創設及國家總動員法其他の社會立法の制定實施に着目して昨年を以て我國社會政策史上における劃期的年次であると規定したのであるが、この總動員法は本年度において初めてその全面的發動を見たのである。もちろん、これら總動員法に基づく諸法令が悉く社會政策立法であるわけではなく、むしろそれらの多くは全く他のヨリ緊迫せる要請に基づくものであるが、しかし色々な點においてそれらが社會政策的意義を持つものであることは周知の如くである。かくて、本年度における社會政策は思想的には全體主義的性格を濃化し實踐的には戰時勞働對策と密接に融合することによつて、總力戰下における戰時社會政策たるの一般

的特質を愈々鮮明ならしめ、その結果、平時における自由主義的乃至集團主義的社會政策とは甚しくその趣きを異にするに至つたのである。

次に、かやうな一般的特質を帯びた本年度の社會政策の實際的特殊相として注意すべきものとしては(一)勞働對策の中心が昂騰したる諸需要に應ずるための「勞務動員計畫」に基づく勞働力の計畫的な補給配置調整に置かれたこと、(二)國民生活安定の一方途を低物價政策に求めたこと、従つて賃銀俸給についても亦九・一八水準への据置が措置せられたこと、(三)鑛業における保護職工について現はれたやうな保護規定の緩和が行はれるに至つたこと、(四)重點主義採用の結果、中小商工業における轉失業問題が深刻化したこと、(五)消費統制が生活必需品に及び、その配給の規正が緊急となつたこと、(六)利潤統制の方向に向つて發足されたこと、等の諸點が擧げらるべきであらうか。

政府の勞働運動對策中その意義の最も大きいものは、さきに記したやうに、政府が本年度において産業報國運動を國策として採擇し、之に指導理論と權力的支持を與へたことである。かくて政府の産報運動方策は單なる社會運動對策の域を脱して産業勞働新秩序樹立のための國策たるの性格を明らかにするに至つたのである。

商業使用人・俸給生活者及農民に對する社會政策は、性質上、上記の産業勞働者に對するそれに對比して著しき遅れを示してゐるが、それでも前者については昨年度來の商店法の實施と來年度より實施さるべき職員健康保險法によつて、最後のものについては、昨年度の國民健康保險法農地調

整法臨時農村負擔處理法と本年度の小作統制令とによつて、漸次その緒に就かんとしてゐる。

終りに、社會運動對策については、戰時體制本格化への態勢に伴うて、思想統制は愈々進捗し、前年度來の傾向を推し進めて、反戰思想左翼運動に向つてのみならず、自由主義思想及運動に對しても、個人と團體の別なく、益々嚴重な取締が行はれるに至つた。そのさい、勞働者農民の諸運動の重要なものが相次いで時局に即應するやうになつた結果として、昨年度より引續いて思想方面に重點が置かれたやうである。即ち、左翼的、自由主義的出版物に對する取締の強化や東大經濟學部の肅正やにおいて、我等はその消極面の一斑を窺ひうるであらう。次に、積極面においては、國民精神總動員運動が運動新展開の「基本方針」を決定し、(一)肇國の大理想を顯揚し、東亞新秩序の建設を期す、(二)大に國民精神を顯揚し、國家總力の充實を期す、(三)一億一心各々その業務に精勵し、奉公の誠を盡さむことを期すの三點を挙げ、又毎月一日を「興亞奉公日」と定める等、精神總動員の實際生活の具現を企てたが、豫期の効果を收めえたとは云ひがたい。さらに文部省關係にあつても思想問題研究會の復活、國民精神文化研究所の對策部の活動などがあり、堂々たる紙上プランの發表をみたけれども、その積極的成果においては、いまだ特記すべきものを結實してはゐないやうである。

本年鑑はかやうな内外非常の情勢下における昭和十四年の我國勞働者及農民の各方面における生活狀態と各種の社會運動の消長と諸般の社會的施設及對策に關する諸事實を及ぶ限り信賴

しうる公私の資料に基づき科學的方法に従つて忠實に記録し、時局の誤らざる認識と時艱の機宜に適した克服とに資せんとするものである。我等のかゝる意圖にも拘らず、特に資料の蒐集・調査の實行・出版・刊行上の制約等において少からぬ不自由を忍ばねばならぬ戦時體制下においては、ほ幾多の缺陷なきを保しがたい。加うるに發行の遅延は印刷關係等の外的事情によるとはいへ、誠に申譯ない次第である。希くば大方の諒恕と叱正と助言を惜まれざらんことを。

昭和十六年七月

大原社會問題研究所

[illegible]

六・二七	七・一	七・四	七・八	七・二一	七・二四	七・二九	八・一	八・五	八・七	八・八	八・九	八・一六	八・二一	八・二四	八・二五	八・二七	八・二九	八・三一	九・一	九・三	九・四	九・五	九・八	九・一五	九・一九	八・二〇	九・二四	九・二五	九・二八	一〇・三	一〇・四	二〇・六
------	-----	-----	-----	------	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------

100.10	100.12	100.15	100.18	100.19	100.24	100.27	100.31	100.35	100.39	100.43	100.47	100.51	100.55	100.59	100.63	100.67	100.71	100.75	100.79	100.83	100.87	100.91	100.95	100.99
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

ダラヂエ佛首相獨逸の和平提案拒否。
 チエンパレン英首相も同様拒否。
 海軍官業労働組合聯盟行動綱領改正。
 海軍工員、勤勞興國組合聯盟と改稱。
 價格統制令・賃金臨時措置令・地代
 家賃統制令・會社員給與臨時措置令。
 電力調整令・軍需品事業場検査令の
 六勅令公布、二十日より施行。
 日本産業労働俱樂部解體聲明書發表
 爲替基準を磅より弗に變更。
 公定米價三十八圓を五圓引上ぐ。米
 穀の強制買上省令公布。
 木造建物建築統制規則制定。
 岩手縣松尾鑛山大陥没、百三十名生
 埋。第二回日本厚生大會開催。
 農村出身下士官兵に米收納休暇許與
 厚生省女子勞務者の特殊保護を通牒。
 煙草一齊に平均一割四分値上げ。
 商相今後物價政策の中心を適正價格
 形成に置く旨を聲明す。
 勞務管理調查委員會制公布。
 船員養成令公布。
 米穀搗精等制限令公布。
 厚生省産業報國運動要綱を決定。
 農民團體、農地制度改革同盟結成。
 蘇聯、フィンランド遂に開戰。
 公定價格制、穀類陸稻外米等に擴大、小
 作料統制令及施行規則公布。
 公定價格制糯米に及ぶ。中小産業調
 査會第一回總會開催。
 東亞新秩序確立の基本思想等に關す
 る興亞院會議の答申成立。
 中央物價委員會低物價政策一貫要望
 協調會解消論白紙に還元、產報と併
 存に決定。
 地方長官に米穀強制買上委任通牒。
 厚省家族手当支給許可を閣議に出す。
 物資使用收用令公布二十日實施。
 低物價政策遂行基本方策成る。
 暴利取締令公布即日實施。
 家族手当支給見合せとなる。
 肥料消費調整規則公布即日實施。

凡 例

一、本年鑑の記事は、従前と同じく、主要なる新聞、雑誌、各労働者團體の報告、各官公私團體及び私人の報告に據り、本所に於て取捨按配したるものと、本所が直接調査したところに據るものとより成る。

一、本年鑑の編纂方法は、一昨年々度改正のそれを踏襲した。即ち、全體を三部に分ち、之を夫々「労働者状態」、「社會運動」及び「社會政策及社會運動對策」とした。併し各部の編成の細目に於ては事實の推移に應じて可成りの變更を行つた。尙、「統計表」は昨年度と同じく、本文にあるものは之を割愛し、成るべく重複を避けることとした。

一、本年鑑に利用さるべき資料特に官廳資料にして、遺憾乍ら發表中止になつたものの發表が締切までに間に合はなかつたもの、或は細目の發表中止になつたもの等が若干あつたが、これ等は、いづれも當該箇所、その旨明記して省略に従つた。例へば「本邦鑛業の趨勢」、「工場監督年報」等の如きものゝ發表中止乃至は發表遅延は、本年鑑の性質上甚だ遺憾とするところであるが、いまは全く止むを得ない。

一、本文の記述は原則として昭和十四年中の事實に限つたが、資料の關係上、それ以前の事實をもつて記述した箇所もあり、また極めて稀れではあるが、昭和十五年に入る事實にも言及せざるを得なかつた箇所もある。従つて記述の中で「本年」とあるはみな昭和十四年のことであり、昭和十四年以外の事實については一々そのことを附記した。

一、總目次は之を卷首に掲げ、各部に於ける細目はそれぞれの部の最初に載せてある。

日本勞働年鑑目次

緒言—昭和十四年（一九三九年）度大觀

昭和十四年重要日誌

凡例

第一部 勞働者狀態 (part 1. Labour Conditions: Including hours of works,

industrial accidents, movement of wages, unemployment and workers' family budget etc. with Statistical Tables) 1

概説..... 1

第一篇 勞働人口とその配置及構成..... 二

第二篇 工・鑛・交通勞働者狀態..... 三

第三篇 俸給生活者・商業使用人・職業婦人狀態..... 七

第四篇 農・林・漁業勞働狀態…………… 八三

第一部(勞働者狀態)統計表…………… 一〇九

第二部 社會運動 (part 2. **Social Movements** : Including labour disputes,

trade unions, peasants unions, labour parties and other social

movements etc. with Statistical Tables & Labour Directory) …… 一二九

概說…………… 一二九

第一篇 勞働組合…………… 一三一

第二篇 無產政黨…………… 一七九

第三篇 國家主義的運動…………… 二〇一

附篇 產業報國會…………… 二二〇

第二部(社會運動)統計表…………… 二三八

第三部 社會政策及社會運動對策 (Part 3. **Social policies** : Including

labour legislations, social insurance, unemployment measures,

employers' welfare works, rural measures and government
policies for labour movements etc. with Statistical Tables) 141

概 説.....141

第一篇 社會政策の一般方針.....142

第二篇 工・鑛・交通労働者に對する社會政策.....170

第三篇 商業使用人・俸給生活者に對する社會政策.....182

第四篇 農民に對する社會政策.....186

第五篇 社會運動對策.....179

第三部(社會政策及社會運動對策 統計表).....194

附 錄 昭和十四年中に制定せられたる社會問題關係法規一覽

(Labour Laws) 1

索引 (Index)..... 1

第一部 勞働者狀態

概 説	一
第一篇 勞働人口とその配置及構成	二
第一章 一般的考察	二
第二章 最近に於ける主要勞働人口の配置及構成	三
第一節 地方別配置	三
第二節 事業別配置	五
第三節 規模別配置	九
第四節 體性別構成	二
第五節 年齡別構成	三
第三章 勞働異動及失業	六
第一節 勞働異動	六
第二篇 工・鑛・交通勞働者狀態	六
第一章 勞働時間及勞働強度	六
第一節 工場勞働者	六
第二節 鑛山勞働者	六
第三節 交通勞働者	六
第二章 勞働災害及勞働衛生	六
第一節 工場勞働者	六
第二節 鑛山勞働者	六
第三章 賃銀	六
第一節 工場勞働者	六
第二節 鑛山勞働者	六
第三節 交通勞働者	六
第三章 交通勞働者	六
第四章 家計	六
第一節 工場勞働者	六
第二節 交通勞働者	六
第三篇 俸給生活者・商業使用人・職業婦人狀態	六
第一章 俸給生活者狀態	六
第一節 俸給生活者數	六
第二節 生活狀態	六
第二章 商業使用人狀態	六
第三章 職業婦人狀態	六
第一節 職業婦人數	六
第二節 生活狀態	六
附 女給・藝娼妓・酌婦	六
第四篇 農・林・漁業勞働者狀態	六
第一章 農民狀態	六
第一節 農家の配置	六
第二節 農家の經營Ⅱ家計	六
第三節 農業被傭勞働者	六
第二章 林業勞働者狀態	六
第三章 漁民狀態	六

表計統（態狀者働勞）部一第

第一表 労働人口統計

其一 國勢調査に依る職業別人口

其二 大正九年及昭和五年國勢調査産業別人口比較

其三 全國産業別労働者數

第二表 工場労働者數

其一 職工數累年表

第三表 労働異動統計

其一 失業狀況

第四表 家計調査統計

其一 労働者計調査

其二 俸給生活者家計調査

概 説

支那事變第三年目にあたる昭和十四年度は戦時労働統制が遂に労働部面にまで及んだ年であつた。本年度において軍需生産力の擴充に伴ふ我國産業の編成替は益々強行せられたが、それは必然に引續き労働力の深刻な不足をもたらした。かくして、既に昨年度において必至の勢にあつたところの労働力需給調整策、補給策を中心とする戦時労働統制は、本年度を通じて次ぎ次ぎに斷行されていつた。かゝる戦時労働統制の整備下にあつて、労働者状態は如何なる様相を呈したであらうか。

先づ労働力の動員と配置についてみれば、労働者總數は勿論増大してゐるが、これを産業別にみれば時局産業への集中特にその大工場への集中傾向が觀取される。それと同時に労働者の年齢別、體性別構成にも著しい變化が認められるのである。これは云ふまでもなく青少年工の急激な増加と、婦人労働者の進出を意味する。労働市場が右の如き様相を示した反面において、中小商工業者の謂ゆる轉業、失業も官的報告によれば減少の途を辿つたが、しかしこの問題は戦時經濟の強化に伴ふ贅澤品使用禁止及び配給機構再編成問題に關聯して遠からぬ將來再び日程に上るであらうと考へられる。

次に労働時間をみるに、十二時間を超える過長労働時間は

成程例外的にしか存在しなくなつたが、十二時間以下のものは「工場就業時間制限令」の實施にも拘はらずなほ依然として延長の傾向が認められる。而かも右「制限令」の影響はこれに止まらず、過長労働時間を労働強化に振りかへるが如く作用したやうである。この場合労働強化は種々なる形をとつて行はれたと考へられるが、これを實證すべき材料は與へられてゐない。けれども、軍需品工場における従業員の各種缺勤率が増大しつゝある事實より推せば、労働強化の事實はこれを推測しえぬでもない。

ところで、實收賃銀は各種の労働統制を映して極めて複雑な様相を呈したが、時局産業部門において概して停滯的であつたことが特徴的である。特にこの傾向はこの部門の成年男子職工に顯著であるのが注目される。青少年労働者及び婦人労働者の賃銀は稍々顯著な上昇を示した。更に實質賃銀についてみれば、時局産業部門においては名目賃銀の停滯傾向を反映して他産業に比し低位にあるが、全般的には事變前に比し殆んど低落を示してゐない。しかし實質賃銀のこの傾向については、最近の「闇」相場或ひは品質低下、品不足が考慮に容れられねばならないであらう。

都市を離れて農村をみても、既に過度労働集約下にある農民は戦時食糧の確保を、謂ゆる逆條件の下において、労働強化によつて遂行しつつあるのである。

第一篇 勞働人口とその配置

及構成

第一章 一般的考察

本邦に於ける勞働人口に關する調査は最近まで遺憾乍ら完備してゐるとは云ひ難い状態にあつた。すなはち特殊的に勞働人口を對象とする比較的包括的な唯一の調査は厚生省勞働局（従前は内務省社會局）によつて年二回發表される「全國産業別勞働者數調」であるが（昭和十三年迄「工場鑛山等勞働者數調」として發表されたものゝ繼續であるが、調査範圍は多少異つてゐる）それについては、材料の蒐集から編整に至る一切の方法が發表されてをらず、従つてそれが値すべき信憑度についてはもとより、そのうちに掲げられてゐる諸項目が如何なる規定をもつかについてさへ、吾々は殆んど確認の途をもち得ない状態に置かれてゐたのである。昭和十四年十二月三十一日戰時下勞務動員の必要から「勞務動態調査規則」（今後毎年二回、六月末と十二月末現在で行はれる）によつて全國一齊に勞務動態調査が行はれた所以も誠に故なしとしたのであらう。勞務動態調査の調査結果が發表されれば吾々は最近の本邦勞働人口に關して信憑すべきある程度までの材料

を有つことができるのであらうが、遺憾乍ら未だ右調査結果は發表されてゐないのである。そこでこゝでは主として昭和五年の第二回國勢調査の結果に基き或る意味においての本邦勞働人口と、その産業上乃至職業上の配置とを紹介し、併せてそれが如何なる層から構成されてゐるかにつき若干の考察を試みることにしよう。

第二回國勢調査報告においては、周知の如く産業別及職業別の兩種分類方法が並び採用されてをり、そしてそこでは職業小分類の各項目は同時に職業上の地位（業主、職員、勞務者）の識別に役立つべきものとして設計されてゐるのであるが（同報告、第二卷、職業及産業、附録、一三―四頁参照）、第一回調査の場合とは異つて職業上の地位別による有業者の分類集計は行はれることなく、その代り産業上の地位別（雇主、單獨、使用人）によるそれが與へられてゐるのである。だが勞働人口を區分し抽出する目的からいへば後者は前者よりも遙に不適當と云はねばならぬ。けだし茲に「使用人」とは「俸給、給料、賃銀其の他の報酬を得て勤務する者又は家族にして世帯主其の他の家族の業務を補助する者」を謂ふのであり、従つてその中には職員、しかも高級な職員までが包含されてゐると同時に、他面にはまた、自ら從事する者と雖も「使用人」に非ざる限り全部それから排除されてゐるからである。即ちこの分類は雇傭關係の有無を明かにし生産關係の一

端を察知せしむるものとしては獨特の長所を有することは勿論であるが、それは一般的な「労働人口」の區分抽出に適するものではなく、「労働人口」が確められた後に進んでその内的構成の究明を企圖する場合に最も適當に利用さるべきものなのである。そこで吾々は先づ「労働人口」と看做され得べき勞務者數を明かにする必要があるのであるが、その可能性は幸にして、前述の如き職業分類法によつて與へられてゐる。即ち、吾々は職業小分類の各項目について職業上の地位を辨別し、そのうちの勞務者に該當すべきものを抽出し集計することによつてこれを知ることができるのである。がその前に豫め有業者全體についての大體の知識を得て置くことが便宜であらう。

職業別有業者數 昭和五年「國勢調査報告」に依れば、我國內地總人口六四、四五〇、〇〇五で（昭和十年の中間調査に依れば六九、二五四、一四八となつてゐる。大正九年以降の變遷に就いては、例へば「統計時報」第五六號參照）、その中有業者は二九、六一九、六四〇、有業率は四六・〇％に當る。次表を見よ。

	總數	男	女
總人口	六四、四五〇、〇〇五	三三、三九〇、一五五	三三、〇五九、八五〇
有業者	二九、六一九、六四〇	一九、〇三〇、二三七	一〇、五八九、四〇三
有業率（％）	四六・〇	五八・八	三三・〇

次に有業者總數を職業大分類によつて區分すれば、農業最も多く、有業者の半數近くを占め、次いで工業、商業の順位で、鑛業が最も少い。次表を見よ。（大正九年との比較については統計表參照）。

	總數	男	女	有業者千人中 各業總數割合
總數	二九、六一九、六四〇	一九、〇三〇、二三七	一〇、五八九、四〇三	一、〇〇〇
農業	一四、一四〇、一〇七	七、七四三、〇六五	六、三九七、〇四二	四七七
水産業	五五八、六三四	五〇一、〇七八	四五、五四六	一八
鑛業	二五二、二三〇	二二〇、一七四	四一、〇五六	八
工業	五、六九九、五八一	四、二六九、一五一	一、四三〇、四三〇	一九三
商業	四、四七八、〇九八	三、〇二三、九〇三	一、四六四、一九五	一五二
交通業	一、一〇七、五七四	一、〇三八、五九五	七八、九七九	七
公務自由業	二、〇四四、一五一	一、六九一、八〇三	三五三、三四八	六九
家事使用人	七八一、三九	八四、二〇三	六九七、一八六	二六
其他の有業者	五七〇、九六六	四八八、二六五	八二、七〇一	一九

職業別「使用人」數 右有業者數中産業上の地位別分類による「使用人」は前述の如く之を「労働人口」と見做すには不適當であるが、いま参考のため之を職業別に掲ぐれば次の如くである（便宜上「雇主」、「單獨」をも併記して）。

	總數	雇主	單獨	使用人
總數	二九、六一九、六四〇	六、一四九、九四四	三、三九五、八四五	二〇、〇七三、八五一
		(二〇八)	(一一五)	(六七八)

農 業	一四、一四〇、一〇七	四、二七、一六六	七九、三四	九、一三、六一七
	(三〇二)	(五二)	(六四六)	
水 産 業	五四六、六四	一二、八二〇	一二、四二六	三二四、三七八
	(二二)	(二二)	(五七五)	
鑛 業	二五一、二二〇	四、四八〇	五、三二〇	二四一、四三〇
	(二八)	(二二)	(九六一)	
工 業	五、六九、五八一	六八六、六四四	九七五、二五六	四、〇三七、六八一
	(二二)	(二二)	(二七)	(七〇八)
商 業	四、四七八、〇九八	九三三、〇五六	一、二四二、四八六	二、二八二、五五六
	(二二)	(二二)	(二七)	(五二〇)
交 通 業	一、一〇七、五七四	六〇、九五八	一二、三四八	九三三、二六八
	(五五)	(二二)	(八三五)	
公務自由業	二、〇四、一五一	四八、九三八	一七三、九七六	一、八二二、二二七
家事使用人	七八一、三二九	—	—	七八一、三二九
	(一、〇〇〇)			
其他の有業者	五七〇、九六六	二、八八二	三、二七九	五三六、三六五
	(五)	(五)	(五)	(九三九)

〔備考〕—括弧内は各職業總數を一、〇〇〇とする各業有業者の産業上の地位別割合。

職業別「勞務者」數 次に前述の如く「勞働人口」と見做し得べき「勞務者」數を既述の如き方法によつて算出し、之を職業別にみれば次の如くで、二千萬足らずの「勞務者」のうちその大部分（八四％）が農業、工業及商業に従事してゐる

ることが分る。これはこれら職業部門が本邦「勞働人口」よりして如何に重要であるかを物語るものであらう。（尙便宜上「業主」「職員」をも併記した。）

總 (有業者) 數	二九、六九、六四〇	七、六一五、一四七	二、〇五、四四四	二九、九四九、〇四九	(一〇〇・〇)
農 業	一四、一四〇、一〇七	四、九六一、六四四	二〇、二八八	九、一五八、二〇五	(四五・九)
水 産 業	五四六、六四	二二、三四六	一、〇五〇	三二二、二八	(一・六)
鑛 業	二五一、二二〇	一〇、六九六	一一、〇一四	二二九、五二〇	(一・二)
工 業	五、六九、五八一	四三〇、八〇五	八五、六一七	五、一八三、一五九	(二五・九)
商 業	四、四七八、〇九八	一、八四〇、六六九	二二六、五四〇	二、四三〇、八八九	(二二・一)
交 通 業	一、一〇七、五七四	一三八、〇一七	六五、一三五	九〇四、四三三	(四・五)
公務自由業	二、〇四、一五一	—	一、六五五、八〇〇	三八八、三五二	(一・九)
家事使用人	七八一、三二九	—	—	七八一、三二九	(三・九)
其他の有業者	五七〇、九六六	—	—	五七〇、九六六	(二・九)

〔備考〕—昭和五年國勢調査に於いては各職業上の地位への區分の基準は大正九年國勢調査におけるとは可成り異つてゐることに注意しなければならぬ。この點に就ては昭和五年國勢調査報告第二卷附録「産業及職業分類方法」参照。尙右記載以外の項目は社會通念に従つて分類した。

産業別「勞務者」數 更に右の「勞務者」總數を産業別にみれば左の如くで、その産業別配置と殆んど同じ結果を示してゐる。（尙便宜上こゝでも「業主」「職員」を併記した。）

總 (有業者) 數	二九、六九、六四〇	七、六一五、一四七	二、〇五、四四四	二九、九四九、〇四九	(一〇〇・〇)
總 數	二九、六九、六四〇	七、六一五、一四七	二、〇五、四四四	二九、九四九、〇四九	(一〇〇・〇)

農業	一四、一三一、〇三五	四、九六一、六二六	一三、三三五	九、一五六、〇八四(四五・九)
水産業	五六、四三六	二二三、三六六	一〇、六八〇	三三四、四二〇(一・六)
鑛業	三五、四七六	一一、〇九二	二五、六五八	二七八、七六(一・四)
工業	五、八七五、九八一	四三一、〇七八	二四三、〇四三	五、二〇二、八七〇(二六・一)
商業	四、九〇五、六五五	一、八三九、八四八	四七八、一二三	二、五八七、六九四(二三・〇)
交通業	九四五、一六六	七五、二六四	一二五、一〇三	七五四、七四九(三・八)
公務自由業	二、〇〇五、一九二	六二、八八六	一、二六八、四三七	七七三、八六九(三・九)
家事	八〇三、一六七	一四	二九五	八〇二、八五八(四・〇)
其他の産業	七〇、五八二	三	一、七九〇	六六、七八九(〇・三)

〔備考〕—この中農業、工業及商業に就ては友安亮一氏の論稿がある。「本邦に於ける農業、工業及商業従業者の職業上の地位に就て」(「統計時報」第五十三號)がそれである。(但し友安氏の計數と右表の計數とは必ずしも一致してゐない)。

昭和五年に於ける「勞務者」の職業別及産業別配置は右の如くであるが、本年度(昭和十四年)に於けるその職業別及産業別配置は勿論不明である。そこでこゝでは参考のため前記社會局調査の「勞務者」に就いて昭和五年度と同十四年度の計數を對比して掲げて置くことにする。

	雇主	單獨
農業	三、〇六二(—)	四三、一三六(〇・五)
水産業	—	—
鑛業	—	—
工業	二七六、二二七(五・三)	九七五、二五六(一八・八)

工場勞働者	二、〇七六、〇〇五
鑛山勞働者	二三五、八六二
運輸交通通信勞働者	五〇六、六九六
日傭勞働者其他	一、九〇四、四三九

計

昭和五年末	昭和十四年末
二、〇七六、〇〇五	四、四〇、〇一九
二三五、八六二	四九四、一七〇
五〇六、六九六	五〇〇、八二六
一、九〇四、四三九	一、五六五、四四二
四、七二三、〇〇二	六、九六一、四五七

職業別「勞務者」の産業上の地位

「勞務者」の職業別或は産業別の配置は右の如くであるが、こゝでは更に進んで「勞務者」を産業上の地位によつて分類してみれば次表の如くで、「勞務者」のうちの殆んど全部は云ふまでもなく「使用人」であり、「勞務者」にして「雇主」又は「單獨」たるものは併せて「勞務者」總數の一割にも満たない。併し之を職業別にみれば勿論その間に可成りの相違があり、工業、商業、公務自由業、及交通業に於ては「勞務者」にして「雇主」又は「單獨」たるものゝ割合はいづれも一割を超え、特に工業に於ては二割四分に及んで最も大であり、商業の一割八分がこれにつづく。これは云ふまでもなく本邦商工業に於ける所謂小商工業經營者の比重の大なることを物語るものであらう

使用人	總數
九、一一三、〇七(九・五)	七、一五八、二〇五(一〇〇・〇)
三三三、二三八(一〇〇・〇)	三三三、二三八(一〇〇・〇)
二二九、五二〇(一〇〇・〇)	二二九、五二〇(一〇〇・〇)
三、九三一、六八六(七五・九)	五、一八三、一五九(一〇〇・〇)

商	業	七四、五一(三・一)	三六〇、〇一四(一四・五)	一、九九六、五四(八二・四)	二、四二〇、八八九(一〇〇・〇)
交	通	業	一一三、二九三(一二・五)	七九二、二九(八七・五)	九〇四、四三三(一〇〇・〇)
公	務	自由業	八、三八(〇・二)	五二、七九二(一二・三)	三八八、三五一(一〇〇・〇)
家	事	使用人	—	—	七八一、三二九(一〇〇・〇)
其	他	の有業者	二、八八二(〇・四)	三二、七一九(五・六)	五七〇、九六六(一〇〇・〇)
計			三六四、七三〇(一・八)	一、五六五、二〇九(七・九)	一九、九四九、〇四九(一〇〇・〇)

職業別「勞務者」の社會的地位 次に右職業別「勞務者」の産業上の地位に基いて職業別「勞務者」の社會的地位をみるに左の如く「勞務者」は五つの階層に分類されるであらう。尤も同一階層に於ても職業を異にするに従つてその社會的地位に距離のあることは否定され難いのであるが、いまはこの程度で満足するより外はない。けだしこの複雑性は本邦社會

構造の複雑性に基く統計資料の止むを得ざる不備に職由すると考へられるからである。それにしても吾々は左表によつて昭和五年に於いては約五〇〇萬内外の賃銀勞働者が存在し又一、〇〇〇萬内外の家族手助が存在してゐたことを知り得るのである。而してこのことは本邦農業の零細經營及び中小商工經營の壓倒的優位に照應するものである。

農 業	水 産 業	鑛 業	工 業	商 業	交 通 業	公 務 自 由 業	家 事 使 用 人	其 他 の 有 業 者	雇 主		單 獨		使 用 人	
									勞務者使用勞務者	準賃銀勞働者(一)	準賃銀勞働者(二)	賃銀勞働者	家族手助	
									三、〇六二	四三、二三六			五五四、二七	八、五五七、八九〇
													一六九、一四八	一四三、〇八〇
													二三九、五二〇	
									二七六、二七	九七五、二五六			※二、五七一、〇〇〇	※一、三六一、〇〇〇
									七四、六七一	三五二、二三三			一、三六一、八八一	六三三、二〇五
										一一三、二九三			七九二、二九	
									八、二八	五一、七九一			三八、三四三	
													七八一、三二九	
									二、八八二	三二、七一九			四八六、八八二	

計

三六五、〇五〇

一、五六七、三二七

二、五二一、〇三五

※四、六〇一、〇〇〇

※一〇、六九四、〇〇〇

〔備考〕—※印は概數。工業に於ける家族手助は國勢調査よりしては原表に就てみる以外には全く之を明にすることができないので、こゝでは昭和八年の主要都市並にその所在府縣の「工業調査」(こゝで利用したものは東京市、大阪府、大阪市、兵庫縣、神戸市のものである)により、その家族従業員數の従業員總數(技術員、事務員を含む)に對する割合の平均(二四・七%)を求め、これを國勢調査の産業別職員數と勞務者數の合計に加乘して算出した。併し「工業調査」では産業別の數字しか與へられてをらず、又年代も異なるため正確は期し難い。産業別構成を職業別に編成替へすれば右の結果よりも稍々小となると共に、家族手助の總従業員數に占める割合は漸増する傾向が見られるものゝ如くであるから、右表の數字は或は多少過大に失するかも知らない。併しそれにしてもその大體の見當をつけるには差支へないであらう。

なほ國勢調査は職業別乃至産業別に於ける本業者の地位を區分するに當つて資本制的な劃一的な計算をしてゐるため、農業特に農耕に於ける自小作農等は「業主」として「勞務者」から區別されてゐるが、この計算は事實に反するものである。吾々は以上に於いては國勢調査に従つて「勞務者」を勞働人口と見做して來たが、より正確にはこれ等農耕業主(自作一、七六四六一八、自小作一、六四六、七四八、小作一、三八六、六七二)の大部分をも勞働人口として、これ等を含めた勞働人口を考察すべきであつた。さうすれば中小商工業従業者と並んで零細農

耕従業者の壓倒的多數の事實が明にされ、我國に於ける中小商工業並に農業の重要性が事實に即して前景に押出されることゝなるであらう。

小工業勞働人口並に經營數 本邦商業並に工業に於ては小商工業勞働人口の比重が極めて大であることは前述せるところよりしても略々明らかであるが、これに關する全般的な調査は未だ存在しない。即ち工業に關して云へばその最も総合的な官廳調査たる商工省「工場統計表」でさへも周知のやうに、「五人以上の職工を使用する設備を有し又は常時五人以上の職工を使用する工場」に限られてゐるのである。従つて次章以下の記述も資料に制約されてすべて小工業以外の工業に限られてゐるのであるが、小工業が我國工業に於いて如何に重要な地位を占めてゐるかを特に戦時下に於ける、物資總動員計畫の中小商工業に對する影響を考へれば、これを除外することは不當であらう。そこでこの場所をかりて昭和五年の國勢調査報告と「工場統計表」に基いて、使用職工五人未満の小工業勞働人口並に經營數をみることにしよう。

昭和五年十月一日現在(「國勢調査報告」に據る)

工業「勞務者」にして「使用人」たるもの(職業大分類)

三、九三一、六八六

中、土木建築に従事する「勞務者」にして「使用人」

五三三、三九四

差引、土木建築以外の工業「勞務者」にして「使用人」

三、三九八、二九二人

昭和五年十二月三十一日現在（「工場統計表」に據る）

使用職工五人以上の工場の職工（官公營工場を含む）

一、八〇四、九三一人

兩者を比較しての概數（以下、土木建築を含まず）

使用職工五人未滿の工業「勞務者」にして「使用人」たるもの

約一、五九三千人

工業「勞務者」にして「單獨」たるもの

六六五、五三三人

工業「勞務者」にして「雇主」たるもの

一八三、八三六人

使用職工五人未滿の工業「勞務者」と見做し得べきもの

約二、四四一千人

土木建築以外の工業「勞務者」に對する割合

約五七・四%

〔備考〕—「工場統計表」に於ける職工とは「工場主と雇傭關係に

よりて當該工場の目的とする作業の本體たる業務に付勞働に従

事し又は直接に其の業務を助成する爲勞働に従事する者を謂ふ

（職工長、伍長、工長、普通職工、臨時職工、日傭職工は勿論

工場建設物の修理等に從事する常傭の大工、左官等をも含む）

徒弟及職人は之を職工と看做す」

右に依れば、土木建築以外の使用職工五人未滿の小工業の「勞務者」にして「使用人」たるものは約一、五九三千人であり、これに「勞務者」にして「單獨」たるもの六六五、五三三人を加へれば小工業に於ける單獨經營者並に被傭者約

二、二五八千人を得る。なほ被傭者一人乃至四人を有する雇主の數は不明であるが「勞務者」にして「雇主」たる一八、三八三六人はそれが「勞務者」であることから推して略々その全部が右に該當するものと見做しても大過あるまい。さうすると昭和五年第四・四半期に於ける小工業の「勞務者」數或ひは勞働人口は二、四四一千人となる。而してこれは土木建築以外の「勞務者」數四、二四七、六六一人の約五七%即ち過半數を少しく超える状態にある。

更に經營數に就いてみれば、上記の如く昭和五年第四・四半期に於ける土木建築以外の小工業「勞務者」或ひは勞働人口の總數は二、四四〇人であり同時期に於ける單獨經營者は六六五、五三三人であるから之を差引いた殘餘即ち一、七七五千人を以て二人乃至五人の經營に従事する者の數と見做し得るであらう。「そこで此の二人乃至五人經營の平均従業員數を三・五人と假定し」（高野岩三郎博士、「小工業の狀勢に關する日本及獨逸の統計に就て」月刊大原社會問題研究所雜誌第三卷第七號）之を以て「勞務者」總數を除して得る約七一〇千が二人乃至五人の經營數となる。之に單獨經營數約六六五千を加へた一、三七五千は即ち土木建築以外の小工業全體の數と認められる譯である。而してこれは同じく昭和五年第四・四半期に於ける土木建築以外の工業經營數（官公營を含む）の約九五%に當るのである。即ち小工業はその従業員數に於いても

また經營數においても本邦工業において極めて重要な地位を占めてゐるのである。

以上の數字は一般的なものではあるが、一の推測に過ぎないものであつた。そこでこゝは、「工場統計表」と「商工省統計表」によつて、「工場統計表」に所謂紡織工業の中の織物業の一部に關する最も最近の（昭和十三年末）確立數を、小工業勞働人口並に經營數の一例として掲げておかう。資料の關係上、全般的な數字の得られないのは遺憾であるがいまは如何ともしがたい。（尤も地方的なものには全般的な調査がある。例へば、東京市役所「東京市産業統計年鑑」、大阪市役所「大阪工業調査」等）

ところで左表によれば、特に織物業における大宗たる綿織物並に絹織物及絹綿交織物工業においては、その使用職工の約三四—三九%が、またその經營數の約八六—八七%が、いづれも使用職工五人未満の經營に屬するのであつて、前述の一般的推算と略々等しい數字を得るのである。

		職 工 數	
		總 數	五人未満 (同上割合)%
綿 織 物		二〇九、二四七	七〇、二五三 (三三・五)
絹織物及絹綿交織物		三〇四、九三三	二一八、〇五四 (七一・五)
麻織物及麻交織物		一八、〇六六	二一、二七三 (一一・八)
毛織物及毛交織物		四七、三八八	八、八五四 (一八・七)

		經 營 數	
		總 數	五人未満 (同上割合)%
綿 織 物		三三、八二六	二九、三〇四 (八六・六)
絹織物及絹綿交織物		五五、三三九	五二、八二一 (九五・六)
麻織物及麻交織物		八、三三九	八、二二三 (九八・七)
毛織物及毛交織物		一、六五〇	五三五 (三二・八)

〔備考〕—昭和十三年「工場統計表」及昭和十三年「商工省統計表」に據り算出。絹織物及絹綿交織物は人造絹織物及人造絹綿交織物を含むものである。

なほこれを支那事變勃發の初年度たる昭和十二年と比較すれば、職工數においては絹織物及絹綿交織物が絶對數においても相對數においても幾分増加したに反して他は絶體數相對數ともに多少とも減少を示して居り、又經營數においても略々同様の傾向がみられるが、こゝでは特に減少の割合が極めて僅少であるのが注目される。

小工業勞働事情 東京市役所「東京市小工業調査」によつて東京市に於ける小工業の勞働事情をみるに次の如く、從業員の勞働諸條件は極めて苦汗的であることを知る事ができる。小工業世帯主及び家族從業員——これは小工業に於ける從業員の半ば近くを占めてゐる——の勞働條件はこゝでは遺憾乍ら不明である。（右調査の對象は東京市に於ける本業或は副業的小工業（從業員十人未満の工場法非適用工場）の工場或は職場數六、

七六三である。

(1) 本調査の対象の如き極小工業にあつては其經營規模内職的家内工業と餘り隔りが無く、裁縫品、製本、紙製品の取扱に從事するものが多い。

(2) 対象小工業六、七六三の一ヶ年生産金額は生産高一三、六〇四、〇一一圓〇〇錢、工賃九、四七五、三八〇圓三七錢、生産高工賃合計二三、〇七九 三九一圓三七錢であつて一工場或は職場當平均三、四四七圓七七錢に當る。

(3) 対象小工業では問屋或は他の製造業者の下請をなし専ら商品の加工又は部分品の製造に從事するものが最も多い。

(4) 対象小工業の生産に從事する従業員数は二六、一六三人で一工場或は職場當平均三・九人に當る。従業員種類としては徒弟に亞いで家族従業員多く小工業生産の中心を成してゐる。

(5) 従業員の年齢は一五歳—二〇歳最も多く、之に亞いでは二一歳—三〇歳で一四歳未満及五一歳以上は少い。又性別には男八〇%、女二〇%の割である。

(6) 家族以外の従業員の一ヶ月給与金(賃銀並に割増金)では五圓以下の者最も多く、一〇圓以下、二〇圓以下と金額の遞増するに従つて人員は減じ、五〇圓超過に至つては極めて少い。尙無給与の四七五人を數へることは注目に値する。

給与の中一ヶ月の賃銀給与は總額二二一、一二六圓一四錢、従業員一人當一二圓七四錢に當る。之を賃銀形態に依つて分つと時給總額三、一七九圓九四錢、一人當平均月二八圓六五錢、日給總額七〇、五五

六圓五九錢、一人當平均月二八圓二七錢、月給總額一〇七、九三九圓三六錢、一人當平均月一五圓一四錢、出來高總額一七、二六四圓九五錢、一人當平均月二六圓八九錢、其他總額二二、一八五圓三〇錢、一人當平均三圓二二錢となる。

次に一ヶ月の割増金給与は總額一、九四四圓一七錢で之を受けた従業員一人當平均月二圓九六錢である。

(7) 家族以外の従業員の就業時間は十二時間以上が過半を占めて最も多く、其以外でも就業は概して長時間に亘るものが多い。

勿論夫等の勤務方法としては住込が大部分で通勤は約三分の一にすぎない。

(8) 対象小工業の中公休日制度は大多數に就いて之を認められるが従業員の休憩時間を一定せるものは之を設けざるものよりも少く、作業規定の如きも不備なるものが意外に多い。

(9) 対象小工業の中従業員退職の場合に於ける手當制度の一定せるものは極めて少いが、手當有るものゝ中年期明けに着物、道具等を支給するもの、開店の面倒を見るもの等があり、又極めて少數であるが従業員に賃銀の前貸を許すもの等特徴的である。

(10) 対象小工業の作業場状況は普通のもの最も多く、又不良のものは良に比較すると極めて少く大體状況の良好なるを認められるが其面積は五坪—一〇坪程度のものが多い。

小商業労働人口並に經營數 小商業の労働人口及び經營數は昭和十四年八月一日施行された謂ゆる「物の國勢調査」の調査結果が發表され、ばその全貌が明かになるであらうが、

それまでは右についての一般的の数字は得難いようである。
そこでこゝでは東京市についてのみその一斑を窺ふこととし
よう。

先づ東京市役所「住込小店員少年工調査」によれば調査商
店數五、九八七の中店員數五人以下の小商業經營數は八、六
九二で八一％に當る。小商業勞働人口は調査商店員三〇、四
三九の中一二、一九二で總數の三九％に當る。

店員數別 總數 一人 二人 三人 四人 五人 一人以上五人
商店數 五、九七一、〇三二、四三二、二〇九 六三三 四六六 四、六九二

總數	三〇、四三九	一、〇三二	二、九四四	三、三七二	五、三八二	二、三八〇	一、三、一九三
店員數	五、八三〇	—	一、二六	二、三〇	二、三三	二、三八	—
住込總數	二四、六〇九	一、〇三二	二、八八三	三、一〇七	二、二九九	二、一四三	—
店員數	二九歳以上	一四、五〇七	—	一、〇五五	一、六〇二	一、三三七	一、二九二
店員數	二八歳以下	一〇、二〇二	一、〇〇三	一、七三三	一、五〇五	九四三	八五二

〔備考〕—昭和十年九月一日現在の調査。

次に商工省調「東京市小賣業經營調査」によつてこれをみれば次の如く、小商業經營數は調査小賣業者（店舖）五、一九三の中四、三八九を占め總數の八四％に當る。

〔備考〕昭和十年九月一日現在の調査。

次に商工省調「東京市小賣業經營調査」によつてこれを見
れば次の如く、小商業經營數は調査小賣業者（店舗）五、一
九三の中四、三八九を占め總數の八四％に當る。

業種	從業員を 全く有せ ざるもの	家族從業員のみを有するもの			雇人從業員のみを有するもの			兩方の從業員を有するもの		
		内二人以内	内五人以内	合計	内二人以内	内五人以内	合計	内二人以内	内五人以内	合計
米穀商	一	三	七	一〇	一	二	三	一	二	三
蔬菜果物商	二	四	九	一三	一	〇	一	四	六	一〇
魚商	〇	〇	九	九	〇	〇	〇	三	八	一一
乾物商	〇	二	二	四	一	二	三	二	六	八
肉類商	二	二	二	四	〇	五	五	一〇	五	一五
酒類商	〇	二	二	四	五	三	八	四	七	一一
菓子パン商	〇	八	二	一〇	〇	〇	〇	六	三	九
食料品商	二	三	六	九	六	五	一一	一七	一六	三三
薪炭商	一	一〇	七	一七	一	一	二	一四	一五	二九
家具商	二	三	七	一〇	一〇	一	一一	二六	四	三〇
瀬戸物商	〇	九	九	一八	一	二	三	二八	五	三三

金物商	〇	三	一三	四	五	四	一三	一八	九四	一四二
呉服商	〇	三	六	元	一	八	一八	一八	七八	一五三
洋服商	一	三	三	七	二八	二四	五八	二二	四九	九四
婦人子供服商	二	三	九	四〇	一〇	六	二二	一一	七一	一三五
夜具蒲團商	一	四	二	六五	四	一	五	三	七七	一三三
洋品雜貨商	〇	四	一三	六二	四	一	五	一五	九五	一三三
文房具商	〇	九	一五	八四	三	〇	三	二二	三九	六四
玩具商	八	一〇八	一七	一三五	九	二	二二	二二	三三	五四
小間物商	一	九〇	六	九六	〇	一	二	二二	三三	一〇〇
靴商	三	五	三	五八	一〇	三	一三	三	六七	一〇七
履物商	三	八三	一〇	九三	二	一	一四	二二	三七	六八
藥種商	一	七〇	四	七四	四	六	二七	二八	七四	二六
時計眼鏡貴金商	五	六四	三	六七	一四	二	二六	一八	五二	九二
電氣器具商	〇	一六	三	一九	一	〇	一	一〇	二九	四九
ラヂオ蓄音器商	二	七六	七	八三	一五	六	三〇	三六	四四	八二
書籍雜誌商	二	六八	六	七四	一	四	八	一八	六七	一二三
荒物商	〇	九六	三	一三〇	三	一	四	二七	七七	六六
合計	元	一、五七九	二七一	一、八五四	一六六	二三	三六七	五七三	一、六四九	二、八八

〔備考〕—昭和十四年八月一日現在、調査地域は東京市一圓、調査対象の業種は米穀商以下二十八業種、なほ右の方法により把握せる小賣業者（店舗）數五、一九三は臨時國勢調査（同十四年八月一日現在）掲載の東京市内商品別小賣店舗九四、二七六（二十八業種に該當する）に對比すれば約四分弱に相當し、なほ市

内總小賣店數（前記臨時國勢調査による）一三三、四四四に對する二十八業種別小賣店舗九四、二七六は約七割強なり。

第二章 最近に於ける主要勞働人口の配置及構成

第一節 地方的配置

地方別工場労働者數 商工省「工場統計表」によつて「五人以上の職工を使用する設備を有し又は常時五人以上の職工を使用する工場」（民營のみ）における職工數の地方的分布狀態をみるに（主要府縣のみ）左の如く、東京首位にあり職工總數三、二一五、四二一人の一六・〇%を占め、大阪の一三・七%が之に次ぐ。左表をみよ。（なほ参考のため當該府縣における工場數をも併記した）（昭和十三年末現在）。

	職工數		工場數
	男	女	
總數	一、九七、八〇七	一、二七、六四三	三、二五、四二一（一〇〇・〇）
東京	四〇四、六四八	二四、八三八	五二九、四八六（一六・〇）
大阪	三〇四、九六六	一五、五〇三	四四一、四八八（一三・七）
愛知	一七三、四四九	二七、九二二	三〇〇、三六一（九・三）
兵庫	一六五、四八七	七二、二四三	二三七、七三〇（七・四）
神奈川	一二八、二七三	三三、一九四	一五二、四六七（四・六）
福岡	九七、六九六	二三、二〇七	一二〇、九〇三（三・七）
静岡	四五、〇六八	五三、二八四	九八、三五二（三・一）

京都	四九、三〇八	三九、二〇六	八八、五二四（二・七）	四、四二〇
長野	一七、四〇七	五、五二三	六八、九三〇（二・二）	一、五三四
広島	四五、五七四	二、八七六	六八、四五三（二・二）	二、四九三

なほこれを累年のに考察すれば、昭和六年以降極めて微弱ではあるが、大工業府縣への集中的傾向が窺へるやうである。即ち、東京、大阪、愛知、兵庫各府縣における職工數合計の職工總數に對する割合は、昭和六年末の三九・四%より毎年僅少の増加を示しつゝ昭和十三年末の四六・四%に及んでゐる。（厚生省労働局調によるものは統計表参照）。

地方別鑛山労働者數 厚生省労働者調によつて鑛山労働者數の地方別分布狀態（一萬人以上）をみるに次の如く福岡首位を占め鑛山労働者總數五三三、九七四人の二九・九%で他を凌駕してゐる。（昭和十四年十二月末現在）。

	鑛夫數		計	%
	男	女		
總數	四八三、四〇八	五、五六六	五三三、九七四（一〇〇・〇）	
福岡	一四四、一四四	一五、八一	一五九、九五（二九・九）	
長崎	七九、〇七三	四、〇八八	八三、一六〇（一五・五）	
北海道	六五、二八九	五、二七六	七〇、五六五（一三・二）	
山口	二三、五三九	三、二四〇	二五、七七九（四・八）	
福島	二二、四二七	三、七七一	二五、一九九（四・七）	
岩手	一五、四七六	一、七六〇	一七、二三六（三・八）	

秋田	一四、四三七	一、五七四	一六、〇〇一（二・九）
佐賀	二、三三三	一、五九八	三、九三一（二・六）
熊本	一一、五四三	三七九	一二、九三三（二・二）

〔備考〕「労働時報」昭和十五年二月號による。

地方別交通労働者數 厚生省労働局調によつて交通労働者（運輸、交通、通信労働者）の地方別配置（二十萬人以上）をみれば次の如くである（昭和十四年十二月末現在）。

	交通労働者數		計 %
	男	女	
總數	四三八、五二三	六二、三三三	五〇〇、八六六（一〇〇・〇）
東京	七〇、一〇三	一一、三九二	八一、四九四（一六・三）
大阪	五五、六九八	七、六八九	六三、三八七（一二・六）
北海道	二二、八二三	三、三八九	二七、二二二（五・四）
兵庫	二二、九二七	三、二六三	二五、一八〇（五・〇）
愛知	二二、五四六	二、五八六	二四、一三三（四・八）
神奈川	一八、九〇六	三、七七七	二二、六八三（四・五）

〔備考〕「同右」。

地方別林業労働者數 農林省第十次「山林要覽」により林業労働者の府縣別分布（五萬人以上）状態をみるに次の如くである。

	國有林	公有林野 官行造林	民有林	計
總數	四五〇、九九三	一三三、〇六六	一、一四七、六四七	一、七三〇、六九六

岩手	四三、一〇六	一五、二三七	五七、一九六	一一五、五三九
秋田	四五、三八	一二、〇八七	二五、一四六	八二、五四二
鹿兒島	二二、三四八	三、四一六	五、三七七	七八、一四二
北海道	四五、八七六	—	三、六三二	七七、五〇七
長野	八、五八五	六、〇三三	五七、六四三	七二、二六〇
青森	四三、八四四	七、〇四五	一六、九六八	六七、八五七
島根	三、四七一	四、八三三	五八、三三三	六六、六六六
福岡	六、三三六	一、五五六	四九、九四八	五七、八三〇
福島	二八、二四九	四、七八五	二二、九七八	五六、〇二二
山形	二七、五四二	七、二八五	一九、〇七六	五三、九〇三
宮城	一一、〇八一	一〇、八二七	三〇、三四五	五三、二〇三

〔備考〕「國有林及び公有林野、官行造林は昭和十二年度、民有林は昭和十年度の數字、但し北海道のみはすべて昭和十一年度の數字である。」

地方別漁業労働者數 第十五次「農林省統計表」により漁業「被用者」の地方別分布状態（三十萬人以上）をみれば次の如くである。（昭和十三年末現在）

	水産被用者		計 %
	男	女	
總數	五七八、一〇五	二六六、〇七三	八四四、一七八（一〇〇・〇）
北海道	九二、〇四五	五六、五二四	一四八、五五九（一七・五）
長崎	三八、一三四	一二、三四三	五〇、四七七（六・〇）
千葉	二二、七三三	二二、七〇七	四四、四四〇（五・一）

岩手	三、二六四	一三、一七三	三五、四三七（四・三）
静岡	二六、〇〇二	七、四六七	三三、四六九（四・〇）
三重	一九、九三九	一三、六二九	三三、五五八（三・三）

〔備考〕―「被用者」は十五歳以上の者とす。本業及副業を含む總數。

第二節 事業別配置

工業別職工數 前掲「工場統計表」により昭和十三年末現在における職工數並に工場數をみるに、職工數では紡織工業首位を占め全體の三〇・四％に上り、之に次ぐは機械器具工業の二六・八％、金屬工業の一・七％、化學工業の一〇・〇％である。工場數では同じく紡織工業の二五・〇％首位を占め、之に次ぐは機械器具工業の一五・六％食料品工業の一五・一％である。

	職工數	工場數
紡織工業	九七六、九五三（三〇・四）	二六、〇三九（二五・〇）
金屬工業	三七七、三九八（一二・七）	一一、一三五（九・九）
機械器具工業	八六〇、四三二（二六・八）	一七、五七〇（一五・六）
窯業	一〇五、三四五（三・三）	四、八一六（四・三）
化學工業	三三三、二〇五（一〇・〇）	六、一四六（五・五）
製材及木製品工業	一一三、八三三（三・五）	一〇、六三九（九・五）
印刷及製本業	六三、五六八（二・〇）	三、九三三（三・五）
食料品工業	一九〇、六九七（五・九）	一六、九四四（一五・一）
「ガス」及電氣業	一〇、五一七（〇・三）	六六九（〇・六）

其の他の工業	一九四、四八四（六・一）	一三、三九二（一二・〇）
計	三、二五、四三二（一〇〇・〇）	一三、三三三（一〇〇・〇）

〔備考〕―「被用者」は十五歳以上の者とす。本業及副業を含む總數。

統計表参照。

なほ昭和十四年十二月末現在における産業別工場労働者數及工場數を内閣統計局「労働統計」によつてみるに次の如く職工數では造船業、運搬用具製造業の二二・二％が首位を占め、紡織工業の二一・二％機械器具製造業の二〇・九％、金屬工業の一三・八％が之に次いでゐる。工場數ではこれに反し紡織工業の二四・三％最も多く、金屬工業の一三・八％、機械器具製造業一三・五％の順である。

	男	女	總數	工場數
總數	數二、四三七、八五一	一五八四、六八六	四、〇三三、五三七（一〇〇）	四、〇三三、五三七（一〇〇）
窯業、土石加工業	三六、三三九	一〇、一〇一	四六、四四〇（二・二）	三四七（五・三）
金屬工業	二四九、八八九	三〇、八〇〇	二八〇、六八九（二・三・八）	八九三（三・八）
機械器具製造業	三五五、九二〇	六六、八六五	四二二、七七五（二〇・九）	八七八（三・五）
造船業、運搬用具製造業	四三四、二七九	二五、四六八	四五九、七四七（二・二）	三二一（四・八）
精巧工業	四三、八三三	一五、〇九〇	五八、九二三（二・九）	一六三（二・五）
化學工業	九五、七三三	三四、八六八	一三〇、六〇一（六・四）	五〇六（七・八）
紡織工業	一〇〇、五三七	三三九、二九三	四三九、八三〇（二・二）	一、五七五（二四・三）
被服、身裝品製造業	一四、四七六	二〇、六〇〇	三五、〇七六（一・六）	一七八（二・七）

紙工業、印刷業	四、五九	一七、二六四	六、七九三(三〇)	四九一(七・六)
皮革、骨、羽毛 品類製造業	五、六四二	一、二六九	五、六四三(〇・二)	四二(〇・六)
木竹草蔓類に關 する製造業	二、一五	四、六〇三	二、一五(一・〇)	三七〇(五・七)
飲食料品製造業	五、八〇三	二、五八	五、八〇三(二・五)	五六七(八・七)
ガス、電氣、水道業	八、三三	二〇八	八、三三(〇・四)	六五(一・〇)
其の他の工業	九、八九二	四、七〇〇	九、八九二(〇・四)	七四(一・二)

〔備考〕—規定の調査工場六、五六〇工場中昭和十五年一月三十一
日迄に製表材料の到達せるもの六、四五八工場によりて製表せ
るもの

次に「工場統計表」によつて昭和六年以降の職工數及工場
數の變遷並に各年の總數に對する割合を見るに左表の如く、
職工數工場數ともに逐年増加の傾向にあるが、就中時局産業
方面即ち金屬工業、機械器具工業、化學工業等における職工

數の増加は頗る顯著で三倍乃至五倍に達し、從つて夫々その
總數に對する割合も増加の傾向にある。更にこれらの部門に
おいては職工場の増加が工業數のそれよりもより急速である
といふ傾向がみられる。事變下第二年目の昭和十三年におい
て、これらの趨勢が特に機械器具工業において顯著であるこ
とは注目し値する。他方において紡織工業においては職工數
も工場數も昭和十三年に入つてから絶對數が減少を記録し始
めたことが注目される。もとより紡織工業は前述の如く昭和
十三年末において職工數工場數ともに夫々約三〇%、二五%
を占め、未だ依然として首位を保つてゐるものゝ、數年來の
相對的地位の低下傾向の進行にかへて、加へて今や絶對的地位
の低下さへも見られるに至つたのである。

職 工	業 種									
	紡織	金屬	機械器具	窯業	化學	製材及 木製品	印刷及 製本	食料品	ガス及 電氣	其 他
(昭和) 六 年	一〇〇 (五四・一)	一〇〇 (五・一)	一〇〇 (九・五)	一〇〇 (三・四)	一〇〇 (七・四)	一〇〇 (三・四)	一〇〇 (三・一)	一〇〇 (八・一)	一〇〇 (〇・五)	一〇〇 (五・四)
八 年	一〇一 (四五・二)	一四九 (七・一)	一五七 (一五・五)	一二五 (三・六)	一二三 (八・二)	一二七 (三・三)	一〇五 (二・八)	一〇七 (七・一)	一〇一 (〇・五)	一二六 (六・七)
十 年	一二三 (四二・五)	二五八 (九・二)	二二三 (二五・五)	一六三 (三・九)	一八五 (九・六)	一五〇 (二・六)	一二八 (二・六)	一二八 (六・七)	一〇三 (〇・三)	一六〇 (六・一)
十二 年	一四四 (三五・三)	三六八 (一〇・六)	三七九 (二〇・五)	一九八 (三・八)	二六三 (一一・〇)	一九〇 (三・七)	一二五 (二・三)	一三八 (六・三)	一二二 (〇・三)	二〇九 (六・四)
十三 年	一〇九 (三〇・四)	四四八 (一一・七)	五四三 (二六・八)	一八六 (三・三)	二六三 (一一・〇)	二二一 (三・五)	一二四 (二・〇)	一四三 (五・九)	二二八 (〇・三)	二二六 (六・一)

	場			工		
	十三年	十二年	十一年	八年	六年	
總數	(二五・〇)	(二六・六)	(三〇・〇)	(三〇・六)	(三三・五)	一〇〇
男	(九・九)	(九・五)	(八・六)	(七・七)	(六・四)	一〇〇
女	(一五・六)	(一三・八)	(二一・二)	(二二・三)	(九・一)	一〇〇
總數	(四・三)	(四・七)	(四・六)	(四・六)	(四・九)	一〇〇
皮革、骨、羽毛品類製造業	(五・五)	(五・五)	(五・五)	(五・五)	(五・三)	一〇〇
木竹草蓆類に關する製造業	(九・三)	(九・三)	(八・五)	(八・三)	(八・〇)	一〇〇
飲食料品製造業	(三・六)	(三・六)	(三・九)	(四・三)	(四・六)	一〇〇
ガス、電氣、水道業	(一五・一)	(一五・六)	(一六・一)	(一七・七)	(一九・八)	一〇〇
其の他の工業	(〇・六)	(〇・六)	(〇・六)	(〇・九)	(〇・八)	一〇〇
總數	(一一・〇)	(一〇・八)	(一〇・〇)	(九・一)	(八・九)	一〇〇
礦山數	(一四)	(一四)	(一三)	(一三)	(一三)	一〇〇

〔備考〕—各年の實數については統計表參照。

更に前掲「勞働統計」によつて昭和十四年十二月現在における「延就業人員指數」をみるに次の如く、昭和十三年迄の右の傾向は本年末において更に強化されてゐるやうである。

總數	男	女	總數
窯業、土石加工業	一四	一五	一三〇
金屬工業	一四	一七	一〇三
機械器具製造業	二〇	二七	一四七
造船業、運搬用具製造業	一六	三九	二二三
精巧工業	一六	一九	一六八
化學工業	二〇	二三	一六九
紡織工業	八三	八四	一六七
被服、身裝品製造業	一五	二七	一三〇
紙工業、印刷業	九六	九七	一九六

第一部第一篇 勞働人口とその配置及構成

〔備考〕—昭和十二年七月を一〇〇とす。

産業別礦山勞働者數 商工省「本邦鑛業の趨勢」及「同概要」は本年未發表のため、内閣統計局「勞働統計」によつて昭和十四年十二月末現在における産業別礦山勞働者數及鑛山數をみるに次の如くである。

總數	勞働者數		鑛山數
	男	女	
總數	三〇五、五〇七	二六、五二一	三三三、〇二八(一〇〇)
金屬鑛業	六六、七二五	六、九四六	七三、六七一(三・一)
			九八(三・四)

石炭鑛業	三九、四三三	一八、七九八	二四八、三〇(七四・七)	一三六(五〇・五)
石油鑛業	三、八七五	二三	四、〇〇(一・二)	二四(八・九)
其の他の鑛業	五、四八五	六四	六、三三(一・八)	一一(四・〇)
〔備考〕―規定の二七〇鑛山(製表除外一を含む)につき製表したるもの				

なほ右「労働統計」によつて昭和十四年十二月末現在における産業別「延就業人員指數」をみるに次の如くである。

産業別	男		女		總數
	男	女	男	女	
總數	二三	一四〇	二四	一四	二四
坑内	二五	一九二	二六	一六	二六
坑外	二七	一三三	二〇	一〇	二〇
金屬鑛業	二七	一四五	二九	一五	二九
石炭鑛業	二五	一九	二六	一六	二六
石油鑛業	一〇六	一〇八	一〇七	一〇七	一〇七
其の他の鑛業	二〇九	一三〇	二〇	一〇	二〇

〔備考〕昭和十二年七月を一〇〇とす。

産業別交通労働者數 前掲内閣統計局「労働統計」によつて昭和十四年十二月末現在における産業別交通労働者數及事業場數をみるに次の如くである。

産業別	男		女		總數	事業場數
	男	女	男	女		
總數	八一、六八七	二六、五八七	一〇八、二七四(一〇〇)	五八四(一〇〇)	一三八、二七四	一〇〇
陸上運輸業	五〇、一九九	八、二六四	五八、四六三(五三・九)	一三三(二・七)	一〇八、七六三	一〇〇

鐵道	二四、二七	一、三三五	二五、三六二(二三・四)	七五(二・八)
軌道	二〇、九三三	三、三五六	二四、二七九(二三・四)	三六(六・一)
定路線自動車	五、一四九	三、六七三	八、八二二(八・一)	二三(三・七)
船舶運輸業	一三、四三〇	―	一三、四三〇(一・四)	三七八(六四・七)
運輸取扱業	六、八五七	四一	六、八九八(六・三)	三〇(五・一)
郵便、電信、電話事業	一三、二〇一	一八、二四三	三〇、四四四(二六・一)	四三(七・三)
〔備考〕―規定の二二七事業體中昭和十五年一月末迄に到達せる二二二につき製表せるもの				

なほ右「労働統計」によつて昭和十四年十二月末現在における産業別「延就業人員指數」をみるに次の如くである。

産業別	男		女		總數
	男	女	男	女	
總數	一〇五	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六
陸上運輸業	一〇四	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六
船舶運輸業	一〇六	―	一〇六	一〇六	一〇六
運輸取扱業	三九	一	三九	一	三九
郵便、電信、電話事業	一〇〇	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六

〔備考〕昭和十二年七月を一〇〇とす

作業種別林業労働者數 前掲「山林要覽」に依り作業種別林業労働者數を見るに次の如く、造林労働者數最も多く總數の三六・四％に及び之に次ぐは土木、運材、製炭、伐木造材の順である。

伐木造材	一八七、六八	土	二九二、一〇三
------	--------	---	---------

運	二四七、六八二	製	炭	二四、五九二
造林(苗圃を含む)	六二八、五五五	製	材	三八、一七六
其 他	一二、九九〇			

計 一、七三〇、六九六

〔備考〕—各府縣、北海道の合計。國有林、公有林官行造林は昭和十二年度、民有林は昭和十年度、但し北海道のみはすべて昭和十一年度の數字。なほ運材中には貯材を含む。

從業別漁業労働者數 前掲「農林省統計表」によれば次の如くである。(昭和十三年末現在)

	被用者		計	業主
	男	女		
本業				
漁 撈	三三、五三九	六八、四三三	四〇一、九七一	二二〇、二九六
養殖	一〇、五四七	五、八二八	一六、三七五	七、六七三
業 計	五三、〇〇九	四九、〇一〇	一〇二、〇一九	二四、三三五
副業				
漁 撈	三九六、〇九五	一三三、二七〇	五二九、三六五	二五二、三四四
養殖	二二、五四二	五、〇四四	一八二、五八五	二二、〇二六
業 計	二二、一二三	二〇、七六二	四一、八七五	七、八二二
業 計	三三、三五六	六五、九九七	一〇〇、三五三	三六、九三三
本業副業合計	一八二、〇二〇	一四三、八〇三	三三四、八二三	三六、一九一
職工數	五七八、一〇五	二六六、〇七三	八四四、一七八	五九八、五三五
使用工場	九七六、九五三(一〇〇%)	二二九、七九〇(二二・五%)		

右被用者數を前年度と比較すれば、昭和十三年末において本業においても副業においても各業ともに減少を示してゐるのは注目される。

第三節 規模別配置

規模(使用職工數)別職工數 「工場統計表」により使用職工數による規模別に産業別職工數をみれば左の如く、時局産業部門においては一般に「二〇〇人以上使用工場」における職工數が當該部内の過半數を占めてゐるが、これに反して不急産業部門においては(紡織工業は例外として)概して「五—三〇人使用工場」の職工數が當該産業部門の過半數を占めてゐる。而して平均においては、時間産業並に紡織工業の職工數の過半數が「二〇〇人以上使用工場」に集中し、而かもそれらの職工數が當該規模における職工總數の九割以上を占めてゐる事實よりして「二〇〇人以上使用工場」の職工總數は全體の四八%に上り壓倒的多數を占めてゐる。なほ次の「一〇〇—二〇〇人以上使用工場」の職工總數は全體の一割にも達せず各規模別職工總數のうちで最も少數である。而してこれは産業別にみるも略々同様の結果を示してゐる。(昭和十二年末現在)

三〇—一〇〇人	一〇〇—二〇〇人	二〇〇人以上
使用工場	使用工場	使用工場
一七一、〇三〇(一七・五%)	一〇一、五〇〇(一〇・五%)	四八三、六三三(四九・五%)

金 属 工 業	三七七、三九八(一〇〇)	九一、五七三(二四・三)
機 械 器 具 工 業	八六〇、四三二(一〇〇)	一四一、五五〇(一六・五)
窯 業	一〇九、三四五(一〇〇)	三一、二五八(二九・七)
化 學 工 業	三三三、一〇五(一〇〇)	四四、三〇三(一三・七)
製材及木製品工業	一二三、八三三(一〇〇)	七六、一三六(六六・九)
印刷及製本業	六三、五六八(一〇〇)	三〇、五四九(四八・一)
食 料 品 工 業	一九〇、六九七(一〇〇)	一一〇、七四三(五八・一)
ガ ス 及 電 氣 業	一〇、五七(一〇〇)	五、一五〇(四九・〇)
其 の 他 の 工 業	一九四、四八四(一〇〇)	九〇、二三九(四六・四)
計	三、二二五、四二二(一〇〇)	八四一、二八九(二六・一)

〔備考〕「工場法適用工場における數字については統計表参照。

これを昭和六年と比較すれば、紡織工業においては「五一三〇人使用工場」を除き他はいづれも相對的に稍々減少してゐる（絶對數においては「一〇〇〇—二〇〇〇人使用工場」を除き他は多少とも増加してゐるが「五一三〇人使用工場」の職工數の増加が最も大である）。これに對し時局産業方面においては「二〇〇、以上使用工場」の職工數のみが他の規模におけるとは異り獨り相對的に可成り顯著な増加を示してゐる（絶對數においては各規模の職工數とも可成りの増加を示してゐるが特に「二〇〇人以上使用工場の職工」數の増加が極めて著しい）。

なほ前掲「労働統計」によつて昭和十四年十二月末現在に

六四、〇二八(一七・〇)	二七、二五一(七・二)	一九四、五四六(五一・五)
一六、〇二六(一三・五)	六三、二七八(七・二)	五四〇、五七七(六二・八)
二七、一五七(二五・八)	一六、五四九(一五・七)	三〇、三八一(二八・八)
四七、四四四(一四・七)	三三、七二九(一〇・五)	一九六、七二〇(六一・一)
二六、〇九九(二三・九)	六、四九七(五・七)	五、〇九二(四・五)
一五、一三四(三・八)	六、〇四五(九・五)	一一、八四〇(二八・六)
四〇、八六六(二・四)	一六、六二九(八・七)	三三、四七〇(一一・八)
一、九〇四(一・一)	八八三(八・四)	二、五八一(二四・五)
四三、八三三(三・〇)	一九、四三四(一〇・〇)	四一、九八九(二・六)
五五二、五四〇(一七・二)	二九一、七七四(九・一)	一、五三九、八二八(四七・六)

における規模別延就業人員指數をみるに次の如く、時局産業方面における職工數の「使用職工五十人以上工場」への集中は頗る顯著であることが分る。

	使用職工五十人未満工場	使用職工五十人以上工場
全 工 業	九三	一三三
内		
金 属 工 業	九二	一五一
機 械 器 具 製 造 業	一〇七	二二七
造船業、運搬用具製造業	九三	一六九
精 巧 工 業	九七	一七三
紡 織 工 業	七五	八四

次に「工場統計表」によつて使用職工數による規模別に工

場數をみれば左の如く各産業とも「五―三〇人使用工場」數が壓倒的に大で、これに「三〇―一〇〇人使用工場」數を加へれば各産業とも總數の九割乃至九割五分以上に及び前述の

	工場數	五―三〇人使用工場%
紡織工業	二八、〇九二(一〇〇)	三三、〇八六(八二・三)
金屬工業	一一、一三五(一〇〇)	九、三七〇(八四・一)
機械器具工業	一七、五七〇(一〇〇)	一四、二七一(八二・二)
窯業	四、八一六(一〇〇)	四、〇四二(八三・九)
化學工業	六、一四六(一〇〇)	四、七〇五(七六・五)
製材及木製品工業	一〇、六二九(一〇〇)	九、九八七(九三・九)
印刷及製本業	三、九三二(一〇〇)	三、五三五(九〇・〇)
食料品工業	一六、九四四(一〇〇)	一五、七五七(九三・〇)
ガス及電氣工業	六六九(一〇〇)	六四四(九一・八)
其の他の工業	三、三九六(一〇〇)	二、二七五(九〇・九)
計	一二三、三三三(一〇〇)	九六、六四二(八六・〇)

これを昭和六年と比較すれば、この點では紡織工業においても時局産業方面においても前記昭和六年以降の規模別職工數の推移と略々同様の傾向が窺はれる。

第四節 體性別構成

體性別産業別職工數 「工場統計表」により工場労働者の體性別産業別數をみれば次の如く、男工は一般に時局産業部

規模別職工數の配置とは異つた様相を呈してゐる。(昭和十二年末現在)

	三〇―一〇〇人使用工場%	一〇〇―二〇〇人使用工場%	二〇〇人以上使用工場%
紡織工業	三三、〇八六(八二・三)	七五三(二・七)	八二五(千九)
金屬工業	一、三六二(二・三)	一九六(一・八)	二〇八(一・九)
機械器具工業	二、三七三(二・五)	四五〇(二・六)	四七七(二・七)
窯業	五八六(二・二)	一二七(二・四)	七三(一・五)
化學工業	九五八(一五・六)	二四三(四・〇)	二四〇(三・九)
製材及木製品工業	五七三(五・四)	五二(〇・五)	一九(〇・二)
印刷及製本業	三二六(八・三)	四五(一・一)	二六(〇・六)
食料品工業	九五三(五・六)	一五六(〇・九)	七八(〇・五)
ガス及電氣工業	三九(五・八)	七(一・一)	九(一・三)
其の他の工業	八九七(七・三)	一四七(一・二)	八〇(〇・七)
計	二、五〇二(一〇・三)	二、一六五(一・九)	二、〇四(一・八)

に集中してゐるが、女工は壓倒的に紡織工業に集中してをり従つてこれ等産業における男工女工の割合も略々同様の結果を示してゐる。而してその割合は平均においては男工が過半數を超える状態にある。(昭和十三年末現在)。

	男工總數に對する割合	女工總數に對する割合	職工百人中女子
紡織工業	一八三、三五(一八・八)	七九三、五九(八二・二)	八二・三

金 属 工 業	三四六、九二八(九一・九)	三〇、四七〇(八・二)	八・六
機械器具工業	七七三、五四二(八九・八)	八七、八九〇(一〇・二)	一〇・二
窯 業	八二、一六四(七七・〇)	二四、一八一(二三・〇)	二三・〇
化 學 工 業	三三、四九四(六八・七)	一〇〇、七二一(三一・三)	三三・三
製材及木製品工業	九九、八二九(八七・七)	一三、九九四(一二・三)	一二・三
印刷及製本業	五四、五二〇(八五・八)	九、〇四八(一四・二)	一四・二
食料品工業	一三九、八六九(七三・三)	五〇、八二八(二六・七)	二六・七
ガス及電氣業	一〇、四五〇(九九・四)	六七(〇・六)	〇・六
其の他の工業	八七、六五七(四五・一)	一〇六、八二七(五四・九)	五四・四
計	一、九九七、八〇七(六二・一)	一、二二七、六四四(三七・九)	三七・九

〔備考〕—前表参照。

なほ内閣統計局「労働統計」による産業別體性別労働者數
(昭和十四年十二月末現在)については第二節「事業別配置」
の項参照。

次に昭和六年以降に於ける男工及び女工の増加率並に職工
百人中女工の占める割合を「工場統計表」によつて産業別に
みれば左の如く、時局産業部門に於いては男工及女工の増加
が頗る顯著であり、特に女工の増加の著るしいのが注目され
るが、總數に於いてはやはり男工の増加の方が可成り大であ
る。従つて職工百人中女工の占める割合は逐年低下しつゝあ
る。

		紡 織	金 属	機 械 器 具	窯 業	化 學	製材及 木製品	印刷及 製 本	食料品	ガ ス 及 電 氣	其 他	計
男												
昭和六年	同 八年	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
同 十年	同 八年	一〇七・七	一四八・三	一五五・三	一二三・三	一三三・六	一二六・四	一〇四・五	一〇二・九	一〇一・三	一二四・三	一二五・〇
同 十二年	同 十年	一二三・四	二五八・六	一二七・七	一五五・七	一八七・一	一四七・九	一二七・四	一一〇・六	一〇二・五	一五七・六	一六六・三
同 十三年	同 十二年	一二七・二	三六七・七	三七二・〇	一八六・〇	二六六・五	一八四・九	一二四・四	一二三・八	一二三・四	二〇三・五	二二三・一
同 十三年	同 十三年	一二五・八	四四五・一	五二五・一	一七一・四	二七八・五	一八五・四	一九八・八	一二三・三	一二八・三	二〇〇・一	二五七・九
女												
昭和六年	同 八年	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
同 十年	同 八年	九五・五	一五八・五	一八四・八	一四一・二	一三三・七	一二六・五	一〇四・二	一二七・八	九九・九	一二六・六	一〇五・三
同 十二年	同 十年	一〇九・七	二五二・七	二八六・三	二〇一・八	一八五・九	一七六・八	一二一・五	一六四・六	三八・五	一六二・八	一二三・〇
同 十三年	同 十二年	一二二・二	三七七・八	四八三・八	二六四・三	二五八・一	二五四・四	一三七・五	二三四・七	五〇・〇	二二六・一	一三六・五
同 十三年	同 十三年	一〇七・一	四八〇・九	七八一・五	二五七・四	二三四・五	三三四・八	一五三・四	二六四・二	六四・四	二三一・五	一三七・三

職工百人	昭和六年	八二・四	七・五	七・一	一六・一	五五・一	七・八	一一・五	一四・四	一・三	五二・三
中女	同 八年	八一・二	八・〇	八・三	一八・六	五五・一	八・五	一一・五	一七・三	〇・八	五二・七
子の占むる割合	同 十年	八〇・七	七・四	八・八	二〇・五	五四・九	九・二	二・八	二〇・〇	〇・五	五二・一
合	同 十二年	八〇・五	七・七	九・〇	三三・〇	三四・三	一〇・五	二・五	二四・三	〇・六	五二・八
	同 十三年	八一・二	八・〇	一〇・二	三三・九	三一・二	二二・二	一四・二	二六・六	〇・六	六四・九

體性別鑛種別鑛夫數 第二部「事業別配置」の項参照。

體性別産業別交通労働者數 第二部「事業別配置」の項参照。

の方が過半数を超してゐる(昭和十三年末現在)。

照。

第五節 年齢別構成

年齢別體性別職工數 「工場統計表」により體性別にみた

る職工年齢別三階級の實數並に比率をみれば次の如く、男工の九三%、女工の八二%が「十六才以上五十才未満」にある。

更に各年齢における男工と女工の割合をみれば、「十六才未満」においては女工が過半数以上を占めてゐるが、「五十才以上」は僅かである。「十六才以上五十才未満」においては男工

職工總數	男	女	職工百人中女子
十六歳未満	二九六、八六二 (九・二)	九四、〇〇六 (四・七)	二〇三、八五五 (一六・六)
十六歳以上	二、八五三、六七九 (八八・七)	一、八五三、七〇五 (九二・八)	九九九、九七四 (八二・一)
五十歳未満	六四、八八一 (二・〇)	五〇、〇九六 (二・五)	一四、七八五 (一二)
五十歳以上	三、二五、四二二 (一〇〇・〇)	一、九七、八〇七 (一〇〇・〇)	一、二七、六二四 (一〇〇・〇)
計			三七・八

なほ厚生省労働局の調査にかゝる少年少女未経験労働者年齢別就業員數(昭和十四年三月一日—四月末日)をみれば次の如くである。

男	十二歳以上 十三歳未満	十三歳以上 十四歳未満	十四歳以上 十五歳未満	十五歳以上 十六歳未満	十六歳以上 十七歳未満	十七歳以上 十八歳未満	十八歳以上 十九歳未満	十九歳以上 二十歳未満	計
七二	二、六二三	三、五九三	二七、六二八	一三、二五九	八、九二一	七、三五六	六、二四九	一〇三、二一〇	
女	二、九四二	一八、四三三	二三、四〇四	一六、五二四	九、三五五	六、〇三三	四、四六二	三、六九五	九三、八二六

〔備考〕—厚生省労働局が二十歳未満の未経験労働者初給賃金公定のため全國各府縣に亘り當該労働者の初給賃金調を使用人五十

人以上の工業關係工場について施行したさいの就業年齢別の累計數字。厚生省、人口問題研究所「人口問題研究」第一卷第六

號所載。

年齢別産業別職工數 上掲「工場統計表」により年齢別職工數を各産業別にみれば次の如くであつて、いづれの産業においても「十六才以上五十才未満」の生産年齢階級の職工數が當該産業別職工總數の九割以上を占めてゐる。但し機械工業のみには少々例外で約八割強であるが、こゝでは「十六才未満」の職工の割合が他産業に比して極めて大であるのが注目される。(昭和十三年末現在)。

	十六歳未満		十六歳以上五十歳未満		五十歳以上	
	%		%		%	
紡織工業	一六、三八(一七・二)	七九六、二六六(八一・五)	一三、三〇(一・三)			
金屬工業	一三、二〇(三・五)	三五五、二三三(九四・二)	八、九五(二・四)			
機械器具工業	六六、〇〇(七・七)	七八一、一三三(九〇・八)	一三、二七(一・五)			
窯業	四、三七(四・二)	九五、七八五(九〇・九)	五、一七(四・九)			
化學工業	二、二七(六・六)	二九四、(四九(九一・三)	六、七八(二・一)			

職工總數	十六歳未満		十六歳以上五十歳未満		五十歳以上	
	%		%		%	
昭和六年	一七・五	一・八	二・五	二・八	三・四	一〇・九
同八年	一六・五	二・二	三・八	三・六	四・四	九・八
同十年	一八・〇	二・八	四・九	四・一	五・八	一〇・二
同十二年	一八・二	三・一	六・二	四・一	七・三	九・八
同十三年	一七・二	三・五	七・七	四・二	六・六	九・二

紡織	金屬	機械器具	窯業	化學	製材	印刷	食料品	ガス	其他	計
昭和六年	一七・五	一・八	二・五	二・八	三・四	一〇・九				
同八年	一六・五	二・二	三・八	三・六	四・四	九・八				
同十年	一八・〇	二・八	四・九	四・一	五・八	一〇・二				
同十二年	一八・二	三・一	六・二	四・一	七・三	九・八				
同十三年	一七・二	三・五	七・七	四・二	六・六	九・二				

製材及木製品工業	三、三八(二・九)	一〇五、〇三八(九二・三)	五、五〇(四・八)
印刷及製本業	三、〇五(四・八)	五八、九四三(九二・七)	一、五七(二・五)
食料品工業	四、七九(二・五)	一八〇、一二三(九四・五)	五、七九(三・〇)
ガス及電氣業	七三(〇・七)	九、八八(九四・〇)	五、五七(五・三)
其他の工業	一三、三九(六・四)	一七七、二三(九一・一)	四、九六(二・五)
計	二九、八六(二・九)	九・二二、八五、六七(八八・八)	六四、八八(二・〇)

〔備考〕―括弧内は各産業別職工百人に對する割合。

更に同じく「工場統計表」によつて昭和六年以降の變遷をみるに「十六歳未満」の幼少年工の割合が時局産業方面に於いて激増してゐるのが目立つ。これに對して「五十歳以上」の老年工の割合は不急産業方面において最近漸増の傾向にあることが注目される。更に「十六歳以上五十歳未満」の生産年齢階級の職工の時局産業方面に於ける漸減の傾向も注目されてよい。

昭和六年	同 八年	同 十年	同 十二年	同 十三年	昭和六年	同 八年	同 十年	同 十二年	同 十三年	五十歳以上	同 十年	同 十二年	同 十三年
八・五	八・六	八・一	八・九	八・五	一・〇	〇・九	〇・九	〇・九	一・三	同 十三年	同 十二年	同 十年	同 十三年
九・四	九・三	九・四	九・七	九・四	二・八	二・五	二・五	二・五	二・四	同 十三年	同 十二年	同 十年	同 十三年
九・七	九・三	九・三	九・〇	九・〇	二・八	二・三	二・〇	二・〇	一・五	同 十三年	同 十二年	同 十年	同 十三年
九・三	九・一	九・一	九・七	九・〇	四・九	四・六	四・三	四・三	四・九	同 十三年	同 十二年	同 十年	同 十三年
九・三	九・〇	九・〇	九・〇	九・三	三・二	二・六	二・三	二・三	二・一	同 十三年	同 十二年	同 十年	同 十三年
九・三	九・五	九・三	九・五	九・三	三・七	三・七	三・六	三・六	四・八	同 十三年	同 十二年	同 十年	同 十三年
九・二	九・四	九・三	九・五	九・二	二・四	二・二	二・〇	二・〇	二・五	同 十三年	同 十二年	同 十年	同 十三年
九・五	九・三	九・五	九・三	九・五	三・二	二・八	二・五	二・五	三・〇	同 十三年	同 十二年	同 十年	同 十三年
九・六	九・二	九・五	九・七	九・四	三・七	三・七	四・一	四・一	五・三	同 十三年	同 十二年	同 十年	同 十三年
九・〇	九・一	九・〇	九・〇	九・一	二・五	二・一	二・三	二・三	二・五	同 十三年	同 十二年	同 十年	同 十三年
八・七	八・八	八・八	八・八	八・八	二・〇	一・八	一・八	一・八	二・〇	同 十三年	同 十二年	同 十年	同 十三年

年齢別體性別産業別職工數 上掲「工場統計表」により體
性別産業別職工數を年齢別にみれば次の如くである。

昭 業	十六歳未満	十六歳以上	計	昭 業	十六歳未満	十六歳以上	計
十六歳未満	一〇、四〇六	一五七、九八〇	一六八、三八六	十六歳未満	五、七三三	一五、五四七	二一、二七〇
十六歳以上	一六八、二七八	六二七、九八八	七九六、二六六	十六歳以上	二、四四五	八三、六〇八	八六、〇五三
計	一七八、六八四	七八五、九六八	九六四、六五二	計	八、一九八	九八、一五五	一〇七、一五三
十六歳未満	二、一三七	二、〇七三	四、二〇六	十六歳未満	二、〇六五	九、九四七	一二、〇一二
十六歳以上	三三七、三八	二七、九一五	三六五、二九三	十六歳以上	五〇、九四七	七、九四六	五八、八九三
計	三三九、五一七	二九、九八八	三六九、五〇五	計	五二、〇一二	八、八九三	六〇、九一五
十六歳未満	五四、二六七	一一、七五三	六六、〇二〇	十六歳未満	一、八九三	二、八九八	四、七九一
十六歳以上	七〇五、四五四	七五、六七九	七八一、一二三	十六歳以上	一三三、三五三	四六、七六〇	一八〇、一一三
計	七五九、七二一	八七、五三二	八四七、二五三	計	一三五、二四六	五二、四五八	一九〇、七〇四
十六歳未満	一一、八二〇	四、五八	一六、四〇八	十六歳未満	四、六二三	一、一七〇	五、七九三
十六歳以上	二、六六九	一、七二八	四、三九七	十六歳以上	七二	—	七二
計	一四、四八九	六、三〇八	二〇、七九七	計	四、七四五	一、一七〇	五、九二五
十六歳未満	七四、三五七	二二、四二八	九六、七八五	十六歳未満	九、八二四	六四	九、八八八
十六歳以上	四、一三八	一、〇三五	五、一七三	十六歳以上	五五四	三	五五七
計	七八、五四五	二三、四六三	一〇二、〇一八	計	一〇、三七八	六七	一〇、四四五

其他の工業	十六歳未満	三、三九	九、〇六四	一三、三九三
	十六—五十歳	八一、三六八	九五、七六三	一七七、一三二
	五十歳以上	二、九六〇	二、〇〇〇	四、九六〇

計 一、九七、八〇七 一、二七、六二四 三、二五、四三二

年齢別體性別鑛夫數「本邦鑛業の趨勢」未發表により「昭和十三勞働關係鑛山業法規施行施行狀況概要」によつて保險鑛夫數をみるに次の如く、これによつて年齢別體性別鑛夫數の一斑を窺ひ得るであらう。(各年六月末日現在)。

	昭和三十三年					計
	福	大	東	仙	札	
	岡	阪	京	臺	幌	
女子						
十六歳未満男子						
計						
昭和九年	五、五〇五	六、二六八	五、四九九	二五	六三三	二〇〇
昭和十年	五、三〇八	六、二六八	五、四九九	二五	六三三	二〇〇
昭和十一年	四、八六三	六、二六八	五、四九九	二五	六三三	二〇〇
昭和十二年	四、〇九七	六、二六八	五、四九九	二五	六三三	二〇〇

第六節 教育程度別構成

教育程度別體性別工場勞働者數 第五回「勞働統計實地調査報告」によつて工場勞働者の教育程度を體性的に見れば次

の如し。(昭和十一年十月十日現在)。

	男		女		計	%
	數	%	數	%		
總	一、〇〇九、八九五	八〇〇、五三九	一、八一〇、三三四	一、〇〇〇		
不	一七、三九七	一四、二三四	三三、六三一	一・七		
就	二二、九五九	一六、六五八	三九、六二七	二・二		
尋常小學中途退學程度	三三三、〇五三	五三、七二二	八四四、七六五	四六・一		
尋常小學卒業程度	四一、八〇六	五六、三三二	九八、〇三七	五・四		
高等小學中途退學程度	四七、五七〇	一六三、六〇四	六四一、一七四	三五・四		
高等小學卒業程度	六、〇八二	三、六九七	九、七九七	〇・五		
實業補習學校中途退學程度	二七、二四九	九、一七三	三六、四三三	二・〇		
實業補習學校卒業程度	二五、三四四	四、五三五	二九、八六九	一・六		
中等學校中途退學程度	七三、六六八	一〇、四六八	八三、一三六	四・六		
中等學校卒業程度	四、四三三	七八	四、五三一	〇・三		
專門學校以上の教育程度	一、三四四	一五九	一、四七三	〇・一		
不	一、三四四	一五九	一、四七三	〇・一		
總	數 一〇〇・〇	一〇〇・〇	數 一〇〇・〇	一〇〇・〇		
不	一・七	二・七	三・五	四・六		五・九
就	二・二	三・八	六・〇	一〇・二		一五・〇
尋常小學中途退學程度	四六・一	五四・一	五七・八	五八・二		五五・五
尋常小學卒業程度の者						

高等小學修學程度以上の者 五〇〇 元・四 三三・九 二七・〇 二三・六

教育程度別産業別工場労働者數 次に同じく右「報告」により各産業別に教育程度をみるに、何れの産業でも義務教育修了程度以上の者が其の過半を占めてゐるが、其の割合の最も大いのは精巧工業の九九%、材料器具製造業及造船業・運搬用製造業の各九八%であつて、紡織工業は九七%、金屬工業及被服・身裝品製造業は各九六%、紙工業・印刷業及化學工業は各九五%、食料品製造業及瓦斯・電氣・水道業は各九四%、皮革・骨・羽毛品製造業は九〇%、窯業・土石加工業及木竹草蔓類に關する製造業は各八八%を示し、最底は土木建築に關する業の八五%である。更に義務教育修了程度以上の者の中、高等小學校修學程度以上の者の割合大なるは機械器具製造業及造船業・運搬用具製造業の七三%、精巧工業の七二%、金屬工業の六七%、瓦斯・電氣・水道業の六三%、化學工業の五九%、紙工業・印刷業の五八%、窯業・土石加工業及被服・身裝品製造業の五三%であり、尋常小學校程度の者の割合の大きいのは紡織工業の六三%、土木建築に關する業の五六%、皮革・骨・羽毛品類製造業の五四%、木竹草蔓類に關する製造業の五二%であり、食料品製造業は五〇%である。

教育程度別體性別鑛山労働者數 右第五回の「労働統計實地調査報告」によりて鑛山労働者の體性別教育程度をみるに

次の如し(昭和十一年十月十日現在)。

	男		女		計	%
	總數	不 就 學	總數	不 就 學		
尋常小學中途退學程度	二四九、一八二	一三、六四四	二五、五二二	四、一四二	二七四、六九四	一〇〇・〇
尋常小學卒業程度	二五、三四四	五、二二二	二五、二二二	三、〇七六	五〇、五二〇	一八・五
高等小學中途退學程度	一一、七六五	一、三〇八	一一、三〇八	一、三〇八	二三、〇七三	八・四
高等小學卒業程度	一〇、四二六	六、五七	六、五七	一、〇七三	一七、〇四九	六・〇
高等小學卒業程度	七四、九三三	二、七六〇	二、七六〇	七、七三三	八二、六六三	二八・三
實業補習學校中途退學程度	四七三	三	三	四九五	五二二	〇・二
實業補習學校卒業程度	二、一五五	九六	九六	二、二五一	二、二五一	〇・八
中等學校中途退學程度	一、七八三	七二	七二	一、八五五	一、八五五	〇・七
中等學校卒業程度	二、四〇五	二五	二五	二、六三〇	二、六三〇	一・〇
專門學校以上の教育程度	一一〇	一	一	一一一	一一一	一
不 詳	一五四	八	八	一六二	一六二	〇・一

これを前四回の調査と比較してその割合を示せば次の如くであり、明らかに教育程度の向上を物語つてゐるが、未だ工場労働者には及ばないことが分る。

	昭和十一年	昭和八年	昭和五年	昭和二年	大正十三年
總數	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
不 就 學 の 者	六・五	九・二	一三・八	一八・六	二〇・一
尋常小學中途退學程度の者	二・一	一五・〇	一八・三	二二・七	二七・四
尋常小學卒業程度の者	四七・四	四五・四	四三・三	三八・〇	三三・六

高等小學校修學程度以上の者 三五・〇 三〇・四 二五・六 二・七 一八・九

教育程度別鑛山労働者數 各産業共義務教育修了程度以上の者がその過半を占めてゐる。即ち金屬工業八八・一％、石油鑛業八五・三％、石炭鑛業八〇・二％であつて其の高等小學校修學程度以上の者は、石油鑛業では五三・一％、金屬鑛業では四八・二％、石炭鑛業では四〇・三％である。

教育程度別交通労働者數 交通労働者總數四〇五、二九二人の中、義務教育修了程度以上の者三九四、九六七人（九七・五％）、高等小學校修學程度以上の者三〇〇、三三七人（七四・一％）であり之を工場労働者總數に比較するときは遙に高位にある。次に各産業別にみれば何れも義務教育修了程度以上の者が過半を占めてゐる。即ち陸上運輸業（九八・六％）船

舶運輸業（九七・七％）運輸取扱業（八六・〇％）郵便電信電話事業（九九・二％）である。更に高等小學校修學程度以上の者をみれば、陸上運輸業（七八・〇％）、船舶運輸業（六四・一％）、郵便電信電話事業（八三・八％）と過半数を占め運輸取扱業のみは三三・五％と下つてゐる。

第三章 労働異動及失業

第一節 労働異動

工場労働者異動狀況 内閣統計局「労働統計一」によつて本年六月以降の雇入解雇の狀況をみれば次の如くである。

月	雇 入			解 雇			月 末 現 在		
	總數	男	女	總數	男	女	總數	男	女
六 月	七二、三九	四五、一〇三	二六、二八六	七〇、七四六	四〇、八五六	二九、八九〇	一、五六三、六〇一	一、〇四八、五七六	五二五、〇二五
七 月	八〇、七五〇	五四、九二七	二五、八二三	七三、七二八	四四、九九六	二七、七三二	一、八二二、四五六	一、二六七、九〇八	五四四、五四八
八 月	八一、七五六	五五、二五六	二六、五〇〇	七七、二二二	四六、〇四六	三一、一七六	一、八五二、四七四	一、二八八、二七八	五四四、一九六
九 月	九四、一七五	六〇、四三七	三三、七四八	八五、九三三	五三、〇三四	三三、八九八	一、八八七、五五〇	一、三二七、四八五	五七〇、〇六五
十 月	八二、〇四四	五六、六四七	二五、三九七	八一、〇一八	五一、五九六	二九、四二二	一、九〇六、七六〇	一、三五六、六三四	五五〇、一二六
十一 月	八二、八〇八	五六、六一九	二六、一八九	七七、四五七	五一、六四四	二五、八一三	二、〇三七、三七一	一、四四五、二三五	五九二、一三六
十二 月	六八、四六七	四七、七二二	二〇、七四六	六八、二六八	四五、〇〇八	二三、二六〇	二、〇三二、五三七	一、四三七、八五一	五八四、六八六

次にこれを産業別にみれば次の如くである（但し本年十一月のみ）。

	雇 入		解 雇		月 末 現 在	
	總 數	男 人	總 數	男 人	男 人	女 人
總 數	六三、八〇八	三六、六一九	七七、四五七	五一、六四四	二〇、三七、三七一	一、四四五、二三五
窯業土石加工業	二、一九四	一、五二一	二、三〇四	一、六三〇	四六、五〇五	三六、三六三
金屬工業	一一、九六六	一〇、二六三	一〇、七二三	九、一二四	二七八、〇六〇	二四七、二八二
機械器具製造業	一八、四二〇	一四、三三二	一六、一四九	一三、一二九	四二九、五一二	三六二、二五二
造船業、運搬用具製造業	二四、九三〇	一三、二五五	二二、二九七	一一、二二九	四六三、二七三	四三八、〇三四
精巧工業	二、四二二	一、七二四	二、三〇七	一、六二八	五八、九三四	四三、七七六
化學工業	五、六九六	四、〇一〇	五、八八八	三、八六三	一三〇、二四七	九五、三五五
紡織工業	一五、四三二	五、一三八	一八、四四二	六、一三〇	四三六、七八八	一〇一、三四四
被服、身製品製造業	二、九六六	一、〇三三	一、八五一	八〇四	三五、八八八	一四、四七七
紙工業、印刷業	二、五九七	一、七三五	二、六五三	一、六八五	六二、一七三	四四、六一七
皮革、骨、羽毛品類製造業	二〇四	一五五	一九〇	一三一	五、二〇三	四、〇〇五
木竹草蓆に關する製造業	九二〇	六〇〇	九四七	六七三	一一、〇七〇	一六、四七一
飲食料品製造業	四、三三三	二、三四六	三、〇六二	一、二六九	五一、七六二	二八、二〇〇
ガス、電氣、水道業	二〇五	一九一	一三八	一二三	八、〇五四	七、八五五
其の他の工業	五五三	二九六	五一六	二六八	一〇、〇〇三	五、二三四

第一部第一篇 勞働人口とその配置及構成

つて今尙移動が続けられてゐる事も考へられる」と。

昭和三年 同十三年 同十四年
六月 六月 六月

指 数

十二年 十三年 十四年

職工數

男	女
一四、一六二	六、四三〇
二〇八、二〇六	一〇、九三三
二九二、五八〇	一七、四〇三

「備考」—「労働時報」、昭和十四年十二月號所載、「軍需品工場に於ける従業員缺勤率調査」による。

鑛山労働者異動狀況 右「労働統計」によつて本年六月以降の雇入解雇の狀況をみれば次の如くである。

雇 入

解 雇

月 末 現 在

月	總數	男	女	總數	男	女	總數	男	女
六 月	一四、三三〇	一三、九七九	一、三四一	一三、七六六	一三、八三四	九四二	二四、七九三	二三、〇一四	二、七七八
七 月	一九、四六四	一七、九〇六	一、五五八	一六、九八三	一五、九八〇	一、〇〇三	三〇七、七二二	二八三、二一九	二四、四九三
八 月	一九、五五〇	一八、二四九	一、三〇一	一八、七七八	一七、五七八	一、二〇〇	三〇八、七〇四	二八四、一〇三	二四、六〇二
九 月	二五、三九七	二三、五五八	一、八三九	二三、七四二	二二、三三〇	一、四三二	三〇九、七六二	二八四、八九九	二四、八六三
十 月	二四、七五一	二三、八六一	一、八九〇	二二、六七七	二〇、三七六	一、三〇一	三三三、二三八	二八七、八一五	二五、四三三
十一 月	二八、一四三	二六、〇八四	二、〇五九	二二、〇三七	一九、四七三	一、五六四	三三、五四六	二九五、四五〇	二六、〇九六
十二 月	二八、一五二	二六、五三〇	一、六二二	一七、七〇〇	一六、四七二	一、二二八	三三三、〇三八	三〇五、五〇七	二六、五三二

次にこれを産業別にみれば次の如くである。(但し本年十一月のみ)。

雇 入

解 雇

月 末 現 在

産業	總數	男	女	總數	男	女	總數	男	女
總數	二八、一四三	二六、〇八四	二、〇五八	二二、〇三七	一九、四七三	一、五六四	三三、五四六	二九五、四五〇	二六、〇九六
金屬鑛業	三、六六八	三、二六四	四〇四	二、九六八	二、六五六	三三二	七二、六八七	六五、八五七	六、八三〇
石炭鑛業	二四、一九五	二三、五六七	一、六二八	二七、七五四	一六、四四二	一、二二二	二三八、八二五	二二〇、三三四	一八、五〇一
石油鑛業	九三	九〇	三	一四四	一三九	五	三、九七九	三、八五〇	二九

其の他の鑛業 一七 一六三 二四 二七二 二二七 三四 六、〇五五 五、四一九 六六六

交通労働者異動状況 右「労働統計」によつて本年六月以降の雇入解雇の状況をみれば次の如くである。

	雇入				解雇				月末現在			
	總數	男	女	總數	男	女	總數	男	女	總數	男	女
六月	四、六五三	四、三四〇	三三三	二、四二七	二、三三九	八八	七四、六六八	六六、五四四	八、一四四	八、一四四		
七月	三、三七一	二、六八二	六八九	二、九九二	二、五〇四	四八八	八八、五三〇	六八、八九九	一九、六三二	一九、六三二		
八月	四、一三三	三、五八八	五四五	四、〇三七	三、三七五	六六二	一〇四、八七九	七八、四四五	二六、四三四	二六、四三四		
九月	五、三九三	四、三九三	一、〇〇一	四、五四一	三、八二一	七三〇	一二、三三四	八五、六四五	二六、六八九	二六、六八九		
十月	四、八二九	四、二六五	五六四	三、九〇六	三、二四二	六六四	一〇六、三九八	八〇、四二三	二五、九七五	二五、九七五		
十一月	五、〇三三	四、五〇〇	五三三	五、二三一	四、四一九	八二二	一二五、四四八	八八、九六七	二六、四八一	二六、四八一		
十二月	四、九二〇	四、一八五	七三五	三、九五九	三、四九八	四六一	一〇八、二七四	八一、六八七	二六、五八七	二六、五八七		

これを産業別にみれば（但し十一月のみ）次の如し。

	雇入				解雇				月末現在			
	總數	男	女	總數	男	女	總數	男	女	總數	男	女
總數	五、〇三三	四、五〇〇	五三三	五、二三一	四、四一九	八二二	一二五、四四八	八八、九六七	二六、四八一	一二五、四四八	八八、九六七	二六、四八一
陸上運輸業	一、八〇四	一、五二八	二八六	一、六五九	一、三七八	二八一	五九、二五四	五〇、九一八	八、三三六	五九、二五四	五〇、九一八	八、三三六
鐵道	九三六	九〇八	二八	七六八	七三二	四六	二五、七三七	二四、三六八	一、三六九	二五、七三七	二四、三六八	一、三六九
軌道	五九五	五四四	八一	六四三	五三六	一〇七	二四、七六九	二二、四六二	三、三〇七	二四、七六九	二二、四六二	三、三〇七
定路線自動車	二七三	九六	一七七	二四八	一一〇	一三八	八、七四八	五、〇八八	三、六六〇	八、七四八	五、〇八八	三、六六〇
船舶運輸業	二、二〇〇	二、二〇〇	—	二、一七五	二、一七五	—	一九、二三六	一九、二三六	—	二、二〇〇	二、二〇〇	—
運輸取扱業	四九二	四九二	—	三六四	三六二	二	六、七二六	六、六七四	二	四九二	四九二	—
郵便、電信、電話事業	五二七	二九二	二三五	一、〇三三	五〇四	五三九	三〇、二四二	一二、二三九	一八、一〇三	五二七	二九二	二三五

第二節 失業

工場、鑛山、其他一般産業労働者失業状況 厚生省調によつて昭和七年以降の俸給生活者、日傭労働者を除く「其の他の労働者」(工場、鑛山、其他一般産業労働者)の失業者数推定)をみるに次の如く、失業者は年と共に激減し昭和十四年は昭和七年の二八%、約五萬九千にすぎない。これは事變下軍需産業の擴張に伴ふ労働力不足、従つて失業状態の著しい緩和を示すものであるが、他面これ等現存失業者は一般に年配失業者或は労働能力低きものであつて容易に普通の職業に轉換するを得ず、長期間失業し生活に窮迫し失業應急事業及官營失業者使用事業により辛うじて救済せられる慢性的失業者であることは注意さるべきであらう。

	實 數	指 數
昭和七年平均	二〇九、一九七	一〇〇
同 八年平均	一五二、九二〇	七三
同 九年平均	一二一、六七七	五八
同 十年平均	一二五、四二五	五五
同 十一年平均	一〇九、四八八	五〇
同 十二年平均	九〇、五九二	四三
同 十三年平均	七二、八一〇	三四
同十四年一月—九月平均	五八、八六五	二八

工場労働者失業状況 工場労働者の失業状況はこれを就業

者の側面より見るの外はないが、いま日銀「労働人員指數」によつて労働者人員數をみるに左の如く、前年度平均一二一九・二から本年度は更に一四二・〇と飛躍的上昇を續け、基準年たる大正十五年を昭和十一年以來引續いて益々超過せんとしてゐる。これは軍需生産の擴充に伴ふ労働力不足を物語るものであつて、少くとも一般的には失業状況は著しく緩和されるに至つたと見られるのである。而かも就業者は日を追ふて増加してゐるのであるから、その反面失業者は漸次減少しつゝあるとみてよいであらう。

	總指數	男	女
昭和十二年	一二七・三	一三四・三	一〇〇・六
同 十三年	一二九・二	一五八・五	九九・九
同 十四年	一四二・〇	一八四・〇	九九・四
一 月	一三四・一	一七〇・六	九七・五
二 月	一三五・〇	一七三・〇	九六・八
三 月	一三七・一	一七五・九	九八・〇
四 月	一四三・九	一八三・〇	一〇二・五
五 月	一四三・五	一八四・五	一〇二・三
六 月	一四三・九	一八五・八	一〇一・六
七 月	一四三・八	一八六・六	一〇〇・六
八 月	一四三・九	一八七・八	九九・六
九 月	一四四・七	一八九・二	九九・四
十 月	一四四・八	一九〇・一	九八・六

十一月	一四四・九	一九〇・七	九八・二
十二月	一四四・八	一九一・〇	九七・七

工場労働者事業別就業状況 工場労働者の就業状況はこれを一般的にみれば好轉しつつあると共に、他面労働力の不足も漸次顯現化しつつあること右の如くであるが、これが輕工業の重化學工業への轉化過程の反映であるといふ意味において各事業別に著しい凹凸のある事が豫想せられるのである。いま内閣統計局「労働統計」によつて事業別就業人員指數をみれば次の如くである。

事業、土石加工業	昭和十四年六月		昭和十四年十二月	
	總數	男	女	總數
窯業、土石加工業	一〇〇	一〇〇	一〇一	一〇三
金屬工業	一五三	一五〇	一七六	一四七
機械器具製造業	一四三	一四一	一五三	一四三
造船業	一六四	一六三	二〇二	一六六
運搬用具製造業	三四〇	三三九	四〇一	一六九
精巧工業	三三	二七	一〇八	三三
化學工業	八九	八八	九〇	八四
紡織工業	一三三	一四六	一三五	一三五
被服身製品製造業	一三三	一四六	一三五	一三五
紙工業、印刷業	一三三	一四六	一三五	一三五
皮革、骨、羽毛品類製造業	一七五	一六五	二二〇	一四〇

第一部第一篇 労働人口とその配置及構成

木竹草蔓類に關する製造業	九六	九三	一一〇	九五	九三	一一〇
飲料品製造業	二二〇	二二〇	二二三	二一九	二二六	二三四
ガス、電氣、水道業	九七	九六	九九	一二三	一二三	一七〇
其の他の工業	一七三	一四九	二〇五	一五三	一四三	二六六

次に前年度に引續き本年度の失業問題の特徴づける最も重要な内容をなす中小産業部門における謂ゆる戦時失業者の失業状況をみるに、當部においては（昭和十三年中葉）その數四十四萬人の多きに上ると報ぜられたが、その後 部分的統制緩和、少量原材料の配給、軍需品製作の受註並に販賣産業方面への轉業乃至轉職等によつて十月には三十七萬餘、十二月には三十一萬餘と減少を示したが、本年度における状況をみるに次の如く、四月末日現在においては約十七萬に減少した。しかし戦時經濟統制の強化に伴ふと考へられる贅澤品の使用禁止及び配給機構力再編成問題は再び程遠からぬ將來においてこの問題を日程に上せるであらうと考へられる。

事變關係失業状況（四月末日現在）

一、概況 四月末日現在における失業者は三八、〇二六人（業主一三、一一一、被傭者二四、九一五）失業の虞ある者は一二九、一八一人（業主三九、四九一、被傭者八九、六九〇）合計一六七、二〇七人（業主五二、六〇二、被傭者一一四、六〇五）にして前月分一八六、四四四人に比し一〇・三％（實數一九、二三七）減少せり。

二、地方別 失業者數（失業の虞ある者を含む）多きは東京府の九

萬二千人にして總數の五五%を占め、群馬、三重、北海道、愛媛、富山、長野、兵庫等之に次ぎ、少きは山口の八十六人を初め大分、佐賀、鹿兒島、千葉、宮崎等にしていづれも三百人に満たず。

三、業種別 これを業種別にみれば繊維關係最も多く三一・六%を占め、鐵鋼關係、非鐵金屬關係、皮革關係、ゴム關係之に次ぎ、その他の物動關係及物動以外（消費節約、輸出不振等）の關係において總數の三〇・七%を占む。

（左表参照）

纖維關係	五、九三三	三・六%
鐵鋼關係	三〇、九三六	一八・五%
非鐵金屬關係	一四、九九九	八・九%
皮革關係	一〇、四六一	六・三%
ゴム關係	六、九〇三	四・一%
その他	三七、六三三	三・五%
物動關係	一三、三五四	八・二%
物動以外の關係		

就中東京府は各産業關係を通じて首位を占む。

四、被傭者男女別 これを被傭者につき男女別にみれば、男六八%女三二%の割にして業種別内譯において、男は鐵鋼關係九〇%、皮革關係八九%、非鐵金屬關係八九%ゴム關係六九%を占め、繊維關係においてのみ女多數にして五七%を占む。

五、失業者の歸趨狀況 失業者及失業の虞ある者の四月中における歸趨者總數は三萬人にして、内轉業轉職せる者一五、八二二人（總數の五二%）、歸農せる者四、五七八人（一五%）、其の他（原材料配給

による原業原職復歸、移民、應召等）一〇、一四六人（三三%）なり、細説すれば轉業轉職せる者においては、繊維關係最も多く三四%（實數五、四三一人）にして、鐵鋼關係（二七%）、非鐵金屬關係（七%）皮革關係、ゴム關係之に次ぎ歸農せる者においては繊維關係六三%にして過半を占む。

六、失業狀況並に歸趨狀況の推移 失業者及失業の虞ある者の數は共に昨年十一月以降漸減の傾向をみ、四月末は前月に比し更に失業者は一三%、失業の虞ある者は九%を減じ、前者は昨年十一月の二八%後者は五四%に減少せり。

次に業種別にみるに失業者においては皮革關係、非鐵金屬關係のみ前月に比し僅かに増加し、失業の虞ある者においては鐵鋼關係のみ前月に比し四一%の増加を示せり。

〔備考〕—「轉失業對策時報」第六號による。

鑛山労働者失業狀態 鑛山労働者についても失業狀況の緩和は數年來の一般的傾向であるやうである。いまこれを日銀「鑛山労働者労働人員指數」についてみるに、昭和十四年の總指數基準年（大正十五年）を少しく超ゆるに至つた。左表をみよ。

	總數	男	女
昭和十二年	八〇・六	九六・七	二三・七
同 十三年	九二・四	一二・一	二六・六
同 十四年	二〇・七	二二・八	三三・〇
一月	二〇・八	二二・六	二六・六

二月	一〇・三	三二・九	二六・七
三月	一〇・九	三二・二	二九・二
四月	一〇・一	三〇・〇	二九・八
五月	九・〇	二八・七	二九・七
六月	九・二	二八・七	三〇・六
七月	一〇・一	二九・七	三〇・〇
八月	一〇・四	三〇・〇	三〇・三
九月	一〇・五	三二・一	三〇・二
十月	一〇・五	三三・三	三〇・〇
十一月	一〇・九	三三・一	三〇・六
十二月	一〇・七	三三・八	三〇・三

なほこれを内閣統計局「労働統計」によつて産業別にみるに次の如くである。

	總數	金屬鑛業	石炭鑛業	石油鑛業	其他の鑛業
昭和三年七月	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
同十四年六月	一〇八	一〇五	一〇八	一〇三	一〇〇
七月	一一三	一一〇	一一四	一〇八	一一三
八月	一〇九	一〇八	一一〇	一〇八	一一六
九月	一一二	一一〇	一一三	一一一	一一七
十月	一二五	一二三	一二五	一二四	一二三
十一月	一二七	一二三	一二八	一二七	一二五
十二月	一二四	一二九	一二六	一二七	一二〇

交通労働者失業状況 交通労働者の失業状況を内閣統計局

「労働統計」によつて就業人員指數の側面よりみれば次の如くである。

	總數	陸上運輸業	船舶運輸業	運搬業	郵便、電信、電話事業
昭和十二年七月	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
同十四年六月	一〇三	九八	一〇一	一二七	—
七月	一〇五	一〇三	一〇六	一二三	一〇六
八月	一〇五	一〇三	一〇四	一二五	一〇六
九月	一〇四	一〇二	一〇〇	一二六	一〇五
十月	一〇五	一〇三	一〇三	一二八	一〇五
十一月	一〇六	一〇六	一〇一	一二〇	一〇五
十二月	一〇五	一〇四	一〇六	一二九	一〇三

日傭労働者失業状況 日傭労働者はその性質上既に失業者の一形態であると考へられるのであるが、我國における統計はこれにかかるものとしては取扱つてゐない。だからこゝではその問題は措いて問はず、日傭労働者の謂ゆる失業状況について、厚生省調によつてみれば、本年度は昨年に比し更に改善をみた。しかしこゝに日傭労働者とは何を指すか詳かでない。

	日傭労働者	給料生活者
	實數 指數	實數 指數
昭和七年平均	一九七、九三	一〇〇
同八年平均	一八九、九四	一〇〇

日本労働年鑑

同	九年平均	一八〇、〇九五	九三	六八、五四六	八四
同	十年平均	一七三、二六六	八八	六七、八七六	八三
同	十一年平均	一六四、二〇〇	八三	六七、一五七	八三
同	十二年平均	一四四、四四〇	七五	六四、五〇九	七九
同	十三年平均	一二五、九二四	六〇	五四、〇八八	六六
同	十四年一月—九月平均	九六、七五五	四九	三九、一八八	四八

俸給生活者失業状況 俸給生活者の失業状況に關し、前掲厚生省調によれば、本年は昨年に比し更に緩和を示してゐる（前表参照）。なほこゝに給料生活者といふもその内容は詳かでない。

次に局部的ではあるが、俸給生活者の失業状況を側面より語るものとして厚生省職業部の調査にかゝる各種學校卒業生の就職状況をみるに次の如くであり、各種學校卒業生總數に對する就職決定者數（自營も含む）の割合は昭和八年迄は停滞的傾向にあつたが以後逐年上昇に轉じ本年も引續いて上昇率顯著である。

昭和六年		昭和八年		大學		專門學校		甲種實業學校	
就職決定數	自營	就職決定數	自營	%	%	%	%	%	%
上級學校入學	一七・八	上級學校入學	四〇・一	四〇・七	九・六	四四・三	八・六	四三・八	八・六
就職決定數	四・二	就職決定數	六・一	四・二	六・一	二八・四	九・〇	二八・四	九・四
上級學校入學	一三・九	上級學校入學	九・〇	一三・九	九・〇	九・四	九・四	九・四	九・四

三六

昭和十年		昭和十二年		昭和十四年	
就職決定數	自營	就職決定數	自營	就職決定數	自營
上級學校入學	四・一	上級學校入學	一四・六	上級學校入學	一三・九
就職決定數	四・一	就職決定數	五七・八	就職決定數	七四・三
上級學校入學	六・五	上級學校入學	六二・八	上級學校入學	六六・〇
就職決定數	二六・〇	就職決定數	五七・八	就職決定數	六二・五
上級學校入學	九・〇	上級學校入學	二四・〇	上級學校入學	一五・五
就職決定數	二・六	就職決定數	九・五	就職決定數	二・六

〔備考〕—本表は八六八校（大學五四校、專門學校一四四校、女子專門學校四六校、甲種實業學校二六四校、但し年により異動あり）一〇二、五七六人の卒業生の就職状況である。本表中專門學校欄には女子專門學校を含む。厚生省職業部「昭和十四年度知識階級就職に關する資料」に依る。

第二篇 工・鑛・交通労働者

状態

第一章 労働時間

第一節 工場労働者

概観 日銀「労働統計」によつて昭和十二年以降毎月の「平均正味就業時間」すなはち實際労働時間をみるに次の如く、

支那事變以來概して漸増の傾向にあつたが、「工場就業時間制限令」(適用範圍は機械製造業、船舶車輛製造業、器具製造業、金屬品製造業、及び金屬精鍊業、就業時間の原則は十六歳以上の男子職工につき原則として一日につき十二時間を超えて就業せしめるを得ない旨を規定す、五月一日より施行)の施行を境として五月以降は漸減の傾向にあることが窺はれる。

昭和十二年 同十三年 同十四年

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二月
時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分
九・四七	九・四四	九・五六	九・五五	九・五四	九・五四	九・五二	九・五一	九・五三	九・五七	九・五八	一〇・〇一
九・四九	九・五五	九・五六	九・五九	九・五八	九・五九	九・五五	九・五四	九・五四	九・五八	九・五八	一〇・〇四
九・五三	九・五九	一〇・〇一	一〇・〇〇	九・五八	九・五八	九・五六	九・五五	九・五五	九・五八	九・五八	一〇・〇一

〔備考〕―内地に於ける民營工場(大體職工四、五十人以上、但し製絲工場は三百人以上)に就き作成せるもの。

これを内閣統計局「労働統計」によつてみても八月までは

第一部第二篇 工・鑛・交通労働者状態

略々同様の傾向を窺ふことができるが、その後は少しく漸増してゐるやうである。

指 数		實 数	
實就業時間	延實就業時間	所定就業時間	實就業時間
時分	時分	時分	時分
昭和十二年七月 一〇〇	一〇〇	一〇・二九	一〇・四六
同 十四年六月 一〇六	一四〇	一〇・二九	一〇・四六
同 七月 一〇三	一二九	一〇・〇六	一〇・二九
同 八月 一〇三	一二七	一〇・〇八	一〇・二七
同 九月 一〇三	一二九	一〇・二二	一〇・二六
同 十月 一〇〇	一二七	一〇・二六	一〇・二〇
同 十一月 一〇一	一二三	一〇・一八	一〇・二三
同 十二月 一〇三	一二三	一〇・二七	一〇・三三
同 十二月 一〇三	一二三	一〇・二七	一〇・三三

〔備考〕―昭和十二年七月基準、全國の規定の工場六、五〇〇につき製表したるもの。實就業時間指數とは其の月に於ける出勤労働者延人員の實際就業總時間(早出、居殘、遅出、早退を加減したるもの)を其の月に於ける實際就業延人員にて割つたもの。延實就業時間指數とは其の月に於ける出勤總労働者の其の月に於ける實際就業總時間全部を合計したもの。

要するにこれらの統計によれば「工場就業時間制限令」の施行前までは労働時間は漸増の傾向にあつたが、施行後は數ヶ月間を除きその後は施行前ほどではないが又しても稍々漸増に轉じたものゝやうである。

産業別労働時間 内閣統計局「労働統計」によつて本年六月以降の産業別「實就業時間指數」をみるに次の如く、「工場就業時間制限令」の適用範圍の關係上、先に述べたところは

金屬工業、機械器具製造業、造船業・運搬用具製造業等において特に顯著に窺はれるやうである。これに反し紡織工業においては月と共に漸減傾向を辿つてゐるのが注目される。

	昭和十二年 七月	同十四年 六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
總數	100(100)	106(140)	101(119)	101(117)	103(119)	101(111)	103(113)	
窯業、土石加工業	100(100)	104(95)	101(100)	101(102)	101(100)	101(100)	103(103)	
金屬屬工業	100(100)	104(143)	101(140)	101(137)	103(149)	101(148)	101(151)	
機械器具製造業	100(100)	100(135)	98(142)	97(145)	101(147)	101(132)	103(118)	
造船業、運搬用具製造業	100(100)	93(191)	100(162)	95(164)	96(158)	96(161)	100(168)	
精巧工業	100(100)	74(271)	98(163)	106(166)	97(164)	100(166)	100(168)	
化學工業	100(100)	102(111)	87(103)	101(117)	107(135)	105(124)	105(117)	
紡織工業	100(100)	111(101)	109(94)	105(89)	105(85)	101(85)	101(84)	
被服、身裝品製造業	100(100)	94(116)	103(93)	96(93)	99(133)	103(131)	100(130)	
紙工業、印刷業	100(100)	101(141)	98(94)	101(106)	101(106)	101(98)	104(100)	
皮革、骨、羽毛品類製造業	100(100)	100(137)	101(163)	105(146)	104(150)	107(156)	107(162)	
木竹草蔓類に關する製造業	100(100)	99(95)	100(90)	101(90)	101(92)	101(92)	101(96)	
飲食料品製造業	100(100)	101(166)	104(113)	101(110)	101(102)	101(117)	101(110)	
ガス、電氣、水道業	100(100)	101(96)	107(74)	109(85)	106(118)	106(118)	105(118)	
其の他の工業	100(100)	104(175)	97(146)	101(153)	99(146)	101(156)	101(156)	

「備考」―前表參照、括弧内は「延實就業時間指數」である。
次に産業別の「實就業時間」の差異を例へば十一月についてみれば次の如く、紙工業・印刷業の一一時間三分、機械器

具製造業の一〇時間四八分、化學工業の一〇時間四五分が最高を占めてゐる。紡織工業はこれに反し九時間五〇分で最低である。

	就業時間		實就業時間				作業日數
	所定就業時間	休憩時間	總數	女		男	
				時分	時分		
總數	時分 一〇〇・八	時分 〇・九	時分 一〇〇・三	時分 一〇〇・三	時分 九・三	日 二七・六	
窯業、土石加工業	一〇〇・三	一・〇	一〇〇・五	一〇〇・八	一〇〇・三	二七・六	
金屬工業	一〇〇・三	〇・五	一〇〇・六	一〇〇・四	九・四	二七・三	
機械器具製造業	一〇〇・六	〇・五	一〇〇・八	一〇〇・五	一〇・三	二七・七	
造船業、運搬用具製造業	九・五	〇・五	一〇・二	一〇・一	八・五	二七・六	
精巧工業	九・五	〇・五	一〇・二	一〇・二	一〇・一	二七・六	
化學工業	一〇〇・三	一・〇	一〇〇・五	一一・〇	九・四	二七・五	
紡織工業	一〇〇・三	〇・五	九・五	一〇〇・八	九・四	二七・六	
被服、身裝品製造業	一〇〇・四	一・〇	一〇〇・四	一〇〇・五	一〇・三	二七・六	
紙工業、印刷業	一〇〇・六	〇・五	一一・〇	一一・九	一〇・三	二七・七	
皮革、骨、羽毛品類製造業	一〇〇・七	一・〇	一〇・七	一〇・三	九・五	二七・五	
木竹草蔓に關する製造業	一〇〇・五	一・〇	一〇・六	一〇・二	一〇・一	二七・六	
飲食料品製造業	一〇〇・三	一・一	一〇・六	一〇・三	九・五	二八・一	
ガス、電氣、水道業	一〇〇・九	一・〇	一〇・四	一〇・四	九・三	二九・八	
其の他の工業	一〇〇・四	一・〇	一〇・三	一〇・三	一〇・三	二七・七	

更にもう一步進んで機械及器具工場における就業時間の狀況を工場數四、四五六、十六歳以上の男子職工六六七、五四四人についてみれば次の如く、十一時間——十二時間が三八・

更にもう一步進んで機械及器具工場における就業時間の状況を工場數四、四五六、十六歳以上の男子職工六六七、五四四人についてみれば次の如く、十一時間——十二時間が三八・

六五%となつて最高を示し、次いで九時間——十時間が二五・七三%、十時間——十一時間が一八・三一%といふ順序である。なほ十二時間を限度としてその上下をみると十二時間以下のものは九三・八一%、十二時間を超えるものは六・一八%といふ割合になつてゐる。この調査は「工場就業時間制限令」の實施された本年五月一日より一ヶ月間における就業時間の状況であることは、これに注意するを要する。

	五〇人	五〇人	一〇〇人	一〇〇人	三〇〇人	三〇〇人	五〇〇人	五〇〇人	一、〇〇〇人	一、〇〇〇人以上	總計
八時間以下	一・七〇	一・四六	一・六六	一・七〇	一・四五	二・二六	一・九三				
九時間以下	二・七三	四・七〇	四・三四	六・一九	四・六二	一三・八〇	九・一九				
十時間以下	二・七九	二・八五	二・四九	三・〇五	三・七二	二二・七九	二五・七三				
十一時間以下	三・〇九	二・一七	二・〇九	一・二六	一・五七	一八・三一					
十二時間以下	三・二九	三・四四	四・五五	四・二六	三・三六	三九・一三	三八・六五				
十三時間以下	一・九二	二・五二	二・八二	三・四二	四・二〇	四・四四	三・七六				
十四時間以下	〇・八九	一・三	一・七一	二・〇五	一・三〇	二・二一	一・八四				
十五時間以下	〇・〇八	〇・一四	〇・一三	〇・一〇	〇・二一	〇・一六	〇・一五				
十六時間以下	〇・〇三	〇・〇六	〇・〇四	〇・〇三	〇・〇六	〇・〇五	〇・〇五				
十七時間以下	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇二	〇・〇三	〇・〇六	〇・〇六				
十八時間以下	〇・〇二	〇・〇四	〇・〇七	〇・〇三	〇・〇五	〇・〇二	〇・〇一				
二十時間以下	〇・〇〇	〇・〇二	〇・〇四	〇・〇三	〇・〇四	〇・〇一	〇・〇〇				
二十四時間以下	〇・〇〇	〇・〇二	〇・〇八	〇・一四	〇・一八	〇・二六	〇・一九				

二十四時間を
超ゆるもの

計 100.00 100.00 100.00 100.00 100.00 100.00 100.00 100.00

(調査工場数)三、三六 八六 七三 一八〇 二六 一五三 四、四五六

〔備考〕「労働時報」昭和十五年一月號所載、「機械及器具工場に於ける就業時間状況」による。本調査は五月一ヶ月間における延職工数を各實就業時間別に集計したるものを更に總數を一〇〇・〇〇%とせる比率を以て示したるもの。

右の調査を、常時五十人以上の職工を使用する機械及器具工場につき昭和十三年五月工場數一、五六一、十六歳以上の男子職工四六八、〇三一一人について同一方法をもつて行つた調査の結果と對比すれば次表の如くであつて、これを要約してみると、

八時間以下のもの

〇・〇八%(減)

	總計		五〇—一〇〇		一〇〇—三〇〇		三〇〇—五〇〇		五〇〇—一、〇〇〇		一、〇〇〇人以上	
	十三年	十四年	十三年	十四年	十三年	十四年	十三年	十四年	十三年	十四年	十三年	十四年
八時間以下	二〇三%	一九五%	一・六%	一・四%	一・二%	一・六%	三・八%	一・七%	四・四%	一・四%	一・六%	二・二%
九時間以下	一〇・二六	九・七七	三・六八	四・七〇	四・二五	四・三四	二・四八	六・一九	七・七六	四・六二	二・四一〇	二・二九
十時間以下	二五・六九	二五・三六	三九・〇三	二八・八五	三〇・五六	二二・四九	二二・〇四	三〇・五三	二四・二三	三七・八二	二四・八八	二二・七九
十一時間以下	一三・三一	一七・二六	二二・九八	二六・二七	二〇・三三	二〇・九〇	二二・〇六	二二・六八	一四・二〇	一六・五八	九・三三	一五・七〇
十二時間以下	二〇・六六	三九・二七	二二・九〇	三四・五四	二二・〇五	四五・五四	二二・六〇	四二・六九	二五・七七	三三・三六	一九・三四	三九・一三
十三時間以下	一三・八四	三・九三	一〇・九五	二・五三	二・六三	二・八三	一五・八五	三・四二	三・〇一	四・二〇	一四・八九	四・四四
十四時間以下	九・五三	一・九三	七・四二	一・三四	八・五一	一・七二	一〇・八八	二・〇五	八・三七	一・三〇	一〇・〇八	二・二二

九時間以下のもの
十時間以下のもの
十一時間以下のもの
十二時間以下のもの
十三時間以下のもの
十四時間以下のもの
十五時間を超えるもの

〇・四九%(減)
〇・三三%(減)
三・八五%(増)
一・六二%(増)
九・九二%(減)
七・五九%(減)
四・〇八%(減)

となる。すなはち「工場、就業時間制限令」によつて機械及器具工場における労働時間は十時間乃至十二時間特に十一時間乃至十二時間に集中されることゝなつたのである。ところでこれを先にみた機械器具製造業の六月以降の「實就業時間指數」と睨み合せば、爾後は十二時間以下の労働時間は依然として延長されつゝあると云へるであらう。

十五時間以下	二、四四	〇、一六	一、〇二	〇、一四	一、二七	〇、二三	一、六七	〇、一〇	一、四七	〇、二一	一、一九	〇、一六
十六時間以下	〇、四六	〇、〇五	〇、三〇	〇、〇六	〇、三八	〇、〇四	〇、四一	〇、〇三	〇、三一	〇、〇六	〇、五四	〇、〇五
十八時間以下	〇、〇八	〇、七	〇、二六	〇、〇八	〇、〇三	〇、〇一	〇、五七	〇、四四	〇、三三	〇、一八	〇、五八	〇、一七
二十時間以下	〇、一〇	〇、〇二	〇、〇九	〇、〇三	〇、〇七	〇、〇四	〇、一九	〇、〇二	〇、一八	〇、〇四	〇、八〇	〇、〇一
二十四時間以下	一、〇五	〇、二〇	〇、二二	〇、一三	〇、四〇	〇、〇八	一、九〇	〇、一四	〇、七四	〇、一八	一、三六	〇、二六
二十四時間を超ゆるもの	〇、一八	〇、〇三	〇、三九	〇、〇〇	〇、〇四	〇、一四	〇、二五	〇、〇〇	〇、二〇	〇、〇一	〇、一七	〇、〇一
計	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇

なほ参考までに商工省「賃銀統計表」により本年一月乃至十二月の金屬工業及び機械器具工業における各一人前の代表的職業別勞務者（本表においては見習工、養成工、徒弟又は特殊の雇傭條件による低給者若くは高給者は除外されてゐる）の就業時間をみれば次の如くである。

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
金屬工業													
平爐工	二、二七	二、一六	二、四六	二、四五	二、五〇	二、五三	二、三〇	二、四六	二、四六	二、五八	二、五八	二、五八	二、五二
鑄造工	二、〇一	二、〇三	二、〇八	二、一三	二、〇一	二、一一	一、〇、五六	一、〇、三八	一、〇、三七	一、〇、四四	一、〇、四九	一、〇、三八	一、〇、五五
鋼壓延工	二、一八	一、〇、五九	二、一〇	一、〇、五〇	一、〇、七	一、〇、三八	一、〇、三八	一、〇、二〇	一、〇、二七	一、〇、二八	一、〇、五三	一、〇、三三	一、〇、四九
鍍金工	一、〇、三	一、〇、五〇	一、四、四六	一、〇、四六	一、〇、四四	一、〇、二五	一、〇、三	一、〇、二〇	一、〇、一九	一、〇、三三	九、五五	一、〇、三三	一、〇、四二
銀冶工	二、〇〇	二、一四	二、〇六	二、一〇	一、〇、五一	一、〇、五四	一、〇、四三	一、〇、三三	一、〇、三九	一、〇、四一	一、〇、四四	一、〇、四三	一、〇、五一
木型工	一、〇、五六	二、一五	二、〇八	二、〇五	二、〇〇	一、〇、三八	一、〇、四二	一、〇、三五	一、〇、二〇	一、〇、三三	一、〇、二九	一、〇、五三	一、五、五〇
旋盤工	二、〇六	二、〇四	二、一三	二、〇四	一、〇、五一	一、〇、五〇	一、〇、三	一、〇、三三	一、〇、二四	一、〇、二七	一、〇、三八	一、〇、三三	一、〇、三八
轉削工	二、〇六	一、〇、五〇	一、〇、三四	二、〇七	一、〇、四一	一、〇、四二	一、〇、四五	一、〇、四四	一、〇、四九	一、〇、五〇	一、〇、四九	一、〇、四七	一、〇、四七
研磨工	一、〇、三六	二、一四	二、一四	二、〇九	一、〇、五五	一、〇、五六	一、〇、二九	一、〇、四一	一、〇、四二	一、〇、三八	一、〇、四八	一、〇、〇一	一、〇、三三
銻接工	一、〇、五五	二、〇〇	二、〇三	二、〇六	一、〇、三八	一、〇、二四	一、〇、二四	一、〇、一五	一、〇、三九	一、〇、三三	一、〇、二二	一、〇、二七	一、〇、三三
リベッター	一、〇、五五	二、〇四	一、〇、六〇	二、〇〇	一、〇、四六	一、〇、三三	一、〇、二九	一、〇、二八	一、〇、三	一、〇、二二	一、〇、二二	一、〇、三	一、〇、三
組立工	一、〇、四七	一、〇、四三	一、〇、七	二、〇〇	一、〇、二八	一、〇、一八	一、〇、二八	一、〇、一五	一、〇、二二	一、〇、一八	一、〇、一六	一、〇、二四	一、〇、三

〔仕 上 工 一〇、五五 一一、〇四 一〇、五三 一一、〇三 一〇、五三 一〇、五元 一〇、三八 一〇、三〇 一〇、四〇 一〇、二九 一〇、三三 一〇、三三 一〇、四四

かくて本年における労働時間の實情は一般的には次の如くであらう、すなはち十二時間を超える過長労働時間は成程例外的にしか存在しなくなつたが、十二時間以下のものは「工業就業時間制限令」の實施にも拘はらずなほ依然として延長の傾向が認められるといふこと、而かも「工場就業時間制限令」の影響はこれに止まらず過長労働時間をして労働強化を代置せしめるが如く作用したといふこと、これである。この場合労働強化は種々なる形をとつて行はれたと推測されるが吾々は遺憾乍らこれを實證すべき材料を持合はしてゐないのである。たゞ後述の如く労働災害率が増大しつゝある事實より推せば労働強化の事實は略々これを推測することができるのであらう。要するに「工場就業時間制限令」は労働時間を原則として十二時間に制限することによつてその觸れ出しの如く所謂労働力の維持培養を促進せしめるといふ外觀をとるかに見えたが、實質的にはむしろ量的輕減を質的加重に振りかへる結果をもたらしてゐるとみられるのである。

なほ序でながら厚生省調によつて軍需品工場における残業率をみると事變以來次の如き推移を示してゐる。

昭和十二年		同十三年		同十四年		指數			
年六月		年六月		年六月		十二年	十三年	十四年	
男		一七・三		二〇・三		一四・六		一〇〇	一二三
								一〇〇	一五五

女 二・四四 二・〇九 六・四四 一〇〇 八九 四九

〔備考〕「労働時報」、昭和十四年十二月所載、「軍需品工場に於ける従業員出勤率調査」による。

規模別産業別労働時間 右内閣統計局「労働統計」によつて産業別労働時間（「實就業時間指數」）をみれば次の如く、前述の傾向は「使用職工五十人以上工場」の當該産業部門において特に顯著にみられるやうである。

使用職工五十人未満工場

昭和十三年		同十四年		七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
年七月		年六月							
總數		一〇〇		一二	七	一〇〇	一〇三	一〇九	一〇〇
金屬工業		一〇〇		一〇二	一〇一	九八	一〇三	一〇四	九六
機械器具製造業		一〇〇		一〇〇	九〇	一〇一	九八	九八	一〇〇
造船業運搬用具製造業		一〇〇		一〇七	一〇三	一〇四	一〇三	九八	九八
精巧工業		一〇〇		一〇七	九六	一〇六	九七	一〇一	一〇三
紡織工業		一〇〇		一〇三	九五	一〇〇	一〇三	一〇七	一〇〇
使用職工五十人以上工場									
總數		一〇〇		一五三	一二三	一二九	一三三	一三六	一三六
金屬工業		一〇〇		一八五	一四四	一四二	一四九	一四六	一五三

機械器具製 二〇〇 一七三 一四六 一四八 二〇二 二〇四 二二七 二三四
 造船業 運搬 一〇〇 一五五 一六三 一六五 一六八 一七〇 一七二 一七四
 造船業 運搬 一〇〇 一五五 一六三 一六五 一六八 一七〇 一七二 一七四
 精巧工業 一〇〇 一四〇 一五二 一六九 一六八 一六九 一七〇 一七二
 紡織工業 一〇〇 一〇三 九五 八九 八五 八四 八五 八四

體性別産業別労働時間 内閣統計局「労働統計」によつて
 本年六月以降における産業別労働時間(實就業時間指數)を體
 性別にみれば次の如く、「工場就業時間制限令」の適用されて
 る時局産業部門においては、同「制限令」の適用範圍外に
 ある女子労働者の労働時間の延長が頗る顯著であるのは注目
 に値しやう。なほこれを「使用職工五十人未滿工場」と「使
 用職工五十人以上工場」とに分けてみれば、概して後者にお
 ける女子労働者の労働時間の延長率の方が大であるといつた
 傾向がみられる。

		六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	十一月
		時分							
總數	男	一〇〇	九八	一〇〇	一〇三	九八	一〇〇	一〇三	一〇六
	女	二二六	一〇七	一〇四	一〇三	一〇一	一〇一	一〇二	九・五三
窯業、土石加工	男	一〇四	一〇二	一〇二	一〇二	一〇〇	九八	一〇〇	一〇・一八
	女	二二二	一〇二	一〇〇	一〇一	一〇〇	一〇〇	一〇一	一〇・〇三
金屬工業	男	一〇四	一〇三	一〇二	一〇四	一〇五	一〇三	一〇三	一〇・四二
	女	二〇四	一〇四	九七	九八	九八	九八	一〇一	九・四一
機械器具製造業	男	九八	九八	九七	一〇一	一〇一	一〇三	一〇三	一〇・五二
	女	二〇六	九七	一〇三	一〇五	一〇四	一〇六	一〇六	一〇・三四

		造船業 運搬	造船業 運搬	精巧工業	化學工業	紡織工業	被服、身裝品製	紙工業、印刷業	皮革、骨、羽毛	品類製造業	木竹草蓆類に關	飲食料品製造業	ガス、電氣、水道業	その他の工業	休憩時間
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
造船業 運搬	男	九四	二〇〇	九五	九六	九五	九六	九五	九六	九五	九六	九五	九六	九五	九六
造船業 運搬	女	一〇〇	一〇二	一〇四	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九
精巧工業	男	七六	九七	一〇六	九七	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八
精巧工業	女	六八	一〇一	一〇三	一〇〇	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九
化學工業	男	一〇一	八三	一〇二	一〇八	一〇四	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
化學工業	女	一〇二	九八	一〇一	一〇三	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四
紡織工業	男	二〇〇	一〇五	一〇五	一〇四	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三
紡織工業	女	二二四	一一一	一一五	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
被服、身裝品製	男	九三	一〇五	九七	九四	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九
被服、身裝品製	女	九五	一〇〇	九六	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二
紙工業、印刷業	男	一〇三	九九	一〇三	一〇二	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三
紙工業、印刷業	女	一〇五	九九	一〇三	一〇二	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三
皮革、骨、羽毛	男	一〇三	一〇三	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
皮革、骨、羽毛	女	一〇七	一〇〇	一〇七	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
品類製造業	男	一〇三	一〇三	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
品類製造業	女	一〇七	一〇〇	一〇七	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
木竹草蓆類に關	男	九八	九九	一〇一	一〇〇	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
木竹草蓆類に關	女	一〇〇	一一二	一一三	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
飲食料品製造業	男	一〇三	九九	一〇〇	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九
飲食料品製造業	女	一〇三	一一二	一一三	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
ガス、電氣、水道業	男	一〇三	一〇八	一〇九	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六
ガス、電氣、水道業	女	一〇〇	一〇六	一〇六	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三
その他の工業	男	一〇八	一〇〇	一〇三	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九
その他の工業	女	九三	九四	一〇二	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九

の産業別休憩時間（所定就業時間内における）をみるに次の如く「工場就業時間制限令」によつて労働時間を制限された時局産業部門においては休憩時間が概して短く、同「制限令」及び「工場法」によつて規定された休憩時間の規定（一日の就業時間が六時間を超ゆるときは少くとも三十分、十時間を超ゆるときは少くとも一時間の休憩時間を就業時間中において設くべきこと）に抵触するか如き傾向がみられるが、必ずしも短縮化しつゝあるとは思はれない。併し右「制限令」實施後の休憩時間の内容の變化は労働時間の内容の變化と共に注目し値するものがあると考へられるが、遺憾乍らこゝでもその詳細は全く不明である。

	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
總數	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分
總數	一、〇〇	五九	五九	一、〇〇	一、〇〇	五九	五九
窯業、土石加工業	一、〇九	一、〇九	一、〇八	一、〇八	一、〇七	一、〇六	一、〇六
金屬工業	五五	五三	五三	五五	五五	五五	五五
機械器具製造業	五三	五三	五三	五三	五三	五三	五三
造船業、運搬用具製造業	五三	五三	五三	五三	五三	五三	五三
精巧工業	五五	五四	五四	五四	五四	五四	五四
化學工業	一、〇三	一、〇四	一、〇五	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇三
紡織工業	五七	五四	五四	五八	五八	五七	五七
被服、身裝品製造業	一、〇七	一、〇五	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇八	一、〇七

紙工業、印刷業 五三 五五 五三 五三 五三 五四 五三
皮革、骨、羽毛 一、〇五 一、〇五 一、〇二 一、〇三 一、〇一 一、〇四 一、〇三
品類製造業
木竹、草蔓類に關する製造業 一、二三 一、二三 一、二三 二、一〇 一、〇九 一、〇八 一、〇九
飲料品製造業 一、二七 一、二〇 一、一九 一、二八 一、二六 一、二六 一、二六
ガス、電氣、水道業 一、一一 一、一一 一、〇四 一、〇五 一、〇七 一、〇九 一、〇八
其の他の工業 一、〇三 一、〇一 一、〇六 一、〇三 一、〇〇 一、〇〇 一、〇〇
休業日數 内閣統計局「労働統計」によつて本年六月以降の休業日數を「實際作業日數」の側面より産業別にみれば次の如くである。

	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
總數	日	日	日	日	日	日	日
總數	二七・五	二六・八	二六・三	二五・五	二七・五	二七・六	二七・七
窯業、土石加工業	二七・七	二七・五	二七・〇	二七・五	二七・八	二七・六	二八・〇
金屬工業	二七・五	二五・三	二七・四	二七・二	二七・三	二七・三	二七・五
機械器具製造業	二七・八	二七・六	二七・七	二七・七	二七・五	二七・七	二七・八
造船業、運搬用具製造業	二七・九	二七・四	二七・八	二七・八	二七・四	二七・六	二七・七
精巧工業	二八・〇	二七・九	二八・〇	二七・九	二七・四	二七・六	二七・八
化學工業	二七・六	二七・六	二七・七	二四・六	二七・四	二七・五	二七・七
紡織工業	二七・五	二五・七	二五・五	二七・〇	二七・三	二七・六	二七・四
被服、身裝品製造業	二七・二	二七・三	二七・四	二七・三	二七・七	二七・六	二七・七
紙工業、印刷業	二七・六	二七・五	二七・八	二七・六	二七・六	二七・七	二八・〇
皮革、骨、羽毛品類製造業	二七・四	二七・八	二八・一	二七・二	二七・一	二七・五	二七・二

木竹、草蔓類に 關する製造業	二七・六	二七・九	二七・三	二七・四	二七・八	二七・六	二八・〇
飲食料品製造業	二六・二	二六・三	二八・三	二八・〇	二八・一	二八・一	二八・四
ガス、電氣、水道業	二九・八	二九・四	三〇・二	二九・九	二九・一	二九・八	二九・一
其の他の工業	二七・九	二七・六	二七・五	二七・八	二七・七	二七・七	二七・九

労働時間に関する法規違反 「工場就業時間制限令」の施行前までは労働時間に關する法規違反とは所謂保護職工（女子及び十六歳未満の幼年工）についてのみ問題となるにすぎなかつたが（「工場法令」にもとづくもの）右「制限令」の實施後は同法令の適用される軍需産業關係工場の十六歳以上の男子職工にもこれが問題となるに至つた。いま「工場就業時間制限令」にもとづく違反件數と「工場法令」にもとづく違反件數とを並記すれば次の如くである。

（イ）「工場就業時間制限令」にもとづく違反件數
 本年五月一日より十月末日に至る六ヶ月間の全國の違反件數は一八一三件にして、その内處罰されたものは僅かに一件告發二四件のみであつた、残りの一、七八件はすべて戒告の程度であつた。これについて「労働時報」（昭和十五年一月號）は次の如く云ふ、「工場就業時間制限令の適用を受くるものは工場法適用工場中主として軍需の充足に關係ある工場なるを以て之が施行に當り嚴罰主義を採らず寧ろ指導啓蒙に主眼を置きたることは違反件數を見ても明らかである」と。

（ロ）工場法令にもとづく違反件數
 「昭和十三年工場法施行狀況概要」によつて「工場法令」にもとづく労働時間關係の法規違反を拔萃して表示すれば次の如く、依然として「保護職工をして法定時間（一日に就き十一時間）を超えて就業せしめたるもの」が壓倒的多數を占め、これに次いで「保護職工をして深夜業（午後十時より午前五時迄）を爲さしめたるもの」が多い。
 これを前年度と比較すれば「特に保護職工をして法定時間を超えて就業せしめたるもの」の處罰件數は減少してゐるが戒告件數は可成りの増加を示したことは種々の意味において注目に値しやう。

	昭和十三年	同十二年	同十一年	同十年
保護職工をして法定時間を超えて就業せしむ	六三三・五、七八	七七七・四、六二五	七〇七・四、九三五	五五九・五、三九四
保護職工をして深夜業に就かしむ	三二	一三三	一四九	五二三
保護職工に法定の休日休憩時間を與へず	二四	二六九	三二	五二二
規定の許可認可を受けず就業時間延長し又は其の届出を怠る	四	二〇九	一	三五四
			二	四〇〇
				〇
				六三五

妊婦及哺育中の女子へ規定の休日及休憩時間とを與へず	合計
—	六八二六、四三二
三	九三七五、九九八
—	七七九五、七七六
四	六五八六、三二九
—	
三八	
—	
五二	

第二節 鑛山勞働者

概観 日銀「労働統計」によつて昭和十二年以降の平均「正味就業時間」をみるに次の如く本年は前年に比し幾分延長の傾向にあるのが注目される。

	昭和十二年	同 十三年	同 十四年
一月	八・五〇(二六・〇)	八・五七(二六・一)	九・〇三(二六・一)
二月	八・五〇(二五・三)	八・五八(二五・五)	九・〇三(二五・四)
三月	八・五〇(二七・三)	八・五八(二七・四)	九・〇四(二七・三)
四月	八・五三(二六・六)	八・五九(二六・七)	九・〇四(二六・六)
五月	八・五四(二七・二)	九・〇〇(二七・四)	九・〇六(二七・四)
六月	八・五六(二七・一)	九・〇〇(二七・一)	九・〇六(二七・二)
七月	八・五五(二七・六)	九・〇一(二七・四)	九・〇六(二七・四)
八月	八・五四(二六・六)	九・〇三(二六・九)	九・〇五(二七・二)
九月	八・五五(二七・一)	九・〇三(二七・一)	—
十月	八・五四(二七・五)	九・〇三(二七・四)	—
十一月	八・五六(二七・〇)	九・〇二(二七・〇)	—
十二月	八・五五(二七・四)	九・〇〇(二七・五)	—

〔備考〕—内地鑛山(石炭鑛業は鑛夫三百人以上、石油及び金屬鑛業は百人以上)一六〇乃至一七〇(月によりて差異あり)につ

き作成せるもの。括弧内は作業日數。

なほ内閣統計局「勞働統計」によつて本年六月以降の鑛山勞働時間の趨勢をみれば次の如くである。

昭和十二年 七月 同十四年 六月	實就業時間	延實就 業時間	所定就業時間		實就業時間		作業日數	
			坑内	坑外	坑内	坑外	坑内	坑外
同七月	一〇〇	一〇〇	時分	時分	時分	時分	日	日
同八月	一〇六	一〇四	九・五	一〇・〇	一〇・一〇	一〇・五五	二六・七	二七・三
同九月	一〇四	一〇七	九・四	一〇・一〇	九・五七	一〇・五〇	二七・〇	二七・三
同十月	一〇三	一〇三	九・三	一〇・〇九	九・五二	一〇・〇六	二六・七	二七・〇
同十一月	一〇三	一〇五	九・三〇	一〇・〇八	一〇・〇〇	一〇・五二	二六・七	二七・一
同十二月	一〇四	一〇九	九・三	一〇・〇五	一〇・〇一	一〇・五二	二七・二	二七・四
同十三年	一〇四	一一一	九・三	一〇・〇三	一〇・〇四	一〇・五三	二七・〇	二七・三
同十四年	一〇四	一二八	九・三	一〇・〇二	一〇・〇五	一〇・五〇	二七・三	二七・五

〔備考〕—全國の規定の鑛山二七〇につき作成したるもの。

産業別労働時間 内閣統計局「労働統計」によつて本年六月以降の産業別労働時間（實就業時間指數）をみるに次の如く、金屬鑛業の延長率が最も大であるが、「實就業時間」は石炭鑛業において最も大である。

六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月

實就業時間

總數 一〇・一 一〇・二 一〇・三 一〇・四 一〇・五 一〇・六 一〇・七

〔備考〕——全國の規定の鑛山二七〇につき作成したるもの。

産業別労働時間 内閣統計局「労働統計」によつて本年六月以降の産業別労働時間（實就業時間指數）をみるに次の如く、金屬鑛業の延長率が最も大であるが、「實就業時間」は石炭鑛業において最も大である。

[illegible]

坑内 一五 一三 一〇一 一〇三 一〇三 一〇三 一〇三 一〇三
 坑外 一〇八 一〇六 一〇七 一〇五 一〇五 一〇五 一〇五 一〇五
 金屬鑛業 一〇七 一〇九 一〇六 一〇六 一〇五 一〇六 一〇六 九・二
 石炭鑛業 九 一三 一三 一三 一三 一三 一〇・五
 石油鑛業 九 一〇 一〇 九 九 九 九・四
 其の他の鑛業 一三 一〇 九 一〇 一〇 一〇 九・六
 體性別産業別労働時間 内閣統計局労働統計によつて本年
 六月以降の産業別労働時間（實就業時間指數）を體性別にみ
 れば次の如くである。

坑	總數		六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
	女	男	一〇六	一〇四	一〇三	一〇三	一〇四	一〇四	一〇四
坑内	女	男	一〇九	一〇五	一〇三	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四
	一〇四	一〇五	一〇二	一〇一	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三
坑外	女	男	一〇八	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七
	一〇八	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七

坑外		女	男	一〇八	一〇六	一〇八	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
金屬鑛業	女	一〇九	一〇九	一〇八	一〇八	一〇五	一〇三	一〇五	一〇六	一〇六
	男	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三
石炭鑛業	女	九	九	九	九	九	九	九	九	九
	男	九	九	九	九	九	九	九	九	九
石油鑛業	女	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
	男	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
其の他の鑛業	女	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
	男	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

休憩時間 内閣統計局調によつて本年六月以降の産業別休
 憩時間をみるに次の如くである。

總數	坑内		時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分
	女	男	一〇三(九・三)	一〇一(九・四)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)
金屬鑛業	女	男	一〇二(九・三)	一〇一(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)
	男	一〇二(九・三)	一〇一(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)
石炭鑛業	女	男	一〇二(九・三)	一〇一(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)
	男	一〇二(九・三)	一〇一(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)
石油鑛業	女	男	一〇二(九・三)	一〇一(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)
	男	一〇二(九・三)	一〇一(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)	一〇〇(九・三)

其の他の鑛業	坑内	一〇〇(八・四八)	一〇〇(八・三四)	一〇三(八・四〇)	一〇三(八・四〇)	一〇三(八・四〇)	一〇三(八・四〇)
	坑外	一・一〇(一〇・〇〇)	一・一七(九・四三)	一・一六(九・三〇)	一・一六(九・三五)	一・一五(九・二七)	一・一五(九・三三)

〔備考〕—括弧内は所定就業時間。

休業日数 内閣統計局「労働統計」によつて本年六月以降の休業日数を「實際作業日数」の側面より産業別にみるに次の如くである。

石炭鑛業	坑内	二六・一	二六・三	二五・七	二五・九	二六・五	二六・五
	坑外	二六・四	二六・五	二五・八	二六・一	二六・七	二六・七
石油鑛業	坑内	—	—	二八・〇	二九・〇	二七・〇	二八・〇
	坑外	二六・一	二六・三	二八・五	二九・三	二七・九	二八・三
其の他の鑛業	坑内	二七・八	二八・六	二七・二	二八・〇	二八・三	二九・〇
	坑外	二六・三	二九・二	二八・七	二八・九	二九・四	二九・五

第三節 交通労働者

總數	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
	日	日	日	日	日	日	日
坑内	二六・七	二七・〇	二六・七	二七・二	二七・〇	二七・三	二七・三
	坑外	二七・三	二七・三	二七・〇	二七・一	二七・四	二七・五
金屬鑛業	坑内	二七・九	二八・〇	二八・一	二七・七	二八・一	二八・一
	坑外	二七・九	二八・二	二八・二	二七・八	二八・二	二八・二

内閣統計局「労働統計」によつて本年六月以降の産業別「平均勤務時間」及び「休憩時間」をみるに次の如くである。

總數	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分
陸上運輸業	一〇・五(二・〇一)	一一・〇(一・五七)	一一・一(二・〇四)	一一・三(二・〇三)	一一・五(二・〇三)	一一・五(二・〇一)	一一・五(二・〇一)
	坑内	二七・九	二八・〇	二八・一	二七・七	二八・一	二八・一
鐵道	一一・四(二・〇三)	一一・四(一・四五)	一一・五(二・一三)	一一・三(二・〇三)	一一・三(二・〇一)	一一・二(一・五九)	一一・二(一・五九)
	坑外	二七・九	二八・二	二八・二	二七・八	二八・二	二八・二
軌道	九・三(一・五八)	一〇・三(一・五四)	一〇・七(一・五八)	一〇・六(二・〇二)	一〇・八(二・〇三)	一〇・七(二・〇二)	一〇・五(二・〇二)
定路線自動車	一〇・四(二・〇四)	一一・一(二・二三)	一〇・四(二・〇〇)	一〇・四(二・〇三)	一〇・四(二・〇八)	一〇・四(二・〇七)	一〇・四(二・〇八)
	坑内	二七・九	二八・〇	二八・一	二七・七	二八・一	二八・一
船舶運輸業	九・四(二・〇五)	一〇・四(二・〇一)	九・三(二・〇三)	九・二(二・〇四)	九・四(二・〇四)	九・五(二・〇七)	九・五(二・〇八)
	坑外	二七・九	二八・二	二八・二	二七・八	二八・二	二八・二
運輸取扱業	一〇・二(一・二五)	一〇・三(一・二五)	一〇・四(一・二八)	一〇・三(一・二八)	一〇・三(一・二八)	一〇・三(一・二八)	一〇・三(一・二八)
	坑内	二七・九	二八・〇	二八・一	二七・七	二八・一	二八・一
郵便、電信、電話業	—	八・二(一・〇七)	八・二(一・〇六)	八・二(一・〇六)	八・三(一・〇三)	八・三(一・〇三)	八・一(一・〇五)
	坑外	二七・九	二八・二	二八・二	二七・八	二八・二	二八・二

〔備考〕—全國の中三十三府縣 規定の交通事業體二二七につき作成せるもの。括弧内は「平均勤務時間」中の休憩時間

休業日數 内閣統計局「労働統計」により本年四月以降の休業日數を「平均勤務日數」の側面より産業別にみれば次の如くである。

	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
總數	二七・六	二八・〇	二八・〇	二八・九	二七・六	二七・七	二八・〇
陸上運輸業	二六・七	二六・五	二六・九	二七・〇	二六・七	二七・一	二六・七
鐵道	二六・六	二六・六	二七・一	二七・三	二七・一	二七・四	二七・一
軌道	二九・七	二六・一	二六・七	二六・七	二六・三	二六・九	二六・三
定路線自動車	一六・八	三三・一	二六・六	二六・五	二六・二	二六・七	二六・三
船舶運輸業	二七・八	二八・七	二八・三	二六・九	二七・九	二七・八	二八・三
運輸取扱業	二七・四	二七・二	二七・五	二七・〇	二七・一	二七・〇	二七・六
郵便、電信、電話事業	二七・一	二七・二	二六・九	二六・二	二六・八	二六・七	

第二章 労働災害及労働衛生

第一節 工場労働者

(イ) 労働災害

災害死傷者數 昭和十三年度における工場法適用工場（工場法一部適用工場を除く）の死傷者數並に災害率（職工千人に對する死傷者の割合）をみるに次の如くである。いまこれを累年的にみれば昭和五年以降同七年迄は漸減の傾向にあつ

たが、八年以降漸増に轉じたことが注目される。これは労働時間の延長及び労働強化が昭和八年以降年と共に進行してゐることを物語るものであらう。（昭和十一年までは「工場監督年報」、同十二年は「工場監督年報概況」、同十三年は「工場法施行状況概要」による）

死亡 重傷 輕傷 計

職工千人に對する割合
死亡 重傷 輕傷 計

昭和五年	二四三	九、二五三	七五	四三、二七〇	〇・二五五	九二〇・四二二	二六・一六
同 六年	二八四	七、七四二	一四九	三五、二〇七	〇・一八四	七六一・七三	二二・六九
同 七年	二五〇	八、〇八九	二五、八九四	三四、二三三	〇・二六五	〇・五五一	一六・九二
同 八年	三四九	九、二四七	三三二	四一、九六三	〇・二〇五	三・一八	二四・〇七
同 九年	五二一	一三、九五五	四、六六三	五七、一九〇	〇・二六六	六・九六	二二・八〇
同 十年	五三三	一六、八二〇	五、四〇八	六九、七六〇	〇・二三七	四・〇二三	二五・〇五
同 十一年	五五二	一九、三〇六	六、六八四	八〇、五四一	〇・二三七	六・八二	二四・四五
同 十二年	六八一	二三、三七七	六、八〇一	一〇二、四九八	〇・二五八	八・四二	二八・四六
同 十三年	八三四	二六、五四一	九、八九一	一八、二四四	〇・二七八	七・四二	二九・九三

〔備考〕—本表中には工場法一部適用工場を含まず。茲に重傷とは休業二週間以上又はその見込のもの。輕傷とは休業三日以上又はその見込のものを云ふ。

昭和九年に於ける死傷者數の増大は通例の工場災害によるの外同九年九月二十一日に於ける風水害によつて齎されたものが含まれてゐる（風水害に依る死亡者四九名、負傷者一三八名、内官設工場一名、輕傷者はその數詳かならずと云ふ。）

尙昭和九年以降は從來商工省所管に屬した八幡製鐵所が民營となりたる結果、民營工場の災害發生數が増大することとなりたることも豫め注意を要する。

なほ昭和十二年以降における軍需品工場の従業員缺勤率をみるに次の如く、各種缺勤率共に逐年増加の傾向を辿り、特に本年は男子においては事故缺勤率、女子においては公傷病缺勤率の増加の著しいことが注目される。

これについて調査當局は次のやうに云つてゐる、——曰く「扱昨年は一昨年に比べて移動率、殘業率共に著しく増加してゐた爲各種缺勤率の増加は考へ得る事ではあるが本年は昨年に比べて移動率は多少なりとも減少し殘業率は著明に減少してゐるのであるから之は當然職工の出勤狀態に好影響を齎す筈であるに拘らず事實は之に反し公傷病缺勤率に於て稍々減少するかの如き傾向があるが私傷病缺勤率、事故缺勤率に至つては甚しい増加を來してゐる。又各府縣總計に於て多少減少するかの如き感ある公傷病缺勤率も之は一二の特別なる府縣に於て稍々著明の減少が見られた爲であつて全般的に見れば尙増加の傾向にありと見るのが至當であらう。

「之等各種缺勤率が本年は昨年に比し職工の移動率、殘業率の減少があるに拘らず尙依然として増加しつゝある原因に關しては輕々に結論を與ふる事は出来ないが、この内には在籍出征者もあるが事變發生當初よりの過長勞働に因る蓄積せる

肉體的惡影響或は職工の精神的弛緩等が考慮さるべきであらう。

「次は女子に就いての調査成績であるが……残業率のみは一昨年比べて昨年も本年も減少の傾向にあるが移動率及び各種缺勤率は昨年は一昨年より本年は昨年より年と共に著明の増加を示してゐる。この中、移動率の増加は云ふ迄も無く平和産業より軍需産業への女子の移動及び新規採用女工の増加に因つて起つたものであつてその結果として女工の災害疾病が増加し従而事故缺勤者の増加を來したものと見るのが至當である。殊に從來は女子には比較的少なかつた公傷病缺勤が本年は著しく増加してゐる事は注目すべき點である」と。

		昭和十二年			同十三年			同十四年			指數			
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
公傷病 缺勤率	男	五・八九		六・七三		六・五八		一〇〇		一四		一三		
	女	〇・七六		〇・九八		一・九八		一〇〇		二九		二六		
私傷病 缺勤率	男	二四・八九		二七・九四		二八・九八		一〇〇		一三		二六		
	女	二八・一六		三三・〇二		四〇・四〇		一〇〇		二二		一四		
事故 缺勤率	男	三六・五三		四九・四一		七二・二五		一〇〇		一三五		一九八		
	女	三一・六六		四四・二三		六一・六四		一〇〇		一三		一九五		

〔備考〕—「勞働時報」昭和十四年十二月號所載「軍需品工場に於ける従業員缺勤率調査」による。昭和十二年六月、同十三年六月、同十四年六月の各一ヶ月間の實情を、警視廳、神奈川縣、

愛知縣、大阪府、兵庫縣及福岡縣管下に於ける軍需品工場二四〇につき調査せるもの。但しこの中には大工場（職工數一、〇〇〇人以上のもの）四〇、中工場（同三〇〇人程度のもの）八〇、小工場（同一〇〇人以下のもの）一二〇を含む。職工數については第一篇第一節勞働異動の項參照。

業種別災害死傷者數 昭和十三年度における業種別災害率をみるに次の如くである。

	死亡	重傷	輕傷	計
染色工場	〇・〇五	一・九六	四・八四	六・八五
機械器具工場	〇・三五	一・三三	五・二七	六・九三
化學工場	〇・四五	九・一八	二六・八二	三六・四五

	昭和五年	同 六年	同 七年	同 八年	同 九年	同 十年	同 十一年	同 十二年	同 十三年
染織	八・〇	六・四	六・五〇	六・一八	五・八八	五・五一	六・〇一	六・五七	六・八五
機械器具	七九・七	七〇・〇	六三・五一	六八・二八	六九・七三	七一・四七	七二・六六	七八・九七	六九・九二
化學	四二・四	三四・三	三三・五九	三〇・七九	三〇・五九	三三・八七	三三・四一	三三・五九	三六・四五
飲食物	一四・〇	一四・〇	一一・〇九	一一・七七	一一・二〇	九・七五	一〇・七四	一〇・二三	一一・五二
雜	二三・五	二〇・五	二二・四六	二〇・八八	二二・八四	一九・四二	二〇・一四	二〇・一七	二〇・九二
特別	三八・九	三五・七	三六・三九	四五・三四	二二・六七	一三八・九九	一二四・六七	一二三・四二	一二一・六二
計	二六・二六	二二・六九	二二・四〇	二四・〇七	二八・五〇	三〇・六八	三三・四五	三六・九〇	三八・九三

飲食物工場	〇・一五	三・六三	七・七四	一一・五二
雜工場	〇・二七	六・九四	一三・三一	二〇・五三
特別工場	一・一四	三五・五〇	七六・九八	一二一・六二
計	〇・二七	八・七四	二九・九二	三八・九三

更に昭和五年以降の業種別災害率の推移をみれば次の如く特別工場の昭和九年以降の増大を除外すれば、機械器具及び化學工場は昭和八九年頃までは他工場と同じく漸減の傾向にあつたが、以後特に十年からは他工場と同じく漸増に轉じてゐる（尤も機械器具工場のみは昭和十三年において前年度よりも災害率が低下してゐる）。

體性別災害死傷者數 昭和十三年度における體性別災害死傷者數は次の如くであるが、なほこの點については前掲の「軍需品工場に於ける従業員缺勤率調査」を參照されたい。

傷害程度	男	女	計
死亡者	八〇八	二六	八三四

重傷者	二五、〇五五	一、四八六	二六、五四二
軽傷者	八六、四四八	四、四二二	九〇、八六九

計 一二三、三三一 五、九三三 一二八、二四四

原因別災害死傷者数 昭和十年度法適用工場死傷者数を機械的原因と非機械的原因に分つてみれば次の如く、機械的原因では「揚重機又は之に依り取扱中の物體に因るもの」最も多く、非機械的原因では「機械を用ひざる運搬又は取扱中の物體に依るもの」が最も多い。

	負傷	死亡	合計	災害總人員に對する百分率
機械的原因	二六二	二六、〇五二	二六、三三四	二三・九七
非機械的原因	五三	八九、三五六	八九、九一〇	七六・〇三

(ロ) 労働衛生
寄宿舎の状況 右「工場法施行状況概要」によつて昭和十三年十月一日現在における寄宿舎施設ある工場数及び寄宿職工数をみるに次の如く、法適用工場一一三、九七九の中寄宿舎の設けある工場は二四、二八三を算へ法適用工場の二一％に當り、その收容職工数は七〇八、五四三(内男一八二、九六七、女五二五、五七六)で職工總数の二二％に當つてゐる。これを前年同期に比すれば工場数において八〇、職工数において、二、二五七人の増加であるが、その割合は却つて減少してゐる。なほこれを業種別にみれば化學工場の職工数の減少の著しいのが注目される。

	工場数			寄宿職工数			前年同期との比較(△印は減)		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
染織工場	九、五三七	五二、九七一	四九二、二六二	五四三、二三三	八四三	一、四五三	八二八	二、二七一	
機械器具工場	八、二九六	六〇、五七六	一、六七二	六一、二四八	一三三	一五、〇〇〇	五三五	一五、五三五	
化學工場	一、三四五	二九、四〇三	二三、八三三	五三、二三五	△二〇七	△三、七六七	△二、八九六	△二六、六六三	
飲食物工場	一、八〇七	二七、三〇三	四、二二二	三一、五二四	△二五四	△一八四	三八七	二〇三	
雜工場	二、九八八	一二、三〇九	四、五八〇	一六、八八九	△三九〇	△九二八	九四五	二七	
特別工場	二八四	一、四〇五	九	一、四一四	△七〇	一六〇	—	一六〇	
計	二四、二五七	一八二、九六七	五二五、五七六	七〇八、五四三	五四	一一、七四四	△二〇、二一一	一、五三三	

	寄 宿 職 工 数		計
	男	女	
昭和五年	一五、四九二	一三、八三〇	四八、八二五
同 六 年	一五、五〇七	一〇四、六七二	五七〇、九四五
同 七 年	一五、〇六六	九六、一五〇	五七四、一九四
同 八 年	一五、七九八	一〇三、二二七	五三九、九〇八
同 九 年	一八、一八	一六、六四五	五四六、八一五
同 十 年	二〇、六七三	一三八、九二四	五九〇、〇九七
同 十 一 年	三、四二〇	一五五、五六七	六四一、九七九
同 十 二 年	二四、二〇三	一七一、二三三	六八九、五二五
同 十 三 年	二四、二五七	一八二、九六七	七〇七、〇一〇
			七〇八、五四三

第二節 鑛山労働者

労働災害

災害死傷者数 昭和十三年度における鑛山變災事故回数並に死傷者数及びその災害率をみるに次の如くである。更にこれを累年のみれば災害回数、死亡者率及び負傷者率とも一貫した傾向は見出し難いが、支那事變下の昭和十二年以降は災害回数が著増してゐるのが注目される。

	災害回数	同上指数	死亡者数	負傷者数
(昭和五年＝一〇〇)				
昭和五年	一〇七、三四六	一〇〇	八九五(三・五)	一〇七、三七七(四四・七)
同 六 年	七六、三二〇	七三	七六(三・五)	七六、三五五(三八・二)

同 七 年	六五、七二四	六一	七二七(三・九)	六五、六九八(三五・五)
同 八 年	六六、九二九	六二	八七七(四・三)	六六、七三三(三九・七)
同 九 年	七三、二二九	六八	九二一(三・〇)	七三、一三四(三〇・九)
同 十 年	七三、三三八	六七	一、一七一(四・二)	七三、一四三(二五・九)
同 十 一 年	七三、五二〇	六八	一、二三四(四・二)	七二、八二二(二四・七)
同 十 二 年	七六、六〇五	七三	一、〇三二(三・〇)	七七、八六三(三八・三)
同 十 三 年	八三、九九一	七六	一、三六五(三・三)	八四、八〇〇(二七・三)

〔備考〕—括弧内は鑛夫千人に對する災害率(鑛夫は各年とも六月末現在の數である)。昭和十一年度以降は「本邦鑛業の趨勢」未發表のため「商工省統計表」に據る。以下同斷。

なほ本表は昭和十年迄は職員を含む。但しその數極めて僅少である。

鑛種別災害死傷者数 昭和十三年度の鑛種別災害死傷者数をみるに次の如くであるが、鑛種別鑛夫數未發表のため鑛種別の災害率は不明で如何なる鑛種が最も危険なるかは判然しない。

	死亡	重 傷	輕 傷
金 屬 山	二〇五	四、一六九	八、六九三
石 炭 山	一、一三七	二六、六七七	四三、二四四
石 油 山	六	八三	一三九
其他の非金屬山	一七	五九	九六一
計	一、三六五	三、四〇八	五三、〇三七

〔備考〕—重傷とは休業二週間以上の負傷、輕傷とは休業三日以上の負傷を指すものである。

更に各種鑛山を通じて坑内外別にみれば左の如くで坑内の方が危険極めて大であることが推測される。

	死亡	重傷	輕傷
坑内	一、三三七	二七、〇〇七	四三、四七六
坑外	二一八	四、四〇一	八、五五一
計	一、三五六	三一、四〇八	五二、〇二七

〔備考〕—右に同じ。

災害原因 右の事故回数及び死亡者数を原因別（重大原因のみ）にみれば左の如くである。

	災害回数	死亡者数
落盤	二七、五三三	三三八
坑内鑛車の爲	二〇、八八一	二二七
機械の爲	二、八〇八	三三三
瓦斯炭塵爆發	二三	二六九
發破又は爆發藥の爲	四三八	〇五
坑外鑛車又は爲	二、七四四	三三三
架空索道の爲		二九

第三章 賃銀

第一節 工場労働者

(イ) 名目賃銀

概観 日銀「労働統計」によつて「定額賃銀」及「實收賃銀」の推移をみるに次の如く、本年は兩者とも平均において昨年比し更に大幅の騰貴を示してゐるが、これを月別にみれば「定額賃銀」は月と共に幾分の上昇をしてゐるに反し「實收賃銀」は三月まで騰貴し以後八月頃まではむしろ停滯の傾向を示し十月頃から急騰してゐるといつた傾向がみられる。

	總指數		男		女	
	定額	實收	定額	實收	定額	實收
昭和十二年平均	八二・四	九六・八	八三・一	九八・〇	七九・九	七二・二
同 十三年平均	八五・四	一〇五・六	八六・四	一〇三・九	八〇・六	七五・〇
同 十四年平均	九三・三	一一八・六	九四・三	一二二・五	八九・三	八五・〇
同 一月	八九・一	一二二・六	九〇・四	一〇八・五	八四・四	八〇・二
同 二月	九〇・一	一二四・九	九一・三	一一一・〇	八五・五	八一・八
同 三月	九一・一	一二八・二	九二・二	一二三・〇	八六・三	八三・五
同 四月	九一・四	一二五・四	九二・六	一二〇・七	八六・六	八三・四
同 五月	九一・九	一二五・四	九三・〇	一二〇・〇	八七・三	八二・七
同 六月	九二・七	一二七・五	九四・〇	一二一・六	八八・一	八三・四
同 七月	九三・九	一二七・一	九五・一	一二一・一	八九・二	八三・八
同 八月	九四・六	一二八・〇	九五・八	一二一・一	九〇・〇	八四・七
同 九月	九五・七	一二九・九	九六・七	一二二・一	九二・四	八七・二
同 十月	九五・五	一二二・五	九六・三	一二三・八	九二・九	八八・三
同 十一月	九六・四	一二三・七	九六・九	一二六・三	九四・四	八九・一

同 十二月 九七・七 一三九・二 九七・七 一三三・二 九四・五 九二・四

〔備考〕—大正十五年基準、定礎法により作成。民營工場のみの指數、但し製絲業を除外せるもの。

定額賃銀は各工場の月末平均定額日給の合計を工場數を以て除したるもの。實收賃銀は各工場の月中賃金總支拂高、年末年季以外の諸手當を含むの合計を各工場の月中職工出勤日數累計の合計を以て除したるもの。

本表は從來日銀において調査發表せる指數を内閣統計局の指數と連結したもの（連結時期は昭和十四年八月）。定額賃銀指數

の基本となるべき平均定額日給額は從來日銀においては各事業別に労働者一人當り平均定額日給額を算出し、この合計額を事業體數を以て除して算出したるも、指數連結後は事業體の定額日給額を合算し、この合計額を事業體定額者合計數を以て除して算出す。

なほこれを更に内閣統計局「労働統計」によつてみても（但し本年六月以降）略々同様の傾向が窺はれるやうである。左表をみよ。

昭和十二年七月 同 十四年六月 同 七月 同 八月 同 九月 同 十月 同 十一月 同 十二月	一日平均定額賃銀				一日平均賃銀諸手當賞與額				實收賃銀指數			
	平均	男	女	平均	男	女	平均	男	女	男	女	
	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢
	一九〇・〇	二三六・〇	七九・〇	一九二・四	二四七・三	八四・八	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇七	一二六	
	一三五・九	一五六・二	七六・七	一九三・六	二四七・三	八六・〇	一一三	一一七	一一九	一二七	一二九	
	一三四・〇	一五六・〇	七五・一	一九一・八	二四八・一	八六・四	一一三	一二八	一二三	一二八	一二三	
	一三三・六	一五〇・八	八一・一	二〇〇・一	二四九・〇	九一・七	一一三	一二四	一二七	一二四	一二七	
	一三一・四	一四八・二	七八・四	二〇三・四	二五二・五	九三・四	一一三	一二四	一二八	一二四	一二八	
	一三三・〇	一四九・六	八〇・二	二〇七・五	二五六・六	九五・三	一二六	一二七	一二三	一二七	一二三	
	一三五・一	一五三・〇	八一・四	二二七・三	二六八・九	九七・九	一二三	一二三	一二三	一二三	一二五	

〔備考〕—實收賃銀とは現實に労働者が收得する賃銀（歩増、手當等を含みたるもの）の實額にして半期年末の賞與又實物給與は之に包含せず。その他については前出。

なほ参考迄に商工省「賃銀統計表」によつて「我國主要工業に於ける代表的勞務者」（但し見習工、養成工、徒弟又は特殊の雇傭條件に依る低給者若くは高給者等は之を除外せるも

の「賃收賃銀」の推移をみれば次の如くである。(尤もここでは「賃收賃銀」は月と共に確實に騰貴してゐるが、これは前諸表に除外されてゐる土木建築業及び仲仕日傭人夫が含まれてゐるからであらう。これを除外すればやはり右と略々同様の傾向がみられるのである。)

昭和十二年平均	一〇七・〇	昭和十四年六月	一二七・五
同 十三年平均	一二三・七	同 七月	一二七・八
同 十四年平均	一二八・五	同 八月	一二九・三
同 一月	一二八・七	同 九月	一二三・一
同 二月	一二三・六	同 十月	一二三・八
同 三月	一二四・三	同 十一月	一二四・七
同 四月	一二四・九	同 十二月	一二六・二
同 五月	一二五・九		

〔備考〕—昭和九年四月乃至翌十年三月の一ヶ年平均賃銀を基準とせる全國平均賃銀指數

要するにこれらの諸表によつてみれば、本年における賃銀名目の實情は「従業者雇入制限令」及び「工場就業時間制限令」の施行前はともかく、その後においては賃銀は概して停

滯的傾向にあつたが、「賃銀臨時措置令」の前後から再び騰貴の傾向に轉じたといふことであらう。このことはこれら労働統制策特に後者の微妙な影響を物語るものであらう。けだし後者は前二者に比し産業一般に適用されてゐるからである。

産業別賃銀 内閣統計局「労働統計」によつて本年四月以降における産業別賃銀(賃收賃銀指數)の推移をみるに次の如く、時局産業部門における賃銀が他に比して概して停滯的であるのが特徴的である。これは間接的には「賃銀統制令」による初給賃銀の公定(八月)もこれに與る所があると考えられるが、より直接的には「従業者雇入制限令」が實施(四月)されて、從來賃銀を上昇せしめてゐた労働移動が阻止されたからであり、また「工場就業時間制限令」の施行によつて労働時間が原則として十二時間に制限されたからであらう(勿論後者の場合には種々なる對抗策がとられその限りで賃銀の停滯的傾向は緩和されたことは云ふまでもないが)。なほ例へば十一月における「一日平均賃銀諸手当賞與額」をみれば時局産業部門における賃銀は概して他部門に比して絶對額において高額であるといつた傾向がみられる。

總 數	昭和十三年 同十四年												(十一月、一日平均) 賃銀諸手当賞與額
	年 七月	同 六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	錢	錢	錢	錢	
窯業、土石加工業	一〇〇	一二三	一二三	一二三	一二三	一二三	一二六	一二三	二〇七・五	二〇七・五	二〇七・五	二〇七・五	二〇七・五

なほ参考迄に商工省「賃銀統計表」によつて金屬工業及び機械器具工業における平均賃銀實額をみるに左の如くである。

業	平均											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
金 屬 工 業	100	98	110	111	110	111	110	112	114	110	110	274.3
機 械 器 具 製 造 業	100	104	117	114	106	107	106	107	110	115	115	236.3
造船業、運搬用具製造業	100	101	105	104	105	104	105	104	105	111	111	262.9
精 巧 工 業	100	96	113	115	105	108	105	108	113	119	119	232.3
化 學 工 業	100	111	116	116	110	110	110	110	119	110	110	188.3
紡 織 工 業	100	118	117	119	113	119	113	114	115	118	118	101.9
被服、身裝品製造業	100	114	119	113	113	113	113	116	113	115	115	154.8
紙 工 業、印 刷 業	100	109	109	109	110	110	114	114	119	113	113	200.4
皮革、骨、羽毛品類製造業	100	97	95	105	108	108	111	111	111	116	116	275.3
木竹草蓆類に關する製造業	100	110	113	111	114	114	117	117	119	113	113	187.5
飲食料品製造業	100	103	100	113	116	116	118	118	118	110	110	160.8
ガス、電氣、水道業	100	104	109	118	113	118	100	101	101	101	101	266.6
其の他の工業	100	117	111	113	113	113	113	116	117	110	110	157.8
なほ参考迄に商工省「賃銀統計表」によつて金屬工業及び機械器具工業における平均賃銀實額をみるに左の如くである。												
金 屬 工 業	4.47	4.30	4.14	4.24	4.33	4.19	4.35	3.94	3.98	4.19	4.17	3.21
平 爐 工	2.84	2.92	2.95	2.96	2.95	3.01	3.01	3.00	3.03	3.07	3.12	3.08
鑄 造 工	3.54	3.63	3.65	3.60	3.58	3.62	3.64	3.66	3.90	4.09	4.23	3.71
鋼 壓 延 工	2.18	2.38	2.45	2.37	2.21	2.33	2.28	2.29	2.42	2.47	2.28	2.45
鍍 金 工	2.98	3.09	3.07	3.11	3.17	3.17	3.13	3.20	3.18	3.17	3.28	3.17
鍛 冶 工	2.94	3.00	3.02	2.96	2.96	2.93	3.08	2.97	2.86	2.81	2.82	2.87
機 械 工	2.81	2.83	2.84	2.82	2.77	2.79	2.78	2.74	2.81	2.84	2.93	2.83
旋 盤 工	2.97	2.99	3.18	3.07	2.98	3.04	2.98	3.17	3.31	3.06	3.11	3.08
器 轉 削 工	2.97	2.99	3.18	3.07	2.98	3.04	2.98	3.17	3.31	3.06	3.11	3.08

機械器具製造業		造船業、運搬用具製造業		精巧工業		化學工業		紡織工業		被服、身裝品製造業	
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
二十歲未満	二十歲以上	二十歲未満	二十歲以上	二十歲未満	二十歲以上	二十歲未満	二十歲以上	二十歲未満	二十歲以上	二十歲未満	二十歲以上
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
111	126	113	121	109	118	111	126	112	121	103	117
123	129	126	136	133	129	127	135	131	121	117	127
124	124	128	131	125	124	128	131	123	128	123	133
123	121	127	129	122	126	121	135	121	129	127	137
123	111	124	101	123	123	124	124	123	123	127	130
121	123	121	127	127	127	127	127	127	127	127	131
121	125	123	129	127	129	127	128	127	127	127	134
127	128	121	121	127	127	127	127	127	127	127	130

なほ例へば十一月における「一日平均賃銀諸手当賞與額」をみれば時局産業部門における二十歳以上男子職工の賃銀は他に比して絶對額において最も高額であるといつた傾向がみられる。次表をみよ。

	男				女			
	平均		平均		平均		平均	
	二十歳未満	二十歳以上	二十歳未満	二十歳以上	二十歳未満	二十歳以上	二十歳未満	二十歳以上
總數	二五・六	一五四・五	二九四・五	九五・三	八六・四	一〇八・八	二五・六	一五四・五
窯業、土石加工業	二四・六	一四五・三	二六二・二	一〇三・三	九七・九	一〇六・八	二四・六	一四五・三
金屬工業	二九・三	一六四・二	三三四・一	一一二・二	一〇三・二	一二九・五	二九・三	一六四・二
機械器具製造業	二五・八	一六四・一	三〇七・九	一二七・八	一一五・二	一二四・四	二五・八	一六四・一
造船業、 運搬用具製造業	二七・六	一五七・一	三二五・八	一〇九・八	一〇〇・五	一二八・五	二七・六	一五七・一
精巧工業	二六・七	一五三・九	三三二・八	一二三・二	一〇六・七	一二七・五	二六・七	一五三・九
化學工業	二九・八	一四五・三	三三八・五	一〇三・〇	九三・一	一二二・一	二九・八	一四五・三
紡織工業	一六・七	一一四・一	一八八・五	八二・四	七七・一	九三・七	一六・七	一一四・一
被服、身裝品製造業	二九・一	一四九・五	二三九・〇	一一三・六	一〇二・四	一二三・六	二九・一	一四九・五
紙工業、印刷業	二六・八	一三三・九	二六二・三	一〇五・四	九四・〇	一二八・七	二六・八	一三三・九
皮革、骨、羽毛 品類製造業	三八・〇	一六五・四	三五二・二	一〇六・七	一〇〇・二	一二〇・七	三八・〇	一六五・四
木竹草藁類に關 する製造業	二二・三	一二五・六	二二八・九	九七・〇	八九・五	一〇〇・八	二二・三	一二五・六
飲食料品製造業	二〇・九	一一九・七	二三〇・二	一〇〇・五	九三・〇	一〇八・七	二〇・九	一一九・七
ガス、電氣、水道業	二七・〇	一三八・〇	二七八・五	一〇四・七	九七・四	一二五・〇	二七・〇	一三八・〇
其の他の工業	二八・五	一三三・二	二三三・二	九九・四	八九・四	一二七・一	二八・五	一三三・二

第一部第二篇 工・鑛・交通労働者状態

規模別産業別賃銀 内閣統計局「労働統計」によつて本年六月以降の産業別賃銀（實收賃銀指數）の推移を規模別にみれば次の如くである。

		昭和三年 同當年											
		七月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	七月	八月	九月	十月
總數	一〇〇	一二六	一二三	一二七	一二三	一二三	一二四	一二八					
金屬工業	一〇〇	一二八	一二五	一二八	一二七	一二九	一二四	一二〇					
機械器具製造業	一〇〇	九二	一二三	一二五	一二六	一二七	一二六	一二七					
造船業、 運搬用具製造業	一〇〇	一二〇	一二六	一二七	一二〇	一二四	一二六	一二五					
精巧工業	一〇〇	一二三	一二五	一二六	一二九	一二七	一二三	一二八					
紡織工業	一〇〇	一一〇	一二三	一二四	一二〇	一二八	一二一	一二三					

使用職工五十人以上工場

		昭和十年 同當年											
		七月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	七月	八月	九月	十月
總數	一〇〇	一一三	一二三	一二五	一二三	一二三	一二五	一二二					
金屬工業	一〇〇	九七	一二九	一二〇	一二八	一二〇	一二三	八五					
機械器具製造業	一〇〇	一二五	一二六	一二三	一二五	一二六	一二九	一二三					
造船業、 運搬用具製造業	一〇〇	一二五	一二四	一二五	一二四	一二四	一二五	一二三					
精巧工業	一〇〇	九六	一二二	一二五	一二四	一二八	一二二	一二九					
紡織工業	一〇〇	一二八	一二七	一二九	一二三	一二四	一二五	一二八					

なほ本年十一月の體性別年齢別産業別「一日平均賃銀諸手当賞與額」を規模別にみれば次の如くである。

使用職工五十人未滿工場

業 種	男				女			
	總 平 均		平 均		平 均		平 均	
	總平均	20歲未滿	20歲以上	20歲未滿	20歲以上	20歲未滿	20歲以上	
總數	173.9 錢	101.8 錢	211.8 錢	130.2 錢	239.2 錢	88.3 錢	78.0 錢	
金 屬 工 業	230.1	131.0	250.6	139.8	287.3	98.7	90.0	
機 械 器 具 製 造 業	207.8	116.0	220.7	119.6	280.9	98.1	86.1	
造船業、運輸用具製造業	233.4	117.5	229.7	119.8	272.5	93.5	79.9	
精 巧 工 業	204.7	120.7	235.2	126.8	278.5	93.1	88.6	
紡 織 工 業	113.8	79.2	180.2	103.9	198.4	85.2	74.4	

使用職工五十人以上工場

內

内 總	金 屬	機 械	造 船	精 巧	紡 織	總 平 均						男						女					
						總平均	二十歳未満	二十歳以上	平均	二十歳未満	二十歳以上	平均	二十歳未満	二十歳以上	平均	二十歳未満	二十歳以上						
數	業	業	業	業	業	錢 二〇八・八	錢 一二・四	錢 二六・五	錢 二八・三	錢 一五・六	錢 二九六・八	錢 九五・五	錢 八六・六	錢 一〇九・七									
業	業	業	業	業	業	二七五・一	一五〇・九	三二九・三	二九七・一	一六五・三	三三六・一	二二・八	一〇三・六	一二〇・六									
業	業	業	業	業	業	二三七・〇	一五三・三	二八七・九	二五九・一	一六五・三	三〇八・五	一二八・二	一一五・五	一四三・二									
業	業	業	業	業	業	二六四・二	一五一・五	三〇七・七	二七三・九	一五七・三	三二六・一	一〇九・九	一〇〇・六	一二八・四									
業	業	業	業	業	業	二三三・八	一三六・五	三〇一・八	二六一・八	一五四・六	三三三・六	一二三・六	一〇六・九	一二八・五									
業	業	業	業	業	業	一〇一・五	八一・一	一三二・二	一六七・二	一二四・四	一八八・〇	八二・四	七七・一	九三・七									

（口）實質賃銀

シヨンの時代において然りである。そこで以下物價との關聯

勞務者の生活狀態の如何は云ふまでもなく名目賃銀によるのみでは不充分である。特に現時におけるが如きインフレーション

同	十四年平均	一五二・二	一五四・二	一五一・〇	一五三・〇	八五・三	八八・四
同	一月	一四三・三	一四四・四	一四〇・六	一四一・八	七九・七	八二・三
同	二月	一四四・三	一四七・〇	一四二・七	一四四・四	八〇・一	八二・七
同	三月	一四八・二	一四九・五	一四六・六	一四六・九	八一・八	八四・一
同	四月	一四八・九	一四九・九	一四七・六	一四七・四	八三・三	八四・九
同	五月	一四九・七	一五〇・七	一四八・六	一四八・六	八三・五	八五・九
同	六月	一五一・二	一五二・七	一五〇・三	一五〇・八	八四・一	八七・二
同	七月	一五三・二	一五三・九	一五二・二	一五二・八	八五・九	八八・八
同	八月	一五三・七	一五五・七	一五二・七	一五三・七	八五・八	八八・九
同	九月	一五四・五	一五八・六	一五三・五	一五六・六	八八・〇	九〇・九
同	十月	一五九・二	一六一・四	一五八・三	一五九・五	八九・〇	九二・五
同	十一月	一六〇・六	一六二・七	一五九・六	一六〇・六	九一・三	九五・四
同	十二月	一六一・二	一六四・〇	一六〇・一	一六一・七	九二・六	九六・六

〔備考〕—大正十五年基準。定礎法により作成。

實收賃銀（一人一日當り賃銀）は各鑛山の月中賃金總支拂高（年

末年季以外の諸手當を含む）の合計を各鑛山の月中鑛夫出勤日數累計の合計を以て除したるもの。定額賃銀（一工當り賃銀）は各鑛山の月中賃銀總支拂高の合計を各鑛山の月中延工數累計（一人の一定單位時間の勞働を一工として計算したるもの）の合計を以て除したるもの。

本表は從來日銀において調査發表せる指數を内閣統計局の指數と連結したもの（連結時期は昭和十四年八月。定額賃銀指數の基本となるべき平均定額日給額は從來日銀においては各事業別に勞働者一人當り平均定額日給額を算出し、此の合計額を事業體數を以て除して算出したるもの、指數連結後は事業體の定額日給額を合算し、この合計額を事業體定額者合計數を以て除して算出す。

なほこれを更に内閣統計局「勞働統計」によつてみても（但し本年六月以降）略々同様の傾向が窺はれるやうである。

左表をみよ。

一日平均定額賃銀				一日平均賃銀諸手當賞與額				實收賃銀指數			
平均		男	女	平均		男	女	平均		男	女
昭和十二年七月		錢	錢	錢		錢	錢	100		100	100
同 十四年六月		二三五・五	二三九・二	二五八・一		一八八・五	一〇八・六	一三四		一三五	一二七
同 七月		二三八・〇	二四九・四	二五五・三		二六七・七	一一一・五	一三三		一三三	一三四
同 八月		二四〇・一	二五二・二	二五六・五		二六九・二	一一一・九	一三三		一三四	一三三
同 九月		二三九・八	二五三・一	二六一・一		二七四・一	一一六・一	一三六		一三七	一三八
同 十月		二四七・七	二六〇・〇	二六五・四		二七八・八	一二七・〇	一三八		一三九	一三九

同	十一月	二五〇・八	二六三・二	一三三・一	二六八・七	二八二・一	二二〇・三	一五〇	一五〇	一五三
同	十二月	二五二・一	二六四・二	一四四・七	二七一・一	二八四・二	一三三・八	一四二	一四二	一四六

〔備考〕—實收賃銀指數の意味については前出。

なほ参考迄に「昭和十三年労働関係鑛業法規施行状況概要」

によつて昭和十三年度の鑛夫賃銀をみれば左の如くであるが

これについて右「概要」は次のやうに述べてゐる——「昭和

七年以降上昇の傾向にあつた賃銀は事變の勃發を契機とする

鑛業界の活況に伴ふ勞務者の不足及一般物價の騰貴に基因し

て引續き昂騰の趨勢を示した。之に加ふるに所要勞務者を獲

得する爲には比較的條件の優れた軍需品工場に對應して賃銀

の引上を餘儀なくし更に移動を防止する爲にも賃銀は其の騰

勢に拍車を加へる結果を招來した。然しながら賃銀收得の増

加は概して物價手當、臨時手當等の名稱に依るもの、或は各

種賞與の増給に依るもの多く直接賃金又は請負單價の引上を

爲したのは比較的尠なかつた」と。

〔労働時報〕、昭和十五年九月、「昭和十三年労働法令施行状況」所載）

昭和九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年
圓	圓	圓	圓	圓

金屬山	一・三三	一・三三	一・三五	一・四二	一・五五
石炭山	一・五〇	一・五五	一・六三	一・八四	二・二三
石油山	一・四七	一・四七	一・四七	一・四三	一・四五
其の他の非	一・三六	一・八一	一・四三	一・四八	一・六七
金屬山	一・四五	一・四八	一・五〇	一・七〇	一・九
平均	一・四四	一・四八	一・四四	一・七〇	一・九

産業別賃銀 内閣統計局「労働統計」によつて本年六月以降の産業別賃銀（實收賃銀指數）をみれば次の如くである。

昭和十二年	同十四年	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	（十一月一日平均賃銀諸手當賞與額）
七月	六月							

總數	一〇〇	一四	一三三	一三三	一三六	一三八	一四〇	一四二	錢
坑内	一〇〇	一四二	一三九	一三八	一四二	一四三	一四四	一四五	三六・一
坑外	一〇〇	一八	二三	二二	二五	二五	二七	二八	一八・五
金屬鑛業	一〇〇	二三	二六	二六	二七	二八	二九	三〇	三三・六
石炭鑛業	一〇〇	一元	一三六	一三五	一三八	一四二	一四二	一四四	二八・四
石油鑛業	一〇〇	一二	一四	一二	一二	一六	一六	一四	一八・八

其の他の鑛業 一〇〇 一三五 一三四 一三五 一三九 一三七 一四六 一四二 二五七・〇

體性別年齢別産業別賃銀 内閣統計局「労働統計」によつて本年六月以降の産業別賃銀（實收賃銀指數）を體性別、年齢別にみれば次の如くである。なほ十一月における産業別

「一日平均賃銀諸手当賞與額」の體性別年齢別差異については左表下欄を参照。

昭和十二年 同十四年 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月

（平均賃銀諸手当賞與額）十一月一日

金屬鑛業		坑外		坑内		總數							
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
二十歳以上	二十歳未満	二十歳以上	二十歳未満	二十歳以上	二十歳未満	二十歳以上	二十歳未満	二十歳以上	二十歳未満	二十歳以上	二十歳未満	二十歳以上	二十歳未満
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四
二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八
二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七
一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八
二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六
二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八
二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六
三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七
三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七
九三・八	七六・八	二五四・一	一四五・八	二〇九・三	二三五・五	三二七・七	一三〇・九	九九・二	二九五・九	二〇七・二	二〇七・二	二〇七・二	二〇七・二

石炭鑛業		石油鑛業		其の他の鑛業	
女	男	女	男	女	男
二十歳以上	二十歳未満	二十歳以上	二十歳未満	二十歳以上	二十歳未満
一〇〇	一三六	一〇〇	一五〇	一〇〇	一三六
一四二	一四三	一四二	一九二	一四二	一四三
一三六	一三七	一三六	一八三	一三六	一三七
一三〇	一四二	一三〇	一五七	一三〇	一四二
一三四	一四七	一三四	一九二	一三四	一四七
一三八	一四九	一三八	一九〇	一三八	一四九
一四一	一五〇	一四一	一九二	一四一	一五〇
一四二	一五〇	一四二	一九二	一四二	一五〇
一四三	一五〇	一四三	一九二	一四三	一五〇
一四四	一五〇	一四四	一九二	一四四	一五〇
一四五	一五〇	一四五	一九二	一四五	一五〇
一四六	一五〇	一四六	一九二	一四六	一五〇
一四七	一五〇	一四七	一九二	一四七	一五〇
一四八	一五〇	一四八	一九二	一四八	一五〇
一四九	一五〇	一四九	一九二	一四九	一五〇
一五〇	一五〇	一五〇	一九二	一五〇	一五〇
一五一	一五〇	一五一	一九二	一五一	一五〇
一五二	一五〇	一五二	一九二	一五二	一五〇
一五三	一五〇	一五三	一九二	一五三	一五〇
一五四	一五〇	一五四	一九二	一五四	一五〇
一五五	一五〇	一五五	一九二	一五五	一五〇
一五六	一五〇	一五六	一九二	一五六	一五〇
一五七	一五〇	一五七	一九二	一五七	一五〇
一五八	一五〇	一五八	一九二	一五八	一五〇
一五九	一五〇	一五九	一九二	一五九	一五〇
一六〇	一五〇	一六〇	一九二	一六〇	一五〇
一六一	一五〇	一六一	一九二	一六一	一五〇
一六二	一五〇	一六二	一九二	一六二	一五〇
一六三	一五〇	一六三	一九二	一六三	一五〇
一六四	一五〇	一六四	一九二	一六四	一五〇
一六五	一五〇	一六五	一九二	一六五	一五〇
一六六	一五〇	一六六	一九二	一六六	一五〇
一六七	一五〇	一六七	一九二	一六七	一五〇
一六八	一五〇	一六八	一九二	一六八	一五〇
一六九	一五〇	一六九	一九二	一六九	一五〇
一七〇	一五〇	一七〇	一九二	一七〇	一五〇
一七一	一五〇	一七一	一九二	一七一	一五〇
一七二	一五〇	一七二	一九二	一七二	一五〇
一七三	一五〇	一七三	一九二	一七三	一五〇
一七四	一五〇	一七四	一九二	一七四	一五〇
一七五	一五〇	一七五	一九二	一七五	一五〇
一七六	一五〇	一七六	一九二	一七六	一五〇
一七七	一五〇	一七七	一九二	一七七	一五〇
一七八	一五〇	一七八	一九二	一七八	一五〇
一七九	一五〇	一七九	一九二	一七九	一五〇
一八〇	一五〇	一八〇	一九二	一八〇	一五〇
一八一	一五〇	一八一	一九二	一八一	一五〇
一八二	一五〇	一八二	一九二	一八二	一五〇
一八三	一五〇	一八三	一九二	一八三	一五〇
一八四	一五〇	一八四	一九二	一八四	一五〇
一八五	一五〇	一八五	一九二	一八五	一五〇
一八六	一五〇	一八六	一九二	一八六	一五〇
一八七	一五〇	一八七	一九二	一八七	一五〇
一八八	一五〇	一八八	一九二	一八八	一五〇
一八九	一五〇	一八九	一九二	一八九	一五〇
一九〇	一五〇	一九〇	一九二	一九〇	一五〇
一九一	一五〇	一九一	一九二	一九一	一五〇
一九二	一五〇	一九二	一九二	一九二	一五〇
一九三	一五〇	一九三	一九二	一九三	一五〇
一九四	一五〇	一九四	一九二	一九四	一五〇
一九五	一五〇	一九五	一九二	一九五	一五〇
一九六	一五〇	一九六	一九二	一九六	一五〇
一九七	一五〇	一九七	一九二	一九七	一五〇
一九八	一五〇	一九八	一九二	一九八	一五〇
一九九	一五〇	一九九	一九二	一九九	一五〇
二〇〇	一五〇	二〇〇	一九二	二〇〇	一五〇
二〇一	一五〇	二〇一	一九二	二〇一	一五〇
二〇二	一五〇	二〇二	一九二	二〇二	一五〇
二〇三	一五〇	二〇三	一九二	二〇三	一五〇
二〇四	一五〇	二〇四	一九二	二〇四	一五〇
二〇五	一五〇	二〇五	一九二	二〇五	一五〇
二〇六	一五〇	二〇六	一九二	二〇六	一五〇
二〇七	一五〇	二〇七	一九二	二〇七	一五〇
二〇八	一五〇	二〇八	一九二	二〇八	一五〇
二〇九	一五〇	二〇九	一九二	二〇九	一五〇
二一〇	一五〇	二一〇	一九二	二一〇	一五〇
二一一	一五〇	二一一	一九二	二一一	一五〇
二一二	一五〇	二一二	一九二	二一二	一五〇
二一三	一五〇	二一三	一九二	二一三	一五〇
二一四	一五〇	二一四	一九二	二一四	一五〇
二一五	一五〇	二一五	一九二	二一五	一五〇
二一六	一五〇	二一六	一九二	二一六	一五〇
二一七	一五〇	二一七	一九二	二一七	一五〇
二一八	一五〇	二一八	一九二	二一八	一五〇
二一九	一五〇	二一九	一九二	二一九	一五〇
二二〇	一五〇	二二〇	一九二	二二〇	一五〇
二二一	一五〇	二二一	一九二	二二一	一五〇
二二二	一五〇	二二二	一九二	二二二	一五〇
二二三	一五〇	二二三	一九二	二二三	一五〇
二二四	一五〇	二二四	一九二	二二四	一五〇
二二五	一五〇	二二五	一九二	二二五	一五〇
二二六	一五〇	二二六	一九二	二二六	一五〇
二二七	一五〇	二二七	一九二	二二七	一五〇
二二八	一五〇	二二八	一九二	二二八	一五〇
二二九	一五〇	二二九	一九二	二二九	一五〇
二三〇	一五〇	二三〇	一九二	二三〇	一五〇
二三一	一五〇	二三一	一九二	二三一	一五〇
二三二	一五〇	二三二	一九二	二三二	一五〇
二三三	一五〇	二三三	一九二	二三三	一五〇
二三四	一五〇	二三四	一九二	二三四	一五〇
二三五	一五〇	二三五	一九二	二三五	一五〇
二三六	一五〇	二三六	一九二	二三六	一五〇
二三七	一五〇	二三七	一九二	二三七	一五〇
二三八	一五〇	二三八	一九二	二三八	一五〇
二三九	一五〇	二三九	一九二	二三九	一五〇
二四〇	一五〇	二四〇	一九二	二四〇	一五〇
二四一	一五〇	二四一	一九二	二四一	一五〇
二四二	一五〇	二四二	一九二	二四二	一五〇
二四三	一五〇	二四三	一九二	二四三	一五〇
二四四	一五〇	二四四	一九二	二四四	一五〇
二四五	一五〇	二四五	一九二	二四五	一五〇
二四六	一五〇	二四六	一九二	二四六	一五〇
二四七	一五〇	二四七	一九二	二四七	一五〇
二四八	一五〇	二四八	一九二	二四八	一五〇
二四九	一五〇	二四九	一九二	二四九	一五〇
二五〇	一五〇	二五〇	一九二	二五〇	一五〇
二五一	一五〇	二五一	一九二	二五一	一五〇
二五二	一五〇	二五二	一九二	二五二	一五〇
二五三	一五〇	二五三	一九二	二五三	一五〇
二五四	一五〇	二五四	一九二	二五四	一五〇
二五五	一五〇	二五五	一九二	二五五	一五〇
二五六	一五〇	二五六	一九二	二五六	一五〇
二五七	一五〇	二五七	一九二	二五七	一五〇
二五八	一五〇	二五八	一九二	二五八	一五〇
二五九	一五〇	二五九	一九二	二五九	一五〇
二六〇	一五〇	二六〇	一九二	二六〇	一五〇
二六一	一五〇	二六一	一九二	二六一	一五〇
二六二	一五〇	二六二	一九二	二六二	一五〇
二六三	一五〇	二六三	一九二	二六三	一五〇
二六四	一五〇	二六四	一九二	二六四	一五〇
二六五	一五〇	二六五	一九二	二六五	一五〇
二六六	一五〇	二六六	一九二	二六六	一五〇
二六七	一五〇	二六七	一九二	二六七	一五〇
二六八	一五〇	二六八	一九二	二六八	一五〇
二六九	一五〇	二六九	一九二	二六九	一五〇
二七〇	一五〇	二七〇	一九二	二七〇	一五〇
二七一	一五〇	二七一	一九二	二七一	一五〇
二七二	一五〇	二七二	一九二	二七二	一五〇
二七三	一五〇	二七三	一九二	二七三	一五〇
二七四	一五〇	二七四	一九二	二七四	一五〇
二七五	一五〇	二七五	一九二	二七五	一五〇
二七六	一五〇	二七六	一九二	二七六	一五〇
二七七	一五〇	二七七	一九二	二七七	一五〇
二七八	一五〇	二七八	一九二	二七八	一五〇
二七九	一五〇	二七九	一九二	二七九	一五〇
二八〇	一五〇	二八〇	一九二	二八〇	一五〇
二八一	一五〇	二八一	一九二	二八一	一五〇
二八二	一五〇	二八二	一九二	二八二	一五〇
二八三	一五〇	二八三	一九二	二八三	一五〇
二八四	一五〇	二八四	一九二	二八四	一五〇
二八五	一五〇	二八五	一九二	二八五	一五〇
二八六	一五〇	二八六	一九二	二八六	一五〇
二八七	一五〇	二八七	一九二	二八七	一五〇
二八八	一五〇	二八八	一九二	二八八	一五〇
二八九	一五〇	二八九	一九二	二八九	一五〇
二九〇	一五〇	二九〇	一九二	二九〇	一五〇
二九一	一五〇	二九一	一九二	二九一	一五〇
二九二	一五〇	二九二	一九二	二九二	一五〇
二九三	一五〇	二九三	一九二	二九三	一五〇
二九四	一五〇	二九四	一九二	二九四	一五〇
二九五	一五〇	二九五	一九二	二九五	一五〇
二九六	一五〇	二九六	一九二	二九六	一五〇
二九七	一五〇	二九七	一九二	二九七	一五〇
二九八	一五〇	二九八	一九二	二九八	一五〇
二九九	一五〇	二九九	一九二	二九九	一五〇
三〇〇	一五〇	三〇〇	一九二	三〇〇	一五〇
三〇一	一五〇	三〇一	一九二	三〇一	一五〇
三〇二	一五〇	三〇二	一九二	三〇二	一五〇
三〇三	一五〇	三〇三	一九二	三〇三	一五〇
三〇四	一五〇	三〇四	一九二	三〇四	一五〇
三〇五	一五〇	三〇五	一九二	三〇五	一五〇
三〇六	一五〇	三〇六	一九二	三〇六	一五〇
三〇七	一五〇	三〇七	一九二	三〇七	一五〇
三〇八	一五〇	三〇八	一九二	三〇八	一五〇
三〇九	一五〇	三〇九	一九二	三〇九	一五〇
三一〇	一五〇	三一〇	一九二	三一〇	一五〇
三一一	一五〇	三一一	一九二	三一一	一五〇
三一二	一五〇	三一二	一九二	三一二	一五〇
三一三	一五〇	三一三	一九二	三一三	一五〇
三一四	一五〇	三一四	一九二	三一四	一五〇
三一五	一五〇	三一五	一九二	三一五	一五〇
三一六	一五〇	三一六	一九二	三一六	一五〇
三一七	一五〇	三一七	一九二	三一七	一五〇
三一八	一五〇	三一八	一九二	三一八	一五〇
三一九	一五〇	三一九	一九二	三一九	一五〇
三二〇	一五〇	三二〇	一九二	三二〇	一五〇
三二一	一五〇	三二一	一九二	三二一	一五〇
三二二	一五〇	三二二	一九二	三二二	一五〇
三二三	一五〇	三二三	一九二	三二三	一五〇
三二四	一五〇	三二四	一九二	三二四	一五〇
三二五	一五〇	三二五	一九二	三二五	一五〇
三二六	一五〇	三二六	一九二	三二六	一五〇
三二七	一五〇	三二七	一九二	三二七	一五〇
三二八	一五〇	三二八	一九二	三二八	一五〇
三二九	一五〇	三二九	一九二	三二九	一五〇
三三〇	一五〇	三三〇	一九二	三三〇	一五〇
三三一	一五〇	三三一	一九二	三三一	一五〇
三三二	一五〇	三三二	一九二	三三二	一五〇
三三三	一五〇	三三三	一九二	三三三	一五〇
三三四	一五〇	三三四	一九二	三三四	一五〇
三三五	一五〇	三三五	一九二	三三五	一五〇
三三六	一五〇	三三六	一九二	三三六	一五〇
三三七	一五〇	三三七	一九二	三三七	一五〇
三三八	一五〇	三三八	一九二	三三八	一五〇
三三九	一五〇	三三九	一九二	三三九	一五〇
三四〇	一五〇	三四〇	一九二	三四〇	一五〇
三四一	一五〇	三四一	一九二	三四一	一五〇
三四二	一五〇	三四二	一九二	三四二	一五〇
三四三	一五〇	三四三	一九二	三四三	一五〇
三四四	一五〇	三四四	一九二	三四四	一五〇
三四五	一五〇	三四五	一九二	三四五	一五〇
三四六	一五〇	三四六	一九二	三四六	一五〇
三四七	一五〇	三四七	一九二	三四七	一五〇
三四八	一五〇	三四八	一九二	三四八	一五〇
三四九	一五〇	三四九	一九二	三四九	一五〇
三五〇	一五〇	三五〇	一九二	三五〇	一五〇
三五一	一五〇	三五一	一九二	三五一	一五〇
三五二	一五〇	三五二	一九二	三五二	一五〇
三五三	一五〇	三五三	一九二	三五三	一五〇
三五四	一五〇	三五四	一九二	三五四	一五〇
三五五	一五〇	三五五	一九二	三五五	一五〇
三五六	一五〇	三五六	一九二	三五六	一五〇
三五七	一五〇	三五七	一九二	三五七	一五〇
三五八	一五〇	三五八	一九二	三五八	一五〇
三五九	一五〇	三五九	一九二	三五九	一五〇
三六〇	一五〇	三六〇	一九二	三六〇	一五〇
三六一	一五〇	三六一	一九二	三六一	一五〇
三六二	一五〇	三六二	一九二	三六二	一五〇
三六三	一五〇	三六三	一九二	三六三	一五〇
三六四	一五〇	三六四	一九二	三六四	一五〇
三六五	一五〇	三六五	一九二	三六五	一五〇
三六六	一五〇	三六六	一九二	三六六	一五〇
三六七	一五〇	三六七	一九二	三六七	一五〇
三六八	一五				

内閣統計局「勞働統計」によつて本年六月以降の實質賃銀指數（實收）をみれば次の如く、概して停滯乃至低下の傾向にあるやうである。併しこゝでも「闇」相場或は品質低下乃至は品不足を考慮に入れればこの傾向は更に強化されてゐるものと云はねばならぬ。

金屬鑛業	100	102	104	103	102	103	101	100
石炭鑛業	100	126	111	111	111	113	110	110
石油鑛業	100	94	93	93	91	92	90	87
その他の鑛業	100	105	109	109	112	109	114	109

		昭和十二年						同十四年					
		七月		八月		九月		十月		十一月		十二月	
總	數	一〇〇	一一三	一二〇	一二九	一四九	二〇〇	二〇八	二〇八				
坑	内	一〇〇	一二九	一二四	一二四	一二三	一二四	一二三	一二二				
坑	外	一〇〇	九	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	九六	九六				

内閣統計局「勞働統計」によつて本年六月以降の實質賃銀指數（實收）をみれば次の如く停滯的乃至下落しつゝあるやうである。「闇」相場及び品質低下乃至は品不足を考慮に入ればその傾向は更に強化されねばならぬ。

昭和二年	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
數	二〇	六	六	六	六	八
總	二〇	六	六	六	六	八

家計費に關しては昭和六年以降内閣統計局において「米穀

統制の基本資料を供與する」目的を以て累年家計調査を施行しその結果を發表してゐる。いま昭和十五年五月に發表せられた「家計調査報告」(昭和十三年九月―乃至同十四年八月)によつて昭和十三・十四年に跨がる一ヶ年間の勞働者家計の狀況についてその概略を記述することとする。これによつて吾々は事變下第二年目における消費事情の一斑を窺ひ得るであらう。

(なほ本調査の要綱の要は次の如くである。(一) 調査の地域は全國主要十都市。(二) 調査の客體は給料生活者(官公吏・銀行會社員・教職員)及勞働者(工場勞働者・交通勞働者)につき、平均月收

五十圓以上百圓未滿の者一、六四三世帶（給料生活者五八一世帶・労働者一、〇六二世帶）を採擇。一世帶平均人員は給料生活者三・八六人（官公吏三・九八人・銀行會社員三・八一人・教職員三・七三人）、労働者四・一〇人（工場労働者四・一〇人・交通労働者四・一二人）である。但し右一世帶平均人員はいづれも昭和十三年九月一日現在ののもので、一ケ年延世帶人員を一ケ年延世帶で除して算出したる一世帶平均人員は給料生活者三・九六人・労働者四・一七人であつて、以下において一世帶平均人員とはこれを云ふ。（三）調査の方法は各家計簿記入者の世帶に毎月家計簿を配布し、之を記帳せしめたる上報告せしめるものである。なほこれら調査の要綱の詳細については原報告を參照されたい。

	實收入	實支出					差引收支	
		總額	飲食物費	住居費	光熱費	被服費		其の他の諸費
昭和六・七年	八三・四三圓	七三・〇八(一〇〇・〇)	二五・八三(三五・四)	二二・六九(一七・四)	三・三六(四・六)	九・三五(一二・八)	二二・八五(二九・九)	一〇・三五圓
同 七・八年	八六・一八	七四・五七(一〇〇・〇)	二六・五三(三五・六)	二二・八四(一七・二)	二・八四(四・五)	九・二二(一二・四)	二三・六一(三〇・三)	一一・六一
同 八・九年	八六・五九	七五・〇五(一〇〇・〇)	二六・九四(三五・九)	二二・六〇(一六・八)	三・五九(四・八)	九・一五(一二・二)	二三・七七(三〇・三)	一一・五四
同 九・十年	八六・六六	七六・七三(一〇〇・〇)	二九・三〇(三八・二)	二二・四三(一六・二)	三・六七(四・八)	九・一五(一二・九)	二三・一八(二八・九)	九・九三
同十・十一年	八六・九九	七六・六五(一〇〇・〇)	三〇・三〇(三九・五)	二二・四三(一六・三)	三・七四(四・九)	八・五八(一二・二)	二二・六〇(二八・二)	一〇・三四
同十一・十二年	九〇・三二	七九・一七(一〇〇・〇)	三〇・九九(三九・一)	二二・三三(一五・六)	三・七二(四・七)	八・八五(一二・二)	二三・二八(二九・四)	一一・一五
同十二・十三年	九五・四八	八一・〇九(一〇〇・〇)	三三・七六(四〇・四)	二二・六六(一五・六)	四・〇七(五・〇)	八・四三(一〇・四)	二三・五七(二八・六)	一四・三九
同十三・十四年	一〇一・七九	八四・〇五(一〇〇・〇)	三四・六〇(四一・二)	二二・三七(一四・七)	四・四五(五・三)	八・二六(九・七)	二四・四七(二九・一)	一七・七四

右表によれば先づ勞働者家計の實収入の増加は前年度に比較して六圓三一錢（〇・〇六六％）の増加であるが、これを

内閣統計局「労働者生計費指数」の同期間の増加率〇・〇八一%と比すれば一分五厘の低下を示してゐることが分る。

次に實支出總額を五大費目別にみれば、前年度に比し飲食物費、光熱費及び其の他の消費の支出總額中に占める割合は今年度において増加を示し、往居費及び被服費の割合は却つて減少を示してゐる。

併し乍ら本年度増加を示した飲食物費、光熱費にしても、この間に於ける労働者生計費指数（内閣統計局調）の騰貴率には遙かに及ばないのであつて、労働者はこの側面に於いては實質的に生活水準の低下を餘儀なからしめられてゐるのである。更に減少を示した住居費、被服費に至つては名目的にも實質的にも生活水準を低下せしめてゐるのであつて、この側面に於けるかくの如き犠牲にも拘はらず飲食物費、光熱費は右の如く相對的低下を示し、結局に於いて實支出總額は生計費指数との關係に於いては約一二%を低下してゐるのである、左表をみよ。

昭和十三年	總數				
	飲食料費	住居費	光熱費	被服費	其の他の諸費
九月	一二・三	一二・七	一〇・一	一一・二	一〇・五・四
十月	一二・三	一二・八	一〇・二	一一・七	一〇・五・六
十一月	一二・〇	一二・九	一〇・三	一一・一	一〇・五・五
十二月	一二・四	一二・五	一〇・五	一一・〇	一〇・五・八

同十四年二月	一二・四	一二・〇	一〇・六	一一・四	一三・三	一〇・六・一
二月	一二・三	一二・七	一〇・九	一一・九	一四・五	一〇・五・九
三月	一二・〇	一二・〇	一〇・三	一一・九	一四・五	一〇・六・〇
四月	一二・九	一二・〇	一〇・七	一二・〇	一四・七	一〇・六・八
五月	一二・五	一二・五	一〇・四	一二・〇	一四・八	一〇・六・八
六月	一二・〇	一二・七	一〇・〇	一一・一	一五・〇	一〇・六・九
七月	一二・〇	一二・四	一〇・四	一一・三	一五・二	一〇・六・八
八月	一二・五	一二・六	一〇・七	一二・八	一五・三	一〇・六・九

〔備考〕—内閣統計局「生計費指数」(労働者)による。昭和十二年七月基準。

併しこの反面において實収入の實支出に對する剩餘額が本年は一七圓七四錢の多きにより、絶對額及びその割合とも累年中最高を示し、従つて「財産の蓄積部分」も亦増加してゐることは事變下に於ける一つの顯著なる特徴として注目さるべきであらう。而して以上の一般的考察に於いては工場労働者も交通労働者も殆んど變るところがない。以下、職業別に労働者の家計をみることにする。(詳細の數字に就いては統計表参照)。

第一節 工場労働者

一、實収入 工場労働者の一世帯一箇月の平均實収入は一〇二圓三九錢であつて、内勤勞收入九五圓四四錢(實収入の九三・二一%)勤勞外收入六圓九五錢(六・七九%)である。勤勞收入中世帯主の收

入は九〇圓八六錢（八八・七四％）、世帯主の配偶者收入二圓三八錢（二・三二％）家族收入二圓二〇錢（二・一五％）であつて、勤勞外收入の中では受贈の五圓五六錢（五・四三％）最も多く、その他一圓一六錢（一・一三％）、財産收入二三錢（〇・二三％）である。

二、收入過不足 次に收支の過不足状況を見るに、勤勞收入對實支出の關係では一一圓四三錢の剩餘（剩餘額の勤勞收入に對する割合一一・九八％）、實收入對實支出の關係では一八圓三八錢の剩餘（剩餘額の實收入に對する割合一七・九五％）であつて、之を前回調査の夫れと比較するに兩者の實額及其の割合共に今次調査に於て顯著なる増加を示してゐる。

三、實支出 工場勞働者の一世帯一箇月平均實支出は八四圓〇一錢であつて實收入の八二・〇五％に當り、交通勞働者の夫れ（八五・四九％）に比し稍々低率の支出である。

實支出八四圓〇一錢中飲食食物費は三四圓六六錢（實支出の四一・二六％）、住居費は一二圓二七錢（一四・六一％）、光熱費は四圓四一錢（五・二五％）、被服費は八圓二六錢（九・八三％）、其の他の諸費は二四圓四一錢（二九・〇五％）である。

以上五大費中飲食食物費では米麥費の一三圓一七錢（實支出の一五・六八％）最高を占め、副食物費の一二圓五七錢（一四・九六％）、嗜好品費の六圓四九錢（七・七三％）之に亞ぎ、出前・外出先の食費は二圓四三錢（二・八九％）である。又住居費では家賃の九圓九八錢（一・八八％）其の大部分を占め、被服費では衣服費五圓六三錢（六・七〇％）、身の廻り品費二圓六三錢（三・一三％）である。其の他の諸費

では文化費一一圓一九錢（一三・三三％）、社會生活費一〇圓七五錢（一二・七九％）、其の他二圓四七錢（二・九四％）である。

四、總收入及總支出 工場勞働者の世帯に於ける總收入一七九圓五六錢中實收入は一〇二圓三九錢（總收入の五七・〇二％）、實收入以外の收入は七七圓一七錢（四二・九八％）であつて、後者の中前月よりの繰越の五〇圓九一錢（二八・三五％）最も多く、掛買の一四圓〇九錢（七・八五％）貯金引出の七圓二三錢（四・〇二％）之に亞ぎ、負債二圓五八錢、無盡取金九八錢、保險金八二錢、貸金受入四〇錢、質入四錢、其の他一三錢である。

總支出中實支出は八四圓〇一錢（總支出の四六・七九％）、實支出以外の支出九五圓五五錢（五三・二二％）であつて、後者の中翌月への繰越五一圓四九錢（二八・六七％）、貯金の一七圓八一錢（九・九二％）、掛買拂の一四圓一六錢（七・八九％）を主なるものとし、保險料は五圓四六錢、負債返還は二圓三五錢、無盡掛金は一圓七八錢、貸金は一圓三七錢、質受金六錢、其の他一圓〇七錢である。

次に實收入の實支出に對する剩餘一八圓三八錢（實收入の一七・九五％）は實支出以外の支出に繰入れられて貯金に一〇圓五九錢、保險料に四圓六四錢、貸金に九七錢、無盡に八〇錢の夫々支出超過を來し、此の金額一七圓（實收入の一六・六〇％）が財産蓄積部分となるのであつて、爾餘は繰越に五八錢、掛買に七錢、質に二錢、其の他に九四錢の支出超過となり、負債に二三錢の收入超過となつてゐる。

第二節 交通勞働者

一、實收入 交通勞働者の一世帯一箇月の平均實收入は九八圓六

○錢であつて、内勤勞收入九一圓○五錢（實收入の九二・三四％）、勤勞外收入七圓五五錢（七・六六％）である。勤勞收入中世帯主の收入は八八圓四五錢（實收入の八九・七〇％）、世帯主の配偶者收入一圓五五錢（一・五七％）、家族收入は一圓○五錢（一・〇七％）、勤勞外收入中受贈は六圓三〇錢（六・三九％）、その他一圓一〇錢（一・一二％）、財産收入一五錢（〇・一五％）である。

二、收支過不足 次に收支の過不足状況を見るに、勤勞收入對支出の關係では六圓七六錢の剩餘（剩餘額の勤勞收入に對する割合七・四二％）、實收入對實支出の關係では一四圓三一錢の剩餘（剩餘額の實收入に對する割合一四・五一％）であつて、之を前回調査の夫れと比較すれば、工場勞働者同様に實額及其の割合共に今次調査にあつては著しく増加してゐる。

三、實支出 交通勞働者の一世帯一箇月平均實支出は八四圓二九錢であつて實收入の八五・四九％である。

實支出八四圓二九錢中食物費は三四圓二三錢（實支出の四〇・六一％）、住居費は一二圓八七錢（一五・二七％）、光熱費四圓六八錢（五・五五％）、被服費七圓七一錢（九・一五％）、其の他の諸費は二四圓八〇錢（二九・四二％）である。此の實支出中に占める割合を工場勞働者の夫れと對比すれば、食物費及被服費は工場勞働者に於て稍々高く、住居費、光熱費及び其の他の諸費は交通勞働者に於て僅かに高くなつてゐる。

五大費中食物費では米麥費一二圓六四錢（實支出の一五・〇〇％）、副食物費一二圓四一錢（一四・七二％）、嗜好品費六圓四七錢（七・六八％）、出前・外出先の食費二圓七一錢（三・二一％）である。住居費

では家賃の一〇圓五九錢（一二・五六％）、被服費では衣服費の五圓二二錢（六・一九％）が夫々其の大部分を占め、其の他の諸費では文化費の一圓四三錢（一三・五六％）、及社會生活費の一圓四錢（一三・一〇％）が主なる支出である。

四、總收入及總支出 交通勞働者の世帯に於ける總收入一七六圓一二錢中實收入は九八圓六〇錢、總收入の五五・九八％、實收入以外の収入は七七圓五二錢（四四・〇二％）であつて、後者の中前月よりの繰越四八圓八五錢（二七・七四％）首位を占め、之に亞ぐは掛買の一五圓六四錢（八・八八％）、貯金引出の七圓七七錢（四・四一％）であつて、保険金は一圓六七錢、負債は一圓六一錢、貸金受入は九〇錢、無盡取金は四〇錢、其の他は六八錢である。

總支出中實支出は八四圓二九錢（總支出の四七・八六％）、實支出以外の支出は九一圓八三錢（五二・一四％）であつて、後者の中翌月への繰越の四九圓〇四錢最も多く、貯金の一六圓八〇錢（九・五四％）掛買拂の一五圓九四錢（九・〇五％）、保険料五圓五九錢（三・一七％）之に亞ぎ、遂に降つて貸金の一圓九五錢、負債返還の一圓二七錢、無盡の一圓〇一錢、其の他二三錢である。

次に實收入の實支出に對する剩餘額一四圓三一錢（實收入の一四・五一％）は實支出以外の支出に繰入れられて貯金に九圓〇三錢、保険料に三圓九二錢、貸金に一圓〇五錢、無盡に六一錢の支出超過を示し、此の金額一四圓六一錢（實收入の一四・八二％）が財産の蓄積部分となるのであつて、爾餘は掛買は三〇錢の支出超過、負債は三四錢其の他四五錢の収入超過を示してゐる。

第三篇 俸給生活者・商業使

用人・職業婦人状態

第一章 俸給生活者状態

第一節 俸給生活者數

俸給生活者の總數はもとより明らかでない。たゞ昭和五年國勢調査の結果によれば職員數は二、〇五五、四四四であるが（第一篇第一章参照）これは俸給生活者の最底數と見做されやう。（因にこれを職業別にみれば公務自由業最も多く總數の約八割を占め商業、工業、交通業が順次之につぐ。更に産業別にみれば右の順位は異ならないが公務自由業の占むる割合が可成り低下して五割餘となり、商業、工業、交通業特に前二者の増大が顯著である）。この外「業主」及「勞務者」の一部も俸給生活者中に含まるべきであらうがその數は判然しない。要するに俸給生活者數は二百萬以上と推定されることだけは確であらう。俸給生活者總數の最近の消長も亦遺憾乍ら不明であるが、僅に左の二三の職業に就いてこれを窺ひ得る。もとより之によつて全般を推すことはできないが、いまはこの程度で満足するより外はない。

官吏數

勅任奏任 判任 雇傭（囑託を含む） 計

昭和五年末 文官 一五、四〇四 一二、五九二 三四八、六三二 四七五、六二六
宮内官 三〇四 一、一五〇 三、〇六三 四、五一六

昭和十三年末 文官 一八、七三三 一四八、五七〇 三三三、六九八 五二一、〇四二
宮内官 三六九 二、三三三 二、二八〇 四、九八二

〔備考〕—第五十八回「帝國統計年鑑」に據る。

公吏數

府縣吏員 市長・助役 吏員 計

昭和五年末 府縣吏員 市長・助役 吏員 計
市吏員及雇傭 三四 三三、二八五 三三、五〇九

町村吏員及雇傭 府縣吏員 市長・助役 吏員 計
府縣吏員 二七 四六、九三五 四六、二六八

昭和十一年末 市吏員及雇傭 市長・助役 吏員 計
市吏員及雇傭 二六七 四六、九三五 四六、二六八
町村吏員及雇傭 二七 四六、九三五 四六、二六八

教員數

昭和五年 昭和十二年

小學校 二四、七九 二六八、六八五
中等學校程度 六五、八九七 一三〇、一六七
專門學校程度 八、八〇四 八、八一五
大學 五、九四二 六、三八五

其 他 一七、四二八 三、三五五
計 三三、八六九 四三六、八四六

〔備考〕―「昭和十二年度文部統計摘要」に據つて算出す。

工場職員數

事務員 技術員
民 營 官公營 民 營 官公營 計

昭和五年末 七六、三九一 三、五〇六 五五、八八五 四、七六九 一〇四、五二二 二四三、〇四三
昭和十三年末 一六五、六八四 四、三二一 二七、九七五 九、〇〇一 二九六、九六一

〔備考〕―「工場統計表」に據る。従つて右は使用職工五人以上の工場に於ける職員數。なほ、括弧内は昭和五年國勢調査の工業（産業大分類）における職員數。

鑛山職員數

事務に従事する者 技術に従事する者 計

昭和五年六月末 八、三三八 一一、一〇一 一九、四三九（二五、六八七）
昭和十年六月末 八、六九六 一一、三五三 二〇、〇四九

〔備考〕―「本邦鑛業の趨勢」に據る。但し昭和十一年度以降は未發表のため十年度の職員數をかゝけておいた。なほ括弧内は昭和五年國勢調査の鑛業（産業大分類）における職員數。

第二節 生活 狀 態

1 俸 給

官吏 官吏の一人當平均俸給年額次の如し。

第一部第三篇 俸給生活者・商業使用人・職業婦人狀態

勅任奏任 判 任 雇傭（嘱託を含む）

昭和五年末 文 官 三、一五二 圓 一、〇二 圓 五、四七 圓
宮内官 三、二三〇 一、二三〇 六、七六 圓

昭和十三年末 文 官 二、八〇三 九〇六 五、四四 圓
宮内官 二、七三五 九二五 六、二二 圓

〔備考〕―第五十八回「帝國統計年鑑」に據る。

公吏 公吏の一人當俸給年額左の如し。

昭和五年末 府 縣 吏 員 五九八 圓 九三〇 圓
市 吏 員 及 雇 傭 四八五 圓

町 村 吏 員 及 雇 傭 五三九 圓 八六七 圓
府 縣 吏 員 四二四 圓

昭和十一年末 市 吏 員 及 雇 傭 八六七 圓
町 村 吏 員 及 雇 傭 四二四 圓

〔備考〕―前表に同じ。

教員 市町村立小學校教員（本科正教員）平均月俸及び特別加俸は次の如くである。

平均月俸 特別加俸

昭和五年 三、〇七 圓 二六、九七 圓
同 十 三 年 六、三二 圓 二七、五七 圓

〔備考〕―文部省普通學務局「地方學校職員待遇調査」に據る。

師範學校教員平均月俸は次の如くである。

昭和五年 一、二六 圓

同 十三年

二八

〔備考〕―同右。

學校卒業生初任給 昭和十四年度における學校卒業生初任給をみれば次の如く、本年はいづれも大幅に昂騰を示してゐるのが注目される。

	大學卒業 以上			專門學校 卒業以上			中等學校 卒業以上		
	圓			圓			圓		
昭和五年	事務者	六九・四五		事務者	五八・八九		事務者	三七・〇二	
	技術者	七七・七五		技術者	六四・八五		技術者	三八・八六	
同 七年	事務者	六一・〇七		事務者	五二・六〇		事務者	三三・〇三	
	技術者	七四・三四		技術者	五四・八二		技術者	三五・四一	
同 九年	事務者	六四・九九		事務者	五六・五五		事務者	三五・〇二	
	技術者	七九・二七		技術者	六四・七二		技術者	四〇・四二	
同 十二年	事務者	六四・〇〇		事務者	五三・七〇		事務者	三五・六六	
	技術者	七二・九八		技術者	五九・九〇		技術者	四〇・四七	
同 十四年	事務者	七三・六〇		事務者	六三・〇〇		事務者	四三・〇〇	
	技術者	八六・〇〇		技術者	七二・〇〇		技術者	四九・〇〇	

〔備考〕―本表は厚生省職業部「昭和十四年度知識階級就職に関する資料」に依つて公稱資本一千萬圓以上（但し保險會社は公稱資本一百萬圓以上、新聞通信社は拂込資本百萬圓以上）の會社銀行（昭和十四年三三二所、但し年に依つて異なる）の「定期採用狀況」より作成せるもの。會社銀行の所在地域は内地、朝

鮮、臺灣、樺太、滿洲國、關東州である。各年五月一日現在。尙俸給はすべて男子の平均を採つた。

2 家 計

内閣統計局「家計調査報告」(昭和十三年九月乃至同十四年八月)によつて給料生活者(官公吏、銀行會社員、教職員)の家計費をみれば次の如くである。

一、實收入 給料生活者世帯五八一(其の總人員二、三〇二、三六八一世帯平均三・九六八)の一世帯一箇月の平均實收入は一一〇圓〇四錢であつて、之を勤勞收入と勤勞外收入とに大別すれば、前者は九九圓三八錢(實收入の九〇・三一%)、後者は一〇圓六六錢(九・六九%)に該る。勤勞收入は更に世帯主收入の九七圓七七錢(實收入の八八・八五%)世帯主の配偶者收入の九八錢(〇・八九%)及家族收入の六三錢(〇・五七%)に分れ、勤勞外收入も受贈の八圓〇九錢(實收入の七・三五%)、財産收入の二八錢(〇・二六%)及其の他の收入の二圓二九錢(二・〇八%)に分れる。(之を一人當りに付て見れば實收入は二七圓七九錢であつて、其中勤勞收入は二五圓一〇錢、勤勞外收入は二圓六九錢である。)

二、收支過不足 勤勞收入對實支出の關係及實收入對實支出の關係に於て給料生活者世帯の收支均衡の狀態を觀察すれば、勤勞收入對實支出の關係に於て勤勞收入九九圓三八錢は實支出九二圓六七錢に對し六圓七一錢の剩餘(剩餘額の勤勞收入に對する割合六・七五%)を示すが、之に勤勞外收入を加へた實收入一一〇圓四錢を實支出と對比すれば一七圓三七錢の剩餘(剩餘額の實收入に對する割合一五・七

九%)となる(之を一人當りに付て見れば、勤勞收入對實支出の關係に於ては一圓六九錢、實收入對實支出の關係に於ては四圓三九錢の剩餘である)。

三、實支出 給料生活者の一世帯一箇月平均實支出は九二圓六七錢であつて實收入の八四・二一%に該る。實支出中飲食物費は三四圓一三錢(實支出の三六・八三%)、住居費は一五圓三二錢(一六・五三%)、光熱費五圓一三錢(五・五四%)、被服費九圓三六錢(一〇・一〇%)であつて其の他の諸費は二八圓七三錢(三一・〇〇%)である。

次に五大費中飲食物費、住居費、被服費及び其の他の諸費の四者に付て夫々其の支出の内譯を見るに、飲食物費では副食物費の一二圓七八錢(實支出の一三・七九%)最も多く、米麥費の一一圓一三錢(一二・〇一%)、嗜好品費の六圓七八錢(七・三二%)之に亞ぎ、出前・外出先の食費は三圓四四錢(三・七一%)である。住居費では家賃一二圓六三錢(一三・六三%)その大部分を占め、被服費では衣服費六圓五二錢(七・〇四%)、身の廻り品費二圓八四錢(三・〇六%)である。其の他の諸費では文化費一三圓五八錢(一四・六五%)、社會生活費一二圓九七錢(一四・〇〇%)、其の他二圓一八錢(二・〇七%)である。

四、總收入及總支出 給料生活者の一世帯一箇月の平均總收入は一八六圓七九錢であつて、内實收入は一一〇圓〇四錢(總收入の五八・九一%)、實收入以外の収入は七六圓七五錢(四一・〇九%)である。

實收入以外の収入中前月より繰越の四六圓四二錢(二四・八五%)最も多く、掛買の一四圓七〇錢(七・八七%)、貯金引出の一二圓五一錢(六・七〇%)之に亞ぎ、遙に下つて負債一圓二七錢、貸金受入六一錢、無盡取金五二錢、保険金四四錢、其の他二七錢、質入一錢である。

一世帯一箇月の平均總支出は總收入と同額の二八六圓七九錢であつて、内實支出は九二圓六七錢(總支出の四九・六一%)、實支出以外の支出は九四圓一二錢(五〇・三九%)である。實支出以外中翌月への繰越の四六圓九七錢(二五・一五%)最も多く、貯金の二一圓七一錢(一一・六二%)、掛買拂一四圓九九錢(八・〇二%)之に亞ぎ、保険料は五圓二一錢、貸金は二圓二七錢、其の他一圓一八錢、負債返還一圓一七錢、無盡掛金五九錢、質受金三錢である。

次に總收入對總支出の關係 考察するに實收入の實支出に對する剩餘額一七圓三七錢(實收入の一五・七九%)は實支出以外の支出に振り向けられるのであるが、此の金額はやがて實支出以外の支出の實收入以外の収入に對する超過額に外ならないのであつて、今其の超過額の實收支以外の收支各項目への配分狀況を見れば、貯金に九圓二〇錢、保険に四圓七七錢、貸金に一圓六六錢、無盡に七錢の夫々支出超過(實支出以外の支出各項目の之に對應する實收入以外の収入各項目に對する超過)を示し、其の金額一五圓七〇錢(實收入の一四・二七%)がやがて財産の新蓄積部分となり、爾餘の一圓六七錢は繰越に五錢、掛買に二九錢、質に二錢其の他に九一錢の夫々支出額を示してゐるが負債は一〇錢の収入超過を示してゐる。(なほ詳細の數字については統計表を参照されたい)

第二章 商業使用人狀態

商業使用人數 商業使用人の概念は明瞭ではないが、昭和五年國勢調査によつて職業別(大分類)商業に於ける「使用

人」數をみるに二、二八二、五五六で、この中男子は一、二九九、八三一、女子は九八二、七二五を占め、その割合は五六・九%、四三・一%となつてゐる。又同じく産業別（大分類）商業をみれば「勞務者」數は二、五八八、一四四であり、これに「職員」數四七八、一一三を加へれば合計三、〇六八、二五七となる（第一篇第一章参照）。尙、最近の消長は不明であるが、假りに内務省社會局が「商店法適用商店及従業員數調」において用ひた後述の如き方法に従つて、昭和十年に於ける産業別商業の「勞務者」及び「職員」の推定數（千位未満四拾五人）を求めれば、夫々二、七七〇、〇〇〇。五二二、〇〇〇、合計三、二八二、〇〇〇となる。

ところで内務省社會局の立案した商店法案要綱によれば、物品販賣業と理髮業及理容業が同法の適用を受けるのであるが、社會局ではこれ等産業の従業員數を明かにする必要を以て前述の「商店法適用商店及従業員數調」（推定）を發表した。これは備考に註記せられてゐるやうに、昭和五年國勢調査を基礎として昭和十年の従業員數を推定したものであり、前述の商業使用人數の推定はこの方法を利用したものゝに外ならない。この調査はもとより商業使用人數を全部包括するものではないが、その大部分（七六%）を含むものであり、且つ全國と市部とに分たれてゐることは有益な參考資料となるであらう。いまこれを掲記すれば次の如くである。

業 主	使 用 人		總 計
	男	女	
物品販賣業 全 國	一、四八三、〇〇一	一、五五五、〇〇〇	三、〇三八、〇〇一
内市部	八五三、〇〇〇	一、一五三、〇〇〇	一、〇〇六、〇〇〇
理髮業 全 國	二四、〇〇〇	五八、〇〇〇	八二、〇〇〇
理容業 全 國	二四、〇〇〇	四六、〇〇〇	七〇、〇〇〇
内市部	七九、〇〇〇	二九、〇〇〇	一〇八、〇〇〇

〔備考〕一、本表は最近に於ける該當調査なきを以て昭和五年國勢調査を基礎として推定に作成せるものなり、即ち全國の部（業主、使用人男女）に就ては昭和十年國勢調査帝國內地人口の昭和五年國勢調査帝國內地人口に對する比率一〇・七割を、市部（業主、使用人男女）は昭和十年國勢調査帝國內地市部人口の昭和五年國勢調査帝國內地市部人口に對する比率一四・六割を夫々昭和五年國勢調査に基く該當數に乗じて得たる數を千位未満は四捨五入に依り算出せり、使用人計は使用人男、女の數を加算し、總計は業主及使用人計の數を加算したり。

二、右は社會局の備考であるが、これになほ若干の説明を加へれば、物品販賣業、理髮業及理容業はいづれも國勢調査の産業分類によるもので、使用人とは同じく國勢調査の「勞務者」及び「職員」を總稱せるものである。右社會局の調査は「勞働時報」第十四卷第五號所載のものに據る。
なほ右調査には次の如き「參考表」がついてゐる。

昭和十年
國勢調查

〔備考〕――(一)、理髮業主及理容業主とは理髮師、髮結、美容師にして雇主又は單獨にして業務を営む者を謂ふものとす。

(二)、昭和五年國勢調査に於て失業者とは使用人の地位にあるものなるを以て之（物品販賣業二六、七二五人理髮業及理容業九〇六人）を各使用人の内より控除せり。

(三)、理髮業及理容業の市部に於ける數字は總計のみ存するに止まるを以て、本表に於ける業主及使用人（男、女）數は其の總計を全國の部に於ける各該當數字の割合にて按分し算出せり。

更に内務省社會局の右商店法案要綱作成に伴ふ「五十人以上を使用する大商店に關する調」を掲記すれば次の如くである。元よりその數字は大商店に限られたものであるが、商業使用人の規模別配置を窺ふ好資料たるを失はない。（前掲「勞働時報」に據る。）

七九

公務自由業
家事使用人

三〇三、三四八 (四八〇・三)
六九七、二六六 (二二・一)

計

二、五二三、六五九

〔備考〕—尙参考迄に右國勢調査によつて我國女子有業者數の總數をみるに、一〇、五八九、四〇三に上り、その中「雇主」は三五四、七九二、「單獨」は八三六、八六九、「使用人」は九、三九七、七四二となつてゐる。

昭和五年以降職業婦人は急速に増大しつゝあることは明らかであるが、その數は遺憾乍ら不明であるといふ外はない。従つてこゝでは僅かに左の二三の職業についてその數の増大を窺ふに止める。

醫・藥劑師 產婆・看護婦 學校教員・女髮結
鍼灸・按摩師 保姆

昭和五年	三、五九元 (二、〇四二)	二八、七三四 (一三三、二〇三)	二〇一、〇八八 (一〇一、八八七)	六三、五三五
同 六年	三、九八六	一五四、一五三	九九、六三二	六〇、五七二
同 七年	四、七六〇	一六三、二八四	一〇三、〇三四	五七、七六四
同 八年	五、六七〇	一七二、七五四	一〇四、一三六	五五、〇九五
同 九年	六、七三〇	一八〇、四八六	一〇八、〇三六	五三、三三四
同 十年	七、八七四	一八五、八三三	一一〇、八七五	五一、一五四
同 十一年	九、一三三	二〇一、〇二五	一二九、五四七	四八、二八三
同 十二年	—	—	—	四五、九三〇
同 十三年	—	—	—	四三、二六六
同 十四年	—	—	—	三八、六〇六

第一部第三篇 俸給生活者・商業使用人・職業婦人狀態

(三・三) 四、七七一 五八、三九〇 二八九、一八六
(六・六) — — 六九七、二六六

一三三、〇四四

四三三、六二八 一、九九六、〇二七

〔備考〕—前二者は厚生省衛生局「衛生局年報」、學校教員・保姆は文部省「文部統計摘要」、女髮結は「警察統計報告」に據る。なほ括弧内は昭和五年國勢調査に據るもの。

第二節 生活狀態

厚生省職業部「昭和十四年度知識階級就職に關する資料」によつて昭和十四年三月高等女學校卒業生の同年五月末日現在の就職狀況をみるに次の如くである。即ち職業別にみれば事務員の一〇、六七七人(六五・五%)最も多く、之に次いで學校教員の一、二六五人(一一・九%)、女工の六二三三人(七・一%)、商店員の四二四人(五・五%)であり、この四者を除けば他のものはいづれも極めて僅かである。即ち高等女學校卒業生の大部分は智能的職業に就職しつゝあると云ひ得るのである。尤も本年度の特徴としては肉體的職業への就職割合が著増したことが指摘されねばならない。これは専ら女工が相當數に上つたことによるものである。更に就職者の給料についてみるに、その就職先が多種多様でありたためにその給料も雑多な様相を呈してゐるが、その最高額は事務員の八八圓であつて、タイピストの六〇圓之に次ぎ、以下商店員の五〇

圓、製圖手、學校教員、學校助手四〇圓等の順である。本年は前年に比すれば最低額、普通額ともに微騰がみられるが、最高額においては著しい騰貴を示してゐるのが注目される。

	就職者數	給料		
		最高額	最低額	普通額
事務員	一〇、六七	八	〇	元
商店員	九〇三	五	三	元
外交員	一	—	—	—
社會事業従業員	六四	三	一	元
タイピスト	二三五	六	八	元
電話交換手	三〇一	三	一	元
看護婦	二九五	三	一	元
製圖手	一〇八	四	九	元
車掌	一五	二	二	元
食堂給仕	一六	三	一	元
女工	一、一六二	三	一	元
學校教員	一、九四五	四	二	元
保姆	一三七	三	一	元
家事見習	三六六	二	一	元
學校助手	六六	四	二	元
其他	一四	—	—	—

〔備考〕—全國高等女學校中七一三校の回答を集計したるもの、其

の卒業生總數八九、六四五人の中就職希望者數一七、六四〇人（卒業生總數の一九・七％）であり中就職決定者一六、二八五人で就職希望者數に對するその比率は九二・三％である。

附 女給・藝娼妓酌婦

女給數 カフエー・バー及びカフエー・バー女給數次の如し。（「警察統計報告」に據る。以下同斷）

昭和五年末	カフエー・バー數	女給數
同 六年末	二七、五三三	六六、八四〇
同 七年末	二七、〇四一	七七、三八一
同 八年末	三〇、五九八	八九、五四九
同 九年末	三三、二〇〇	九九、三二二
同 十年末	三七、〇五六	一〇七、四七八
同 十一年末	三六、二〇二	一〇九、三三五
同 十二年末	三四、九七一	一一一、七〇〇
同 十三年末	三三、八二三	一一一、二八四
同 十四年末	三一、二八九	九八、四三七
同 十五年末	二九、〇六四	九一、九四六

藝妓數 藝妓數及藝妓置屋數左の如し。

昭和五年末	藝妓置屋數	藝妓數
同 六年末	二一、五三〇	八〇、〇七五
同 七年末	二一、四三三	七七、三五二
同 八年末	二一、〇四〇	七四、九九九

同	八年末	二〇、九四九	七四、二〇〇
同	九年末	二二、一九七	七三、五三八
同	十年末	二二、六二二	七四、八五五
同	十一年末	二六、〇五二	七八、六九九
同	十二年末	二三、五四一	七九、八六八
同	十三年末	二三、六四九	七九、五六五
同	十四年末	二三、一九二	七九、九〇八

〔備考〕—昭和五年國勢調査によれば同年十月一日現在藝妓數は七六、六三九である。

娼妓數 娼妓、貸座敷營業者及遊客數左の如し。

貸座敷營業者數	娼妓數	遊客數
昭和五年末	一〇、八六一	五二、一二七
同 六年末	一〇、七九七	四二、〇六四
同 七年末	一〇、五〇〇	五一、五五七
同 八年末	一〇、二八一	四九、三〇二
同 九年末	九、七三八	四五、七〇五
同 十年末	九、五二六	四五、八三七
同 十一年末	九、三八六	四七、〇七八
同 十二年末	四、二三八	四七、二二七
同 十三年末	九、〇二二	四五、二八九
同 十四年末	八、五二四	三九、九八四

〔備考〕—昭和五年國勢調査によれば同年十月一日現在娼妓數は四八、八三九である。

酌婦數

昭和五年末	同六年末	同七年末	同八年末	同九年末	同十年末
七五、五三五	八一、〇二九	八五、九五二	八五、五九〇	八五、二二二	八三、六三二
昭和十一年末	同十二年末	同十三年末	同十四年末		
八五、六八五	八五、六九九	八三、七五四	七四、四七二		

第四篇 農・林・漁業労働状態

第一章 農 民 状 態

第一節 農家の配置

農家戸數 「第十五次農林省統計表」(昭和十三年末現在—以下同斷)によつて農家戸數をみるに次の如くである。

農家總戸數	戸	%	前年に比し
五、五九、四八〇	(總戸數の四・二七)	五、三九	(〇・〇二)減
〔備考〕—農林省「昭和十三年九月一日現在全國農家一齊調査」によれば農家總戸數は五、四四〇、九九八戸である。この調査は農家の概念を嚴密に規定し、養蠶農家でも桑及び一般農作物を耕作しないもの、收畜業者で飼料作物及び一般農作物を耕作しないもの等に對して除外規定を勵行してゐる。併し「農林省統計表」が農家を如何に概念してゐるかは詳かでない。			

最近十ヶ年間 趨勢をみるに農家戸数の總戸數に對する割合は逐年減少の傾向にあり、絶對數に於ても昭和八年以降漸減を續けてゐる。更に之を地方別にみれば沖繩の七六%最も高く東山區の六二%之に次ぎ、近畿區の二四%が最も低い。次にこれを專業兼業別にみれば左の如くである。

專業兼業	戸 %	
	前年に比し	
專業	二、七〇四、三六六(六七・二)	四七六、三六六(〇・二)減
兼業	一、八五、二六四(三三・九)	四三〇、九五七(〇・二)増

〔備考〕―前掲「全國農家一齊調査」によれば、專業農家二、四八〇、四七四戸(四五・七%)、兼業農家二、九五六、五二四戸(五四・三%)である。右調査はこゝでも專業及び兼業農家を次の如く極めて嚴密に規定してゐる。即ち專業農家とは農業のみを営む世帯のことで、世帯員の誰かが農業を営んで居り、而も農業以外の業に従事するものがその世帯員の中には一人も居らない様な世帯を指し、兼業農家とは農業と他の業を兼ね営む世帯のことで詳しく言へば、世帯員の一人が農業の傍ら商業を営むとい

ふ風に、同一人が農業と他の業とを兼ねてゐるものも、又、世帯員の二人以上が各別箇の業に従事する場合をも含むものである。その際兩者の中の孰れが主であり、又は従であるかを問はない。この場合收穫物の加工等の如き農業に附隨して當然に行はれるものは兼業とは見做さない。

これら兼業農家のうち農業を主とする兼業農家は一、六五四、三七四戸、農業を従とする兼業農家は一、三〇二、一五〇戸である。従つて農業のみによつてか、或は主として農業を営むことによつて生計を維持する世帯は四、一三八、八四八戸、即ち總農家戸數の七六・一%であることを知るのである。

次に兼業農家の兼業種別割合をみるに雇傭労働を兼ねるものが一、二八四、三二六戸即ち全兼業農家戸數の四三・四%を占めてゐるといふ事實は注目し値する。而してこれを自小作別にみれば當然考へられるやうに、小作において最も多く自作において最も少いのであるが、雇傭労働を兼ねるもの一二八萬餘戸中一〇四萬餘戸が小作農乃至自作農によつて占められてゐることは特に注目されてよい。

兼業農家總戶數	自 作		自 小		小 作			
	戶	%	戶	%	戶	%		
林業	二三、二八	(七・八)	九八、〇五	(一〇・四)	一〇一、二五三	(八・九)	三二、八六〇	(三・四)
水産業	一八八、四五七	(六・四)	八三、二〇三	(九・二)	五九、一四二	(五・二)	四七、二一四	(五・一)
工業	二八三、六五六	(九・六)	八〇、七二〇	(九・〇)	一一九、三七九	(一〇・六)	八三、五五七	(九・〇)
商業	三九〇、二八八	(一三・二)	一三九、三二一	(一五・五)	一三三、五四一	(一二・七)	一一八、四五六	(一二・八)
雇傭勞働	一、二八四、三七七	(四三・四)	三三九、六〇八	(二六・七)	五三九、七五七	(四六・八)	五二四、九六二	(五五・六)

其の他	五七、六六 (二・一)	二五、二三 (二・七)	一八、六六 (一・八)	三〇、九三 (四・一)
合 計	二、九五、五四 (一〇〇・〇)	八七、九六 (一〇〇・〇)	一、二三、六七 (一〇〇・〇)	九六、八九 (一〇〇・〇)

尙、兼業の種類を農業を主とする兼業農家と農業に従とする兼業農家とに分類すれば次の如くである。

	農業を主とする兼業農家		農業に従とする兼業農家	
	戸	%	戸	%
林業	一八、二六	(二・四)	四三、九一	(三・三)
水産業	七三、五三	(四・四)	二五、九四	(八・九)
工業	一三、九六	(八・四)	一四、七九	(二・〇)
商業	一五、四二	(九・五)	三三、一四	(一・七)
雇傭労働	七六、八三	(四・三)	四八、四四	(三・三)
その他	二七、七四	(一・八)	二八、九六	(二・六)
合 計	一、六五、三四	(一〇〇・〇)	一、三〇、一五	(一〇〇・〇)

最近十ヶ年に於ける趨勢は、「農林省統計表」によれば（昭和十三年を除き）大體において専業農家は漸増し兼業農家は漸減の傾向にあるが、昭和十二年迄の本統計表は「全國農家一齊調査」も附言してゐるやうに専業、兼業の概念規定を曖昧にしてゐるのであるから、この傾向は俄かに之を事實として受取り難いのである。むしろ昭和十三年度の本統計の示してゐるやうに事實は兼業農家が漸増の傾向にあり、而かもその内容に於ては雇傭労働を兼ねるものが増加するといった趨勢がみられるやうである。

次に農家總戸數を耕地の所有・非所有を基準として自小作別にみれば次の如くである。

自作農	一、九五、八四 (三〇・七)
小作農	一、四六、二七 (二六・五)
自作兼小作農	二、三六、三〇 (四三・八)

〔備考〕—農林省「農山漁村經濟事情調査」によれば自作農一戸當耕作耕地面積（所有耕地面積）は平均一町二反六畝、自小作農一戸當平均一町二反六畝（所有耕地面積平均六反五畝、借入小作地平均六反一畝の合計）、小作農一戸當（借入小作地面積）平均九反九畝となつてゐる。（昭和七年乃至八年始頃の全國八一三件の調査結果、「農務時報」百十六號所載）
 なほ前掲「全國農家一齊調査」によれば自小作別農家戸數は次の如くである。

自作農	一、六六、三五 (二九・九)
自小作農	二、四七、七五 (四四・二)
小作農	一、四〇、八四 (二五・九)

右自小作農の耕作面積中小作地の占める割合は次の如くで自作地が六割以上を占めるものに對し小作地が六割以上を占める方が多く従つて自小作農は一般に小作的色彩の強いことを知り得る

のである。

	戸	%
小作地二割未満	三九四、二六六	(一六・四)
二割以上四割未満	四八七、三九六	(二〇・三)
四割以上六割未満	五〇七、三四四	(二二・一)
六割以上八割未満	五二七、九七七	(二二・五)
八割以上	五〇〇、八二二	(二〇・八)

最近十ヶ年間の趨勢をみるに、自作農及び自作兼小作農に於ては大體昭和七年頃迄漸増の傾向が見られたが、以後漸減に轉じその中、自作農は昭和十二年に至つて稍々増加を示した。之に反し小作農に於ては昭和四年迄漸減し以後増加の傾向にあつたが昭和十一年より漸減の傾向に轉じてゐる。

耕作耕地廣狹別農家戸數 農家總戸數を耕作耕地の廣狹別にみれば次の如く、經營全體の九割に當る部分が二町未満の土地を耕作して居り、更にその中の四分の三以上即ち六八%が一町にも足りぬ土地を耕作してゐる。即ち我國の農業經營の壓倒的多數は小規模經營若くは零細經營である。(特殊の事情を有する北海道を除けば、この經營の零細性は更に強化される。)

耕作耕地廣狹別農家戸數(昭和十三年末現在)

	戸	%
五 段 未 滿	一、八九六、七三三	(三三・八)
五段以上一町未満	一、八〇六、七二一	(三三・七)

一町以上二町未満	一、三三九、二六六	(二四・〇八)
二町以上三町未満	三二四、〇〇四	(五・六九)
三町以上五町未満	一一三、三〇二	(二・二三)
五 町 以 上	七六、四五五	(一・三九)
計	五、五九、四八〇	(一〇〇・〇〇)

〔備考〕—前掲「全國農家一齊調査」によれば次の如くである。

	戸	%
五 段 未 滿	一、八五九、三五五	(三四・二)
五段以上一町未満	一、六四、五五五	(二九・七)
一町以上二町未満	一、四六六、一八六	(二六・九)
二町以上三町未満	三〇八、八六六	(五・七)
三町以上五町未満	一一七、三三九	(二・二)
五 町 以 上	七四、六七七	(一・四)

なほこれを自小作別にみれば次の如くである。

	〇・五町	〇・五町—一町	一町—二町	二町—三町	三町—五町	五町以上	總數
自 作	四・六	二四・七	二三・六	六・〇	二・五	一・六	一〇〇・〇
小 作	五〇・四	二七・五	一五・七	二・八	二・〇	一・六	一〇〇・〇
自 小 作	一九・八	三四・三	三五・八	七・一	二・〇	一・〇	一〇〇・〇

次に耕作面積の各階級に屬する面積をみるに次の如し。

	面 積	總面積に對する割合	總農家戸數に對する割合
〇・五町未満	四三三、九七七	八・三 %	三四・二 %
〇・五町—一町	一、一七六、六九二	二二・四 %	二九・七 %

一町―二町	二、〇〇五、三三〇	三六・六	二六・九
二町―三町	七二八、二六三	二三・三	五・七
三町―五町	四三四、九五三	七・九	二・一
五町以上	六八四、四六二	一二・五	一・四
合 計	五、四八三、六七〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

最近十ヶ年間に於ける趨勢をみるに、大體において一町以上三町未滿のものは漸増の傾向にあるが昭和十一年以降においては二町以上三町未滿のものが減少してゐる。一町未滿のもの及び三町以上五町未滿のものは總體において減少傾向を示してゐる。

又これを地方別にみると耕作規模二町以上のものは東北區一般及び關東區の茨城、栃木、埼玉、千葉、北陸區の新潟等の東北地方、九州區の熊本、鹿兒島等に多く、これに反し一町以下の耕地耕作農家戸數は近畿、中國區に多い。

所有耕地廣狹別農家戸數 耕地所有者總戸數を所有耕地廣狹別にみれば次の如く、耕地所有者總數の略々半ばに達するものは所有耕地五段未滿の土地所有に屬し、これに次の「五段以上一町未滿」の耕地所有者戸數二割五分を併せれば實に七割五分に及び、これに反して所有地「五十町以上」の「大地主」の比率は一厘にも達せず、「十町以上五十町未滿」の比率九厘を加へても未だ一分にもならない。我國に於ける耕地所有者戸數の壓倒的多數は極端なる零細土地所有者である。(特殊

の事情を有する北海道を除けば零細土地所有者の傾向は益々強化される)。

所有耕地廣狹別農家戸數(昭和十三年末現在)

五 段 未 滿	戸	%
五段以上一町未滿	二、四七五、二四一	(四八・五)
一町以上三町未滿	二、三〇七、五七七	(二五・六)
三町以上五町未滿	九三七、四八	(一八・一)
五町以上十町未滿	三三、九四	(四・三)
十町以上五十町未滿	一〇九、九七三	(二・一)
五十町以上	四三、九四	(〇・八)
計	三、二〇一	(一〇〇・〇)
	五、〇八九、三八	(一〇〇・〇)

最近十ヶ年間に於ける趨勢をみるに、所有者總數は昭和七年迄漸増の傾向にあつたが以後漸減の傾向に轉じた。尙所有耕地の廣狹別にみれば三町未滿のものは漸増の傾向に在るに反し、三町以上のものは大體に於て漸減の傾向を示しつつあつたが、本年は一町以上五十町未滿のものが總て増加してゐる。更にこれを地方別にみれば、五段未滿の小地主においては新潟の一〇四、四九八戸最高にあり、廣島、兵庫、鹿兒島、静岡、愛知、岡山の諸地方之に次ぎ、又五十町以上の大地主においては、北海道の一、四一九戸を便宜上除外すれば、新潟の二一八戸最高にして、其他秋田、山形、宮城、埼玉の順位である。

〔備考〕―右耕地所有者總戸數の中には耕作に従事せざる耕地所有者即ち「不耕地主」一、〇三二、一四四戸（昭和十三年末現在）を含んでゐる。これは所有者總戸數の二〇・二八％に當る。なほ之を前年に比較すると三五、九三九戸の減少を示してゐる。昭和十三年農事統計表。これら「不耕地主」は農民とその經濟的範疇を異にするものであるからこれを差引かねばならない。併しこれら「不耕地主」が如何なる所有規模に屬してゐるかは明確ではないが大體三町以上の耕地所有者戸數は「不耕地主」であると見做してゐるやうである。農林省「農山漁村經濟事情調査」によれば地主一戸當の所有耕地面積は全國平均四町六段八畝である。さうすれば農民的土地所有は何れも三町以下となり特に五段未満の零細的土地所有者がその半ば以上を占めてゐる譯である。

第二節 農家の經營Ⅱ家計

農林省の「農家經濟調査（昭和十二年度）」によつて農家の經營Ⅱ家計を自小作別にみるに左の如くである。なほこれは後述の如く寧ろ標準農家以上の農家であるから、總農家戸數の少くとも七割はこれ以下の水準にあることを銘記すべきである。

〔備考〕―右調査は農林省が大正十年以來道府縣農會に委嘱し、農家をして其の收支の實情を記帳せしめ、毎年其の成績を發表し來つたもので、今左に摘記するものはその最も最近（昭和十二年三月一日より

昭和十三年二月末日に至る滿一ケ年間）の成績の概要である。

但し豫め注意すべきは、「調査農家は原則として當該市町村の農家平均一戸當耕作面積の十五割未満の耕作地（田畑）を耕作する者の中より之を選定」したものであり、従つて中位的平均的な農家以上の農家が調査客體として選ばれてゐるといふことである。

尙、この調査に於ては、「耕作地の八割以上を有する者は之を自作農とし、其の八割以上を借入れる者は之を小作農とし、其の他の者を自小作農」としてゐる。

更に調査農家戸數についてみれば次の如くである。

「昭和十二年三月一日調査を開始せし農家は三四二戸なりしも、記帳能力の缺如、或ひは記帳不備等調査技術上の事由に因り調査不能に陥りたるもの、及調査可能なるも經濟外的事由（風水害、火災、財産の無償授受等）に因る經濟の異常なる狀態の發生及事變そのものが當該個別經濟に與へた物的乃至人的な直接的影響、又は農家勞働力の都市工業への吸着著しきか、或ひは其の他の兼業部面が比較的多く取入れられ兼業所得が相當多額にして、而も其の兼業が永續的に營まるゝものと認めらるゝもの、商業的農業の程度が高度なもの等の經濟的事由に因り、當該農家經濟の正常的又は平均的な状態にありと認められ一般的調査客體として不適當なるものは、之を特殊農家として一般的平均外に除外し、それ等の或る部分は特殊地帶農家群として一括して別箇の取扱ひをし、従つて全府縣平均に採用せる農家戸數は自作農八四戸、自小作農一〇四戸、小作農九一戸、計二七九戸（北海道及沖縄を除く）である。

「調査成績は特に附記せざる限り……全府縣平均に採用せる農家

の總戸數を以て算出した算術平均である。」「但し三者平均は自作農小作農及自小作農の各平均を更に平均せるものである。」

(イ) 農業用土地面積

農業用土地とは農業經營に使用される年度始現在に於ける一切の土地を謂ふ。同一土地であつて農家と農業以外とに併用せらるる場合はその使用程度に依り按分しその所屬を定めた。

農業用土地の調査農家平均一戸當面積を示せば次表の如くである。

耕作地			耕田			全數			總數		
畑			田			全數			全數		
借入	所有	全數	借入	所有	全數	借入	所有	全數	借入	所有	全數
一・三三	四二・二四	四四・一七	三・二六	八三・二七	八七・三	五・〇九	二六・三二	一二・〇〇	一八・三五	一八・三六	一五・〇七
一六・〇七	二二・三三	三九・二〇	四八・二三	三九・一四	八八・〇七	六五・〇〇	六二・二七	一二・二七	八〇・三	八〇・三	一三・三九
二四・二	五・二	三〇・三	八七・二六	四・一	九一・二七	一二・〇七	九・三	一二・〇〇	一九・三	一九・三	一五・二〇
一四・〇七	二二・二六	三八・〇三	四六・一八	四二・二八	八九・〇六	六〇・二五	六六・一四	一二・〇九	九四・二〇	九四・二〇	一二・二〇

耕作地			以外			土地			全數		
畑			空地			山林			全數		
借入	所有	全數	借入	所有	全數	借入	所有	全數	借入	所有	全數
一・三三	四二・二四	四四・一七	三・二六	八三・二七	八七・三	五・〇九	二六・三二	一二・〇〇	一八・三五	一八・三六	一五・〇七
一六・〇七	二二・三三	三九・二〇	四八・二三	三九・一四	八八・〇七	六五・〇〇	六二・二七	一二・二七	八〇・三	八〇・三	一三・三九
二四・二	五・二	三〇・三	八七・二六	四・一	九一・二七	一二・〇七	九・三	一二・〇〇	一九・三	一九・三	一五・二〇
一四・〇七	二二・二六	三八・〇三	四六・一八	四二・二八	八九・〇六	六〇・二五	六六・一四	一二・〇九	九四・二〇	九四・二〇	一二・二〇

(ロ) 世帯員及農業労働

世帯員とは調査者及其家族並同居人であつて、年度内に調査者と同じ經濟關係にあつた者（雇人を除く）を謂ふ。従つて不在の家族と雖も調査者と同じ經濟に在つた者は之を含み、經濟の獨立する者は家族と雖之を含まない。

世帯員數の調査農家平均一戸當實員數を示せば次の如くである。

耕作地			以外			土地			全數		
畑			空地			山林			全數		
借入	所有	全數	借入	所有	全數	借入	所有	全數	借入	所有	全數
一・三三	四二・二四	四四・一七	三・二六	八三・二七	八七・三	五・〇九	二六・三二	一二・〇〇	一八・三五	一八・三六	一五・〇七
一六・〇七	二二・三三	三九・二〇	四八・二三	三九・一四	八八・〇七	六五・〇〇	六二・二七	一二・二七	八〇・三	八〇・三	一三・三九
二四・二	五・二	三〇・三	八七・二六	四・一	九一・二七	一二・〇七	九・三	一二・〇〇	一九・三	一九・三	一五・二〇
一四・〇七	二二・二六	三八・〇三	四六・一八	四二・二八	八九・〇六	六〇・二五	六六・一四	一二・〇九	九四・二〇	九四・二〇	一二・二〇

農業従業者數	三・八六	三・六九	三・八〇	三・七八
兒 童 數	二・三六	二・四七	二・二九	二・三七

「備考」——「實員數」とは世帯員の實數を謂ふ。「農業従業者數」とは主として農業に従事したる者を凡て一人として數へたる實員數を謂ふ。而して「兒童數」とは數へ年十四歳以下の實數を謂ふ。

次に調査農家の平均一戸當農業勞働投下量及び從業日數を示せば次表の如くである。

(農業勞働投下量とは農家が農業に投下した勞働時間であつて、家族勞働及雇傭勞働の兩者を含むものである。年雇とは一ヶ年以上長期雇傭の意志を以て期間を定め、又は定めずして雇傭せらるる者を謂ふ。但し實際の雇傭期間が一ヶ年以下の短期に終るも年雇と見做すこととした。手傳人とは世帯員外の者にして勞賃(現物勞賃を含む)を受けずして勞働に従事する者を謂ふ。季節雇とは旬又は月を單位として勞賃を定め雇傭せらるる者、又日傭とは一日を單位として雇傭せらるる者を謂ふ。従業日數は一人一日一時間以上勞働せる日を凡て一日と數へたる延日數とした。)

總數		家族 勞働	
全 數	從業日數	全 數	從業日數
六、三八九・七一	七八三・七七	六、〇四二・〇八	七五〇・六一
時	日		
六、三二〇・七四	七七七・四七	六、〇四〇・七〇	七四七・四八
時	日		
五、八六四・三〇	七四九・八六	五、七〇五・〇三	七二七・四五
時	日		
六、一八八・二五	七七〇・三七	五、九二九・二七	七四一・八五
時	日		

人傳手		勤勞備雇		雇		全	
從業日數	全數	從業日數	全數	從業日數	全數	從業日數	全數
七・二		二五・八三		三三・一六		三四七・六三	
八・三六		一一・九二		九〇・四三		二七〇・〇四	
九・二六		七二・〇七		九・七六		一五九・二七	
八・二五		六〇・一八		六〇・三〇		二二・四一	
		一一〇・七六		一一・七二		二八・五二	
		一〇・七八		二二・五〇		五九・三九	
		八三・四二		三三・八四		六・四三	
		一〇・五七		二・七五			
		五二・〇〇					
		六二・〇八					

この調査の對象による農家の耕地面積は平均一町三反足らずであつたが、本表によればこの狭少なる耕地面積に平均六・五人に上る家族世帯員が依存してをり、平均三・八人が農業に従事してゐるのである。こゝでは耕地面積は家族世帯員に對しては餘りに狭少に過ぎ、又農業従業者數は耕地面積に對して餘りに過剩であるものゝ如くである。(通説によれば本邦農業經營耕地面積は少くとも一町五反を必要とするといふ)。この意味においてこゝにはコンスタントな「剩餘勞力」が常に存在するものと考へられる。そしてそれは特に小作において著しいやうである。併し「剩餘勞力」は少くとも潜在的であつて顯在的でないことに留意すべきである。

更に農業労働は世帯員による自家労働が殆んど全部を占め

雇傭労働は極めて僅少である。而かもそれは同じく小作において特に著しい。本邦農業の零細經營は「所謂家族的勞作經營」である。彼等は自ら家族と共に農業に従事し原則として雇傭労働に依存しないのであるから、この限りでは労働者であると云へよう。

なほ世帯員の農業労働時間以外の労働時間を示せば次の如くである。

	自作農 自小作農 小作農 三者平均			
	時	時	時	時
總労働時間	一九、七二・三五	一〇、九六・三二	一〇、七八・六三	一〇、八二・七二
農業労働時間	六、四二・〇八	六、四〇・七〇	五、七五・〇三	五、九二・二七
内 (從業日數)				
兼業労働時間	七五〇・六一	七四七・四八	七二七・四五	七四一・八五
家事労働時間	六〇九・二六	九六七・三〇	一、二四・六一	九〇〇・三九
其他の労働時間	三、四七・四四	三、二五・〇四	三、二九・八三	三、三二・四四
譯				
農業労働時間	六五八・四七	六五三・五八	六五八・一六	六五八・〇七
兼業労働時間	五五・〇四	五五・三三	五二・九一	五四・七六
家事労働時間	五・六五	八・八六	一〇・四三	八・三三
其他の労働時間	三・三三	二九・八二	三〇・五六	三〇・八六
例	六・〇九	五・九九	六・一〇	六・〇六

なほ家族労働の内部的構成を事變前と比較してみれば、農林省經濟更生部「支那事變前と事變下との農家經濟概要」(農

務時報、昭和十五年十月號)は次の如く云つてゐる、曰く、「家族の構成員たる兒童及婦人の如き所謂非生産的人口又は労働能力の比較的低位なるものは却つて増大の傾向を示すのに對し、労働力の主要なる積極的な負荷者である男子は其の減少が著しくなつてゐる」と。

家族労働の推移を事變前と比較すれば「家族労働の投下量は事變下に於ては事變前に比して總體的には減少の傾向を示してゐるが、然しその内容を構成する各種の労働は必ずしも同一の傾向を以て減少してゐるのではなくして、減少の割合にも種々の段階が看取される許りでなく、或る種の労働は却つて増加の結果を示すものさへあつて、かくの如き各種労働對象化の量的凹凸を通じて家族労働投下の量的な構成内容は一定の方向に變遷の過程を辿りつゝあることを認めなければならぬ」と同時に、此等の量的變化を槓杆として家族労働は労働強化の方向に質的な變化(零細無質労働力の驅出し)を強制されつゝある如くである。農業労働に於ける能力換算時間の減少(指數九六・二)が時間そのもの(實數)の減少(指數九九・〇)を追ひ越してゐることがこれを明瞭に實證してゐる。

雇傭労働の推移についてみれば、「農業労働に對する雇傭労働のウェイトの増大といふ我國農業の基本的方向は、むしろ却つて事變に依つて推進されつゝあることが看取される」の

であるが、之を農作種別にみれば「家族労働投下量の一般的傾向の中に稲作労働のみは却つて反対の現象を示しむしろ増大の事態にあり、従つて雇傭労働の絶對的増大の中で却つてそれに對する労働は縮少の状態にある。養蠶乃至其の他労働のこれと相對立する様相は稲作乃至養蠶、其の他とのそれ等自らが要求する労働の質的差異に基く必然的現象であつて、前者即ち稲作が、後者即ち養蠶其の他に比して比較的無質な零細労働力にて充足し得るに反し、後者即ち養蠶其の他が要求する労働は之に反して比較的有質的な熟練された所謂或る程度の技術である結果であつて、家族労働力の内部的構成が上述の如く無質的零細労働力化しつゝあるといふ家族労働力の質的變遷過程に明らかに照應する」のである。

(ハ) 農業用資産

農業用資産とは所有、借入を問はず農業經營に使用せらるゝ土地、土地改良設備、建物、農具、動物、植物及現物であつて、農家の占有に屬するものを謂ふ。

之等の財産にして農家と農業以外とに併用される場合は、その使用程度に依り按分し其の所屬を決定した。

正確には「現金及準現金」の中にも農業用財産に含ましむべき部分がある譯であるが、之等は農業用財産なりや否やを決定することが困難なるもの多きを以て便宜之を除外した。

農業用財産の調査農家一戸當價額左の如し。

自作農					自小作農					小作農					三者平均				
圓					圓					圓					圓				
土					土					土					土				
内所					内所					内所					内所				
借入					借入					借入					借入				
六、〇六三・〇八	五、九八一・六二	五、三九五・九〇	五、八二三・五三		五、八三九・三九	三、〇〇五・四四	五、五三・五五	三、一三二・七九		二、三三・六九	二、九七六・一八	四、八四二・三五	二、六八〇・七四		二、三三・六九	二、九七六・一八	四、八四二・三五	二、六八〇・七四	
五・〇〇九	四・二七	〇・八一	三・九		五・〇〇九	四・二七	〇・八一	三・九		五・〇〇九	四・二七	〇・八一	三・九		五・〇〇九	四・二七	〇・八一	三・九	
六四三・六六	四四五・〇三	三三一・〇〇	四七九・九〇		六四三・六六	四四五・〇三	三三一・〇〇	四七九・九〇		六四三・六六	四四五・〇三	三三一・〇〇	四七九・九〇		六四三・六六	四四五・〇三	三三一・〇〇	四七九・九〇	
二〇〇・六六	一七七・七九	一四六・九七	一七五・二四		二〇〇・六六	一七七・七九	一四六・九七	一七五・二四		二〇〇・六六	一七七・七九	一四六・九七	一七五・二四		二〇〇・六六	一七七・七九	一四六・九七	一七五・二四	
一四三・八四	一二九・二八	九八・七九	一二三・六〇		一四三・八四	一二九・二八	九八・七九	一二三・六〇		一四三・八四	一二九・二八	九八・七九	一二三・六〇		一四三・八四	一二九・二八	九八・七九	一二三・六〇	
三〇〇・三八	一八三・六九	一二九・九一	二〇四・六六		三〇〇・三八	一八三・六九	一二九・九一	二〇四・六六		三〇〇・三八	一八三・六九	一二九・九一	二〇四・六六		三〇〇・三八	一八三・六九	一二九・九一	二〇四・六六	
五八・八七	三八・三六	二九五・四四	四四・五六		五八・八七	三八・三六	二九五・四四	四四・五六		五八・八七	三八・三六	二九五・四四	四四・五六		五八・八七	三八・三六	二九五・四四	四四・五六	
七・二二	四・五三	一九・五六	一〇・四〇		七・二二	四・五三	一九・五六	一〇・四〇		七・二二	四・五三	一九・五六	一〇・四〇		七・二二	四・五三	一九・五六	一〇・四〇	
七、九二・七一	七、三三・四六	六、四八・三八	七、三三・一八		七、九二・七一	七、三三・四六	六、四八・三八	七、三三・一八		七、九二・七一	七、三三・四六	六、四八・三八	七、三三・一八		七、九二・七一	七、三三・四六	六、四八・三八	七、三三・一八	
七、六八・八九	四、三四・七六	一、五五・四七	四、五三・〇〇		七、六八・八九	四、三四・七六	一、五五・四七	四、五三・〇〇		七、六八・八九	四、三四・七六	一、五五・四七	四、五三・〇〇		七、六八・八九	四、三四・七六	一、五五・四七	四、五三・〇〇	
二二〇・八二	二、九八・七〇	四、八二・九一	二、六九・二四		二二〇・八二	二、九八・七〇	四、八二・九一	二、六九・二四		二二〇・八二	二、九八・七〇	四、八二・九一	二、六九・二四		二二〇・八二	二、九八・七〇	四、八二・九一	二、六九・二四	

右に依れば農民は農業に於ける最重要の生産手段たる土地の外、粗雑乍ら建物、農具、動物等若干の生産手段をも所有してゐるのであつて、この限りでは彼等農民は獨立小企業者である。彼等の社會的經濟性格はこの意味では資本家的色彩を有するが、前述の如く自ら労働すると云ふ意味では寧ろ賃銀労働者に近い。要するに農民はそれ自體過渡的性質を有するものゝ如く、その上層においては資本家に近くその下層においては賃銀労働者に近いと考へられるのである。特に小作

農においては既に最重要生産手段たる土地を喪失してをり、この限りにおいて自作農よりも更に一步賃銀労働者に接近してゐるのである。

なほこゝで注目すべきは過小農制の本質として土地財産が極めて壓倒的な地位を占めてゐること（自作農七六・五％、自小作農八一・六％、小作農八四・〇一％、三者平均八〇・五％）、即ち極めて多額の支出が土地に固定されてゐること、また固定されねばならぬといふことである。けだしこのことはたゞに自己の利用し得る所の生産的資本の範圍をそれだけ制限して農業生産力發展を阻止せしめるばかりでなく、高利貸付業と租税制度とをして之等に存在の根據を與へるものだからである。小作人の場合に於ける土地財産とは借入土地の價格を表はす。故に事の性質上その土地財産の殆んど全部が借入土地財産になつてゐるのである。この土地財産の壓倒的優位に照應するものがかの「利子」としての高率なる小作料であつて、こゝでは従つて借地制度を通じて地主への貢納が餘儀なくされてゐるのである。

なほ參考迄に日本勸業銀行調査課「田畑賣買價格及小作料調」（昭和十四年三月現在）に依つて昭和十四年度に於ける田畑賣買價格をみるに左の如く前年度に比し騰勢更に強化し、田に於いて一一％内外、畑において一三％内外の昂騰を演じてゐる。右につき上記調査は次の如く云ふ。

「本年度に於ける普通田の反當賣買價格は五七六圓、普通畑 三四三圓となり、前年度に比し前者は五七圓一一・〇％、後者は三九圓一二・八％の昂騰を示し、又支那事變發生前の價格たる四七〇圓及び二七八圓に比較すれば二二・六％及び二三・四％の騰貴なり。斯くの如く、本年度に於ける田畑賣買價格が昂騰を示したるは主として左の如き原因に基くものなるべし。

(2) 主として收益方面より觀たる騰貴原因

(イ) 農産物價格の好調

(ロ) 低金利の浸潤

(ハ) 小作爭議の減少

―農林省調査（一月十日迄に報告ありたるものに基く集計）に依れば昭和十三年度に於ける小作爭議件數は三、九〇七件にして、其の昭和十二年度に於ける件數五、三六四件に比較すれば甚しき減少と云ふを得べし―

(2) 主として需給方面より觀たる騰貴原因

(イ) 農家の收入増加

(ロ) 先高見越に因る賣惜み

(ハ) 股賑産業の勃興、都市の膨脹等に伴ひ田畑の工場敷地、住宅地として買収さるゝもの多く、斯かる買収價格が附近の田畑の賣買價格に影響を及ぼしたること

(二) 潰地の増加したること

―農林省は昭和十三年末に於ける耕地面積が前年に比し農村勞働力の不足に因る開墾の減少、工場敷地となりたるもの及び風水害に因り荒地となりたるもの多きことに基き二萬

によつて占められ、繭收入が之に次ぎ以上三者で總收入の七割以上を占めてゐる。これに次いで多いのは蔬菜、畜産物、果實である。要するに本邦農業は養蠶と小園藝及小畜産とを伴つた米麥中心の主穀式農業であるが、米麥以外のものは大體副業と概稱されるものに屬する。而して副業は農業的副業と加工的副業とに概括出来るが、それが農家の「剩餘勞力」の利用形態であるといふ意味においても、又副業生産物が商品として販賣され従つて現金收入を齎らすといふ意味においても農家にとつて直接關係深い問題である。更に副業はこのやうな關係を通して農家經濟の市場への依存を促進するものである。

なほ本表における數字の算出については、次の點が注意されねばならない。即ち右農業總收入を構成するものとしては主として農産物販賣額及農産物の使用額（但し農産物にして再び農業生産に使用せられたるもの、例へば堆肥、綠肥、種苗の如きは之を含まず）であるが、この後者の見積が如何なる基準によりて行はれるかといふ事については、本調査には何等の説明もないのである。併し使用額のうち少くとも小作料として使用されたものゝ見積額の基準の明示は特に必要

なわけはなからうか。けだし小作農にあつては現實の生産關係を表示するものは小作料があると考へられるのであつて、而かも吾々はこれを貨幣として理解すべきであらうからである。

なほ農業總收入について事變前と事變後とを比較すれば總體において約一割の増大を示してゐるが、農業收入を構成する各々の要素は必ずしも農業收入と同一の傾向を表してはゐない。

序に農業貨幣收入の調査農家一戸當金額及割合を示せば左の如し。

尤もこゝに農業貨幣收入とは、生産年度及生産者の如何を問はず調査農家が一年間に販賣せる農産物の總額を謂ひ、此の中には當該年度以前において生産せられたる物及受入小作米の如き自家生産物に非ざる農産物も含まる。之等自家生産に非ざる物は其の總額明かなるも其の幾何を販賣せるやは現在の記帳では之を知ることが困難である。従つて前記農業總收入中に含まれる販賣額を示すものには非ざれども自家生産以外の農産物は僅に之を含むに過ぎざるを以て各々夫に近いものであらう。

	自作農	自作農	小作農	三者平均
圓	圓	圓	圓	圓
%	%	%	%	%
稻	四二九・二八（四四・五五）	二八二・三三（三六・二八）	一七八・三四（三〇・五二）	二九六・二八（三八・二六）
麥	六九・八八（七・二五）	八四・三〇（一〇・八八）	六五・三六（一二・一八）	七三・一八（九・四五）
園藝	一〇〇・一〇（一〇・三九）	八九・五四（一一・五五）	一一八・三三（二〇・二四）	一〇二・六六（一二・二六）

養蠶	一五・一六四 (一五・七四)	一三五・六三 (一七・五〇)	九一・四一 (一五・六四)	一二六・二三 (一六・三〇)
其の他	二二・七六 (三・〇八)	一八四・四九 (二・三八〇)	一三二・一六 (三・三四)	一七六・一四 (二・七四)
計	九六・六六 (一〇〇・〇〇)	七七五・一八 (一〇〇・〇〇)	五八四・六三 (一〇〇・〇〇)	七七四・四九 (一〇〇・〇〇)

これを事變前と比較すれば總體において約七分の増大を示してゐるが、各構成要素についてみればいづれも夫々の項目の貨幣比率の上昇又は下降に照應してゐることが分る。

なほ前掲農林省「農山漁村經濟事情調査」によつて「農家生産米商品化割合及手持米の割合」をみるに左の如くである。

販賣米割合
(地主は手持米を含む)
一月十日現在 四月末日現在
手持米割合 手持米割合

地主	七・六	六・六	四・二〇
自作農	六・二	五・八	三・三〇
自小作農	四・〇	四・七	二・一〇
小作農	一・九	三・二	一・〇〇
平均	五・〇	五・〇	二・六五

(ホ) 農業經營費

農業經營費とは、右の農業總収入を舉ぐるに要したる一切の費用を謂ふ。

農業經營費の調査農家一戸當金額を示せば次の如し。

自作農	圓	自小作農	圓	小作農	圓	三者平均	圓
土地費	〇・四三	〇・〇六	—	〇・一六	計	四三・一五九	五六三・六三
土地改良設備費					建物費	〇・八四	〇・四二
農具費					農具費	一九・九三	一五・一三
種苗費					種苗費	二二・九六	二二・九八
植物減價費					植物減價費	六・二九	六・七九
蠶種費					蠶種費	一・一七	〇・三四
家畜費					家畜費	六・五九	六・八一
動物減價費					動物減價費	三七・二九	一一・八四
飼料費					飼料費	〇・七四	〇・八六
肥料費					肥料費	六二・一七	五〇・七三
光熱動力費					光熱動力費	一三三・六九	一四四・一四
藥劑費					藥劑費	五・三三	三・九六
加工原料費					加工原料費	三・九〇	三・三〇
勞賃					勞賃	〇・九五	二・九四
負債利子					負債利子	一七・七四	一八・四五
諸負擔					諸負擔	六・六九	一一・八一
小作料					小作料	六六・八三	三五・四三
賃借料					賃借料	一五・一五	二〇・八六
販賣費					販賣費	二・四三	三・一九
其他					其他	八・五七	六・八一
計	〇・四三	〇・〇六	—	〇・一六	計	一一・〇三	七・九九

前述の約一、三〇〇圓内外の總收入を擧げるには平均五〇〇圓内外の經營費を必要とすること右の如くであるが、經營費の中最も大なる部分を占めるものは、前述の農業財産中に占める土地財産の比重の壓倒的優位に照應するところの負債利子、諸負擔及び小作料である。次表を見よ。(但し負債利子及び諸負擔はその大部分が土地に關するものであるが、全部が土地に關するものではないから、次表は正確に土地のための負擔を示すものとは云ひ難い)。なほ經營費は自作小作別には總收入の場合と異つて可成りの相違を示してゐるが、この相違は主として右の土地負擔の相違に基くものである。即ち小作に於ける土地負擔は自作の二倍半に上つてゐる。

なほ右の小作料の算出について注意すべきことは、周知のやうにそれが一般的には現物小作料であるが故に、如何なる基準によつて評價されたものであるかといふことである。本調査は之れについて何等の説明もないが、若しこの小作料の評價にして現實の農業生産關係の正しい認識に立脚したものでないとしたら、吾々は右の數字はその儘信賴することは出来ないであらう。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
負債利子	一・五五%	二・二七%	一・四五%	一・七六%
諸負擔	一五・四八%	六・二八%	二・〇三%	七・〇九%
小作料	三・五一%	三七・〇二%	五・六二%	三・五七%
計	二〇・五四%	四五・五七%	五九・六〇%	四四・三三%

なほ日本勸業銀行調査課「田畑賣買價格及小作料調」(昭和十四年三月現在)によつて田畑の實收小作料額をみるに左の如く、上田を除き各品等共前年度に比し増騰を示したが、其の増勢は特に畑において顯著なるを認めることができる。右につき前記調査は次の如く云つてゐる。

- 「斯く田の實收小作料が本年度に於て増騰を示したるは主として
(イ) 昭和十三年度産米が平年作以上の收穫をみたること
(ロ) 事變發生以來地主、小作人間に協調の氣運濃厚となりたること

と
等に基くものと云ふを得べく、又畑に於ける小作料の増騰の田に比し特に顯著なるは物納を金納に換算したる結果、農産物價格の昂騰が反映したるを主因とするものなるべし。」と。

		全國平均實收小作料(反當)		増減比較	
		昭和十四年	昭和十三年	實數	割合
田	上の中	一・三元	一・三元	石	1%
	普通	一・〇六	一・〇五	〇・〇二	一・〇〇
	下の中	〇・七八	〇・七七	〇・〇二	一・三
	圓				
畑	上の中	二・三九	二・〇七	一・三三	五・一
	普通	一・六四	一・六三	〇・九二	五・七
	下の中	一・〇八	一・〇四	〇・五八	五・七
	圓				

(備考) — 田小作料は玄米を以て表、はし、畑小作料中玄米雜穀を

以て納入するものは金納に換算せり。

土地に關する諸経費に次いで大きいのは肥料費であつて、其の割合次の如し。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
肥料費	三〇・六%	二五・五%	二〇・五%	二五・〇%

ところで右經營費目中には所謂自家労働費が擧げられてゐないのであるから（經營費目中に勞賃と云ふのは雇傭労働に

對する勞賃である）、從つてこゝでの計算に從へば農業總收入から農業經營費を差引いた殘額即ち農業所得が所謂企業家利潤と所謂自家勞賃とに充てられなければならない（併し實際にはこの殘額は小作農においては企業家利潤はおろか自家勞賃さへも覆ひ得ないこと後述の如くである）。

尙、參考迄に農業經營費中の現金及び現物の金額、割合をみるに左の如し。

	自作農		自小作農		小作農		三者平均	
	圓	%	圓	%	圓	%	圓	%
現金	三八三・三〇	八八・八一	三三五・一五	五九・五六	二六九・七三	四三・一〇	三三九・三九	六〇・九六
現物（小作料其他）	一八・四三	四・二七	二〇四・二〇	三六・二三	三三六・四九	五三・七六	一八六・三六	三四・四九
減價額（建物及土地改良設備、農具其他）	二九・八六	六・九二	二四・二七	四・三二	一九・六五	三・二四	二四・五九	四・五五
計	四三二・五九	一〇〇・〇〇	五六三・六二	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

農業經營費を事變前後について比較すれば、總體において四分強を増大してゐるが、經營費の所謂主要項目が悉く平均的增加水準以上にあることは注目すべき事柄であらう。なほ經營費の貨幣部面の増加率は約二分強であつて總額のそれを遙かに下廻り約その半分である。

（ハ）家計費

家計費とは、農業經營費及兼業費以外の一切の費用であつて農家の生計に要した費用である。

家計費の調査農家平均一戸當價額を示せば左の如くである。

第一生活費		自作農		自小作農		小作農		三者平均	
	計	圓	%	圓	%	圓	%	圓	%
住居費		二七・三三	二二・七九	一七・八〇	三三・六四				
飲食費		三九五・七四	三七四・〇六	三五五・六八	三七五・二六				
光熱動力費		三七・〇一	三三・四七	三三・八七	三四・二三				
被服費		八四・〇九	六九・二四	六二・八四	七一・六九				
家具什器費		三〇・八二	一九・五六	一四・七五	二二・七一				
計		五七四・九八	五九・〇三	四八・九四	五三・三三				
		(六四・四〇)%	(六七・三三)%	(六九・三四)%	(六六・八二)%				

第 二 生 活 費	教育費			
	修養費	交際費	嗜好費	其の他
計	二〇・五	一四・三八	一三・六六	一五・七〇
	二・九六	八・四〇	六・二六	八・八八
	二八・九〇	六・四二	五・〇一	六・五四
	三・八〇	三〇・一七	二六・〇六	三・三四
	一六・〇五	一三・五七	一〇・〇九	一三・五七
	三七・七八	二五・九四	二二・〇八	二六・〇九
	三・六〇	三・六八	三・六六	三・二九
合 計	八二・七六	七〇・九六	六九・〇三	七六・二五

これに依れば「第一生活費」にしる「第二生活費」にしるその低廉なること誠に驚くべきものがある。而して「第一生活費」が六四―六九%を占めてゐる事實はその生活が非常に切詰められてゐることを示してゐる。いま試みに農民一ヶ月の生活費をみれば自作農は六・五六人の家族で七四・三九圓、自小作農は六・三四人で六四・二四圓、小作農は六・四六人で五七・九一圓、三者平均は六・四五人で六五・五二圓といふ僅かなものである。次に一人一日當りの食費をとつてみれば、自作農一六・八錢、自小作農一六・四錢、小作農一五・三錢、三者平均では一六・一錢となつてゐる。更に第二生活費中の教育費の僅かなことも注目すべきことである。

ところで右の如き低度の生活水準を漸くにして可能ならしめてゐるところの極めて僅かの生活費（最低勞賃と見做して差支へない）でさへ小作農においては本來の農業の經營から

は賄はれてゐないのである。このことは農業總収入と農業經營費との差額即ち農業所得と家計費（生活費）とを比較してみれば明かである。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
農業總収入	一、四三八・四二	一、三八九・二九	一、二八六・六一	一、三七一・四四
農業經營費	四三二・五九	五三三・六二	六三六・八六	五四〇・三六
差引過不足	(十)二、〇六六・八三	(十)八五五・六七	(十)六六〇・七五	(十)八三一・〇八
家計費	八二・七六	七〇・九六	六九・〇三	七六・二五
差引過不足	(十)二、一四九・五九	(十)九二六・六三	(十)七二九・七八	(十)九四〇・四一

即ち農民特に小作農は所謂企業家利潤は何等之を舉げ得ぬのみならず、その最低賃銀までも喰ひ込まれてゐるのである。このことは彼等の經營の限界たる自家勞賃の確保さへも本來の農業よりしては不可能であることを示してゐる。而かもこれは彼等農民が怠惰であるが故にではない。否寧ろ彼等は過勞と云つていゝほど極めて勤勉でさへある。彼等にあつては勞働生産性の低下は問題ではなくして専ら農業所得の絕對額の増大が追求せられてゐる。それほど彼等の勞働の集約度は高いのである。換言すれば餘りにも過多の勞働が投下されてゐるのである。従つてこゝでは過勞は必至でなければならぬ（農民の「過剩勞力」とは正に右のやうな意味において存在するものなのである）。併し農業經營におけるこの過勞にも拘

はらず家計費はその全部を賄はれてはゐない。これは一方では農業總収入が僅少であるからであり、他方では農業經營費が尨大であるからに外ならないが、一言以て之を蓋へば、要するに貨幣經濟化する零細經營の必然的歸結と云ふより外はない。我國の農業機構はその著しく貨幣經濟化する過小農制の故に本來の農業のみを以てしては到底農家を維持することは出来ないのである。

尙、參考迄に家計費における現金關係を示せば左の如し。

	自作農 自小作農 小作農 三者平均			
	圓	圓	圓	圓
現金	四九二・七五	四三三・二六	三八八・八六	四二四・九六
%		%	%	%
現物	(五四・〇九)	(五三・六〇)	(五三・〇七)	(五四・〇三)
	三八六・三三	三四六・四四	三二六・五二	三四九・七六
	(四四・三三)	(四四・九四)	(四五・五四)	(四四・四八)
減價額	一三・六八	一一・二六	九・六四	一一・五三
	(一・五九)	(一・四六)	(一・三九)	(一・四七)
合計	八九二・七六	七七〇・九六	六九五・〇二	七八六・二五
	(100.00)	(100.00)	(100.00)	(100.00)

右の數字と、前記の經營費における現金の數字とよりして農家經濟に於ける現金關係を知り得るであらう。概して云へば農家の支出の半ば以上は現金支出である。而してこれは農業の市場への依存の程度を表するものに外ならない。

なほ家計費について事變前と事變後とを比較すれば事變後は約三分強の上昇であるが、農業總収入との關係においては逆に低下し、經營の節減又は合理化が先づ消費部面たる家計費において強化されてゐることが看取される。而かもこの傾向は第一生活費及び第二生活費を通じて貫徹されてゐるが、その減少の比率は前者は後者に比してヨリ緩慢であつて生活必要費が弾力性に乏しい特徴的性格を端的に示してゐる。更に家計費を貨幣面においてみればその増加が僅か一分であることは、農家必需品購入價格の急激な昂騰の事實を前にして注目に値しよう。

(ト) 農家の收支

上述の如く、小作農は本來の農業の經營よりしては農家の維持が不可能であるが、この農家の破綻を救ふものが所謂農業外收入である。これは兼業總収入から兼業費を控除した兼業所得と家事收入との合計よりなる。

	自作農 自小作農 小作農 三者平均			
	圓	圓	圓	圓
兼業總収入	一四三・五二	一六六・二七	一七八・二三	一六二・六三
兼業費	一三・七七	一四・二三	一九・九九	一五・九六
差引過不足 (兼業所得)	一二九・七五	一五二・〇四	一五八・二三	一四六・六七
家事收入	七〇・八四	四六・〇〇	四六・二五	五〇・〇〇
合計	一八〇・五九	一九八・〇四	二〇四・三八	一九六・六七

即ち農業外收入の大部分は兼業總収入より得られたもので

あり、而してこの兼業總収入の壓倒的部分を占めるのは俸給
勞賃收入(勤勞收入)に外ならないのである。(自作農六八・
五一%、自小作農八一・六〇%、小作農七九・九七%、三者
平均七七・一六%)。併し一般に勤勞收入と云つても自作農
と小作農とはその内容が異り、後者のそれは殆んど全部勞
賃收入よりなるのである。

(農務時報第八十五號「最近に於ける農家經濟狀況の變遷」參照)。

このことは農民特に小作農が何程かの程度において賃勞働
者化してゐることを示す一の證左たるものであらう。

なほ農業外收入の中、兼業收入について事變前後を比較し
てみれば兼業收入は一割二分強の上昇を示してゐる。即ち農
家の總収入の中、貨幣接觸の擴大強化は、農業部面よりもむ
しろ兼業部面において最も顯著であることが窺はれるのであ
る。兼業費もこれに照應して五割二分弱の激増を示してゐる
のであるが、これら兼業部面における貨幣經濟化の發展は兼
業の質的變遷を物語るものであらう。

次に農家一年の總決算として、農家の總収入と總經費、或
は同じことであるが、農家の總所得と家計費とを比較すれば
次の如くである。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
農業に於ける過不足	(+)二四・〇六	(+)番・七一	(-)三・三七	(+)四・八三

農業外に於ける過不足 (+)二八・七六 (+)二六・二四 (+)二四・二八 (+)二六・七六
差引過不足 (+)三〇・一四 (+)二三・八五 (+)一四・〇一 (+)三三・〇〇

これに依れば小作農は約一七〇圓の「剩餘」を生じてゐる
が、これはとりも直さず農業外收入就中俸給勞賃收入が最低
賃銀を出でない生活費の不足を覆ひ得る以上の收入を擧げ得
たからである。併し乍ら一方農業外收入が農家特に小作農の
經濟にとつて恒常的且つ不可欠の要素となつてゐるといふ事
實は、我國農業再生産の基礎の動搖を意味するものに外なら
ないであらう。

農家の收支について事變前後を比較すれば事變後は平均約
六分を増加して一見農家經濟の好轉を思はすものがあるが、
吾々は既にみた如く過大勞働と過少消費が右の如き「好轉」
をもたらした有力なる原因であることに留意する必要がある
であらう。

尙、右の剩餘額は自小作農の各平均の數であるが、之を個
別的にみれば左の如く、剩餘ある戸數の割合は自作農、自小
作農に多く、又その剩餘額も自作農、自小作農において大で
あるが、之に反し小作農においては不足せる農家の割合は自
小作農と共に自作農に比して遙に大である。而してその不足
額は大部分二百圓乃至百圓未滿であるが、吾々はこれが優良
農家であることを考へねばならぬ。普通一般の農家特に小作

農においてはその不足額及び不足戸数も相當大なるものと推測されるのである。

過不足額	剩餘ある戸數				不足せる戸數			
	自作農	自小作	小作	計	自作農	自小作	小作	計
百圓未満	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
百圓以上	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
二百圓未満	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
二百圓以上	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
三百圓未満	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
三百圓以上	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
四百圓未満	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
四百圓以上	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
五百圓未満	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
五百圓以上	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
六百圓未満	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
六百圓以上	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
七百圓未満	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
七百圓以上	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸

自作農	自小作	小作	三者平均	
			圓	%
農業用負債	圓	%	圓	%
兼業用負債	圓	%	圓	%
家事用負債	圓	%	圓	%
合 計	圓	%	圓	%

即ち調査農家一戸當負債額は三者平均で約四百九十一圓に達してゐる。いま農家の負債に關し農林省農務局の別種の調

七百圓以上	(二)	(五)	(二)	(七)	一	一	一
八百圓以上	(一)	(一)	(一)	(二)	一	一	一
九百圓以上	(一)	(一)	(一)	(二)	一	一	一
千圓未満	(一)	(一)	(一)	(二)	一	一	一
計	(六)	(九)	(七)	(三)	(二)	(一)	(四)

(チ) 農家の負債

農家の収入において不足が生ずる場合にはそれだけ農家の負債となるのであるが、こゝに負債とは借入金、購入品未拂代金、未拂利子、未拂小作料其の他に之に類する金銭と現物負債を謂ふ。

起債目的別負債の調査農家平均一戸當金銭及割合を示せば左の如し。

査によつてみれば、昭和七年七月現在に於ける農家一戸當負債は平均約八百三十七圓にして負債總額は四十七億一千七百萬圓に達する。而して利率別負債額をみるに一割未満のもの最も多く、一割二分未満、一割五分未満これに次ぎ、一割五分以上のもの最も少きが如くである。更に前記農林省農務局「農山漁村經濟事情調査」によつて借入金利子、負債額及借入先をみるに左の如くである。

		有擔保				無擔保			
		普通	最高	最低	普通	最高	最低	普通	最高
信用組合	九〇	九六	九七	九八	九六	一〇三	一〇八	九六	一〇三
普通銀行	九六	一〇〇	一〇二	一〇三	一〇三	一〇六	一〇九	一〇三	一〇六
農工銀行又は北海道拓殖銀行	六六	六五	七二	七三	七三	八八	九三	七三	八八
個人金貸業	二三	一四	一〇二	一〇三	一三	一六	一〇七	一〇三	一〇六
地主	一〇八	一三三	九二	一三三	一三三	一四〇	九四	一三三	一四〇
肥料	二九	一四三	一〇三	一三三	一三三	一四三	一〇五	一三三	一四三
平均	一〇三	一三〇	八七	一〇六	一〇六	一三六	九二	一〇六	一三六
調査件數	戸	所有及經營面積				一戸當負債額			
地主	五七三	所有地				二、九七九			
自作農	六三三	所有地				二、四四一			
自小作農	六二〇	所有地				一、〇三九			
小作農	六四四	小作地				五三三			

(リ) 諸負擔

諸負擔とは貨幣又は物品を以て支拂ひ、又は支拂ふべき負債であつて、租税の外、農會其他産業團體の負擔其他一切の公共的事業の負債を含む。但し間接税(兼業等のため納税したもの)を除く、登録税、不動産所得税、相続税、手数料等に相當するもの、組合出資金の類、及び神社佛閣への献納、喜捨其他任意寄附金の如きは之を含まない。而して之等の負擔は農家の經費として夫々其の屬する經費中に之を包含せしめてゐるものである。

いま農業、兼業、家事用諸負擔を合計せる諸負擔總額をみるに左の如くである。

税	國	自作農 自小作農 小作農 三者平均			
		圓	圓	圓	圓
田租	畑租	八・六六	二・三八	〇・〇三	三・六五
宅地租	其他地租	一・五三	〇・三六	〇・〇三	〇・六三
其他	其他	一・二九	〇・八六	〇・六七	〇・九四
小計	小計	〇・〇三	〇・〇六	〇・〇一	〇・一〇
其他	其他	〇・〇四	—	—	〇・〇四
合計	合計	三・一〇	三・五六	〇・七三	五・四六

道府縣稅				市町村稅				其他負擔				諸負擔總額				農業諸負擔				兼業諸負擔			
地租附加稅	家屋稅	其他	小計	地租附加稅	家屋稅	戶數割	其他	其他產業負擔	團體負擔	其他	小計	諸負擔總額	內譯	農業諸負擔	兼業諸負擔	農業諸負擔	兼業諸負擔	農業諸負擔	兼業諸負擔	農業諸負擔	兼業諸負擔	農業諸負擔	兼業諸負擔
(14.10)	(2.71)	(3.31)	(10.33)	(13.33)	(14.44)	(17.10)	(24.25)	(3.93)	(3.67)	(4.68)	(40.79)	(3.74)	(28.48)	(3.90)	(24.53)	(3.74)	(28.48)	(3.90)	(24.53)	(3.74)	(28.48)	(3.90)	(24.53)
13.37	6.49	1.52	7.23	10.20	4.63	1.26	5.33	4.17	2.17	0.56	2.30	85.84	48.00	21.70	51.85	76.82	35.42	11.70	38.32	4.80	1.61	2.62	(34.80)
3.74	3.00	1.99	2.94	1.98	1.83	1.15	1.65	6.97	6.93	2.93	5.61	100.00	100.00	100.00	100.00	76.82	35.42	11.70	38.32	4.80	1.61	2.62	(34.80)
2.73	2.24	2.37	2.45	1.94	1.73	5.88	1.22	1.95	1.36	4.97	1.32	100.00	100.00	100.00	100.00	1.55	6.30	2.00	7.10	4.80	1.61	2.62	(34.80)
1.94	1.17	5.88	1.22	(13.33)	(14.44)	(17.10)	(24.25)	(3.93)	(3.67)	(4.68)	(40.79)	(3.74)	(28.48)	(3.90)	(24.53)	(3.74)	(28.48)	(3.90)	(24.53)	(3.74)	(28.48)	(3.90)	(24.53)

家事諸負擔

14.33 10.97 7.56 10.23
(1.60) (1.40) (1.10) (1.30)

〔備考〕―括弧内は農業經營費、兼業費、家計費を何れも一〇〇・〇〇とせる各種負擔の割合。

右に依れば諸負擔とは殆んど租稅のことであるから（かく云へばとて租稅外の公課平均約十三圓は、極めて小さい農家の經濟にとつて決して軽い負擔ではあり得ないこと云ふまでもない）、いま租稅についてみるに、課稅主體から云ふと、道府縣並に市町村による道府縣稅及び市町村稅即ち所謂地方稅が重要であり、また稅の種類から云へば、地租關係の租稅及び戸數割、家屋稅が重要であることを知る。即ち地租及び戸數割、家屋稅關係の地方稅が農民の負擔を重からしめてゐるのである。

尙、右の直接稅の外に消費稅（農林省の調査によれば昭和八年度において調査農家平均一戸當十三圓五十七錢の消費稅を負擔してゐる）、關稅等が目には見えぬが農民にかゝつてゐる事實を忘れてはならない。

更に右表より明かなる如く、諸負擔特に租稅負擔は自作農に重く小作農に輕いのであるが、これはその階級的地位の相違に基く當然の結果であつて、小作農にはこの代りに小作料といふ遙かに重い負擔があるのである。

最後に最近五ヶ年間に於ける諸負擔總額の狀況をみれば次

の如くである。

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
	圓	圓	圓	圓
昭和八年度	九三・三六	四九・九五	二二・三六	五四・五三
昭和九年度	九五・七七	五三・五六	二三・三四	五三・九〇
昭和十年度	九一・五五	五三・九六	二四・〇五	五三・三三
昭和十一年度	九二・三二	五九・六二	二五・二三	五九・一九
昭和十二年度	八五・八四	四八・〇〇	二二・七〇	五二・八五

第三節 農業被傭労働者

農業被傭労働者數 農林省農務局「農業労働者に關する調査」によつて大正八年における全國農業被傭労働者數をみるに總數三一萬で、内純労働者は三七萬(一二%)に過ぎず、他はすべて兼業労働者で、その數二七四萬(八八%)に上る。兼業労働者の中には農業經營者又はその家族であつて賃銀を得て農業労働に従事することある者及び農業以外の事業經營者又はその家族であつて賃銀を得て農業労働に従事することあるものが含まれ、前者は二一六萬、後者は五八萬である。即ち我國農業においては固有の意味の農業労働者は極めて尠く、農業における雇傭労働は主として兼業労働者、就中貧農及びその家族によつて擔當されてゐるのである。このことは逆に云へば既に零細農家は本來の農業のみでは生計を維持してゆけなくなつてゐるといふことである。

更に之等農業被傭労働者を雇傭契約の種類から分類すれば、日傭労働者は一八一萬(五八%)、季節傭は九二萬(三〇%)、定傭は三八萬(一二%)となつてゐるが、その大部分は農家の家族である(日傭二三一萬、季節傭五九萬、定傭二四萬)。

男子				女子				幼年者				計				農業労働者總數に對する百分率			
人				人				人				人				%			
日傭				日傭				日傭				日傭				日傭			
兼業労働者				兼業労働者				兼業労働者				兼業労働者				兼業労働者			
純労働者				純労働者				純労働者				純労働者				純労働者			
小計				小計				小計				小計				小計			
一、〇六、九三二				七三、二二七				一四、七九二				一、八八一				二〇二、七二四			
兼業労働者 四〇八、七二九				四〇五、三九九				九、七五〇				八三三、八七八				二六・四			
純労働者 五三、〇二九				四三、三三三				一、五七六				九五、八二八				三・一			
小計 四六〇、七四八				四四七、六三三				二、三三六				九一九、七〇六				二九・五			
兼業労働者 一八、四六三				二一六、一六〇				五、八三二				三二〇、四五四				九・九			
純労働者 四九、五三八				二三、九一四				一、〇三〇				七四、四八二				二・四			
小計 二三八、〇〇一				一四〇、〇七四				六、八六一				三八四、九三六				一二・三			
兼業労働者計 一、四七、二六二				二八、四九二				二、七四四				五、五八				八・〇			
純労働者計 二二、四一八				一四七、一九				四、四八七				三三三、〇二四				一二・〇			
合 計 一、七六、六八〇				一、三三、九三三				三、九七三				一、一七、五八二				一〇〇・〇			
農業被傭労働者總數に對する百分率 五・七				四・三				一・一				一〇〇・〇				一			
〔備考〕一、本表は町村毎に調査したる地方廳の報告に依る。																			
二、日傭及季節傭については大正八年の一年間の狀況に依り、																			
定傭については大正九年十月一日の狀況に依る。																			

三、表中、兼業労働者とは純労働者に非ざる（一）農業経営者にして賃銀を得て農業労働に従事することあるもの、（二）農業経営者の家族にして賃銀を得て農業労働に従事することあるもの、（三）農業以外の事業経営者の家族にして賃銀を得て農業労働に従事することあるものを包括す。

これ等農業被傭労働者は比較的大規模な経営に雇傭されるのであるが、農作においては既にみた如く一般的に云つて零細耕作で自家勞力が殆んど凡てを占めてをり雇傭勞力は極めて尠い。而かも僅少な雇傭勞力の大部分は農家の家族によつて補充されてゐる。これに反し畜産においては雇傭勞力は可成りの程度に上りその内容も固有の農業労働者であるやうである。この點について昭和五年國勢調査の産業（小分類）別、職業（小分類）別農業有業者數を自家勞務者、家族外勞務者別（百分比）にみるに次の如くである。

農	耕	自家勞務者		家族外勞務者	
		勞務者	職員	作男其他農業非農業的勞務者	計
小	計	九六・八九	〇〇・二	一・九七	一・二三
農	作	九七・三五	〇〇・二	一・九五	一・〇七
自	作	九五・〇八	〇〇・三	三・四五	一・九〇
自	小作	九八・四六	〇〇・〇	一・二二	〇・四五
小	作	九八・七四	〇〇・〇	〇・七五	〇・六八
園	藝	八五・一六	〇〇・七	五・四一	九・九七

畜	産	畜		産	
		養	計	養	計
小	計	六九・九〇	〇〇・九一	一九・〇一	一一・二六
養	畜	五三・四二	二・二六	〇〇・〇四	四二・四一
推	乳	四四・三六	〇・八八	—	二四・〇二
養	禽養蜂	九一・七六	〇・四六	—	七・六二
小	計	九〇・五〇	一・〇六	〇・四八	〇・一四
養	蠶	九一・五七	〇・六〇	〇・〇四	〇・〇〇
蠶	種製造	七〇・二〇	九・〇七	〇・六二	二・四五

なほ右の中農作について自家勞力と雇傭勞力との割合の推移をみるに、帝國農會「農業經營調査」によれば「中經營」（耕地面積約三町）、「小經營」（約一町六反）ともに昭和元年以降同十年迄自家勞力の割合は漸増してゐる。即ち「中經營」は昭和三年の七一・五％から同十年の八一・六％に、「小經營」は同じく八三・八％から九〇・二％に増大してゐる。かくして我國農業においては零細農民並にその家族による農業雇傭勞力は、家族労働集約化のために相對的に減少しつつあるのであつて、この意味において、農村における潜在的過剰人口は益々潜在的過剰人口を生産しつつあると云はなければならぬ。

農業被傭労働賃銀 農業被傭労働者の賃銀は次の如くであつて、これを工業労働者の賃銀と比すれば幾分低位にある。更に農作傭賃銀は養蠶傭賃銀に比し稍々低い。最近における趨勢としては、昭和五年農業恐慌以來いづれも著しく低落の

傾向にあつたが、昭和八年以降稍々上騰に轉じ、本年は特にその騰貴率が大である。これは支那事變による應召及び都市軍需産業への流出が主として農業被傭労働を必要とする零細農民によつて賄はれてゐることを語るものであると共に、事變下において實際に所謂「勞力不足」が存在することを示すものであらう。

(一) 農業傭賃銀 (農林省、農作傭賃銀統計表)

年傭	日傭	季節傭	昭和									
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
〇・五七	〇・四二	一・二五	〇・八七	一・二四	〇・八七	一・二四	〇・八七	一・二四	〇・八七	一・二四	〇・八七	一・二四
〇・四七	〇・三三	〇・九五	〇・六四	〇・八六	〇・六四	〇・八六	〇・六四	〇・八六	〇・六四	〇・八六	〇・六四	〇・八六
〇・四七	〇・三三	〇・八九	〇・五七	〇・七九	〇・五七	〇・七九	〇・五七	〇・七九	〇・五七	〇・七九	〇・五七	〇・七九
〇・四八	〇・三三	〇・九五	〇・六五	〇・八五	〇・六五	〇・八五	〇・六五	〇・八五	〇・六五	〇・八五	〇・六五	〇・八五
〇・六〇	〇・四二	一・二四	〇・七九	一・〇〇	〇・七九	一・〇〇	〇・七九	一・〇〇	〇・七九	一・〇〇	〇・七九	一・〇〇
〇・六六	〇・四八	一・二八	一・〇二	一・三三	一・〇二	一・三三	一・〇二	一・三三	一・〇二	一・三三	一・〇二	一・三三
〇・七六	〇・四八	一・二八	一・〇二	一・三三	一・〇二	一・三三	一・〇二	一・三三	一・〇二	一・三三	一・〇二	一・三三
〇・八三	〇・六二	一・八九	一・二九	一・六五	一・二九	一・六五	一・二九	一・六五	一・二九	一・六五	一・二九	一・六五

(二) 養蠶傭賃銀 (農林省、製絲職工及養蠶傭賃銀統計表)

年傭	日傭	季節傭	昭和									
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
〇・七三	〇・五二	一・〇五	〇・八四	〇・七三	〇・五二	一・〇五	〇・八四	〇・七三	〇・五二	一・〇五	〇・八四	〇・七三
〇・九五	〇・六八	〇・八九	〇・六七	〇・九五	〇・六八	〇・八九	〇・六七	〇・九五	〇・六八	〇・八九	〇・六七	〇・九五
〇・五八	〇・四二	〇・八六	〇・六五	〇・五八	〇・四二	〇・八六	〇・六五	〇・五八	〇・四二	〇・八六	〇・六五	〇・五八
〇・六二	〇・四四	〇・九五	〇・七四	〇・六二	〇・四四	〇・九五	〇・七四	〇・六二	〇・四四	〇・九五	〇・七四	〇・六二
〇・六七	〇・五一	〇・九六	〇・八一	〇・六七	〇・五一	〇・九六	〇・八一	〇・六七	〇・五一	〇・九六	〇・八一	〇・六七

日傭	男	女
一・〇九	〇・九三	〇・八九
〇・八五	〇・七三	〇・六九
〇・七五	〇・六四	〇・八四

第二章 林業労働者状態

林業労働者については、極く最近の資料たる農林省第十次「山林要覽」に依つてみるより致方ないが、同調査は昭和十二年度の數字であるから昨今の趨勢については右の數字より推測するの外はない。

先づ林業労働者の賃銀についてみるに左の如くである。

土	造	製	柚
木	林	炭	
夫	夫	夫	夫
一・三三	〇・〇六	〇・一三	一・五七
〇・九五	〇・八八	〇・九〇	一・三五

〔備考〕昭和十二年度男一人一日府縣平均賃銀。(但し民有林は昭和十年調、國有林は昭和十二年度使用労働者の總延人員を以て總支拂賃銀額を除し算出したる平均賃銀を以てし、民有林は道府縣の調査に係る普通賃銀を掲ぐ。但し府縣の平均は上記の平均賃銀を算術平均したるものとす。

なほ昭和六年以降の林業労働賃銀の趨勢をみるに左の如くである。

	國有林	公有林野官行造林
同 七 年	六	六
同 八 年	三	三
同 九 年	三	六
同 十 年	七	七
同 十 一 年	七	三
同 十 二 年	六	九

〔備考〕―右は男女平均指數、大正八、九、十年の三ヶ年平均を一〇〇とす。

即ち右の如く林業労働者にあつても勞賃の一般的上昇の傾向がみられるのであるが、併し乍ら之を工、鑛労働者の賃銀額と比較するときは未だ遙かに懸隔がある。

第三章 漁 民 状 態

漁業労働者の生活状態については未だ全国的な調査がないやうである。前々年度本年鑑には明石市水産會「漁家經濟基本調査」を紹介したが、本年度は適當な資料が見當らないから之を割愛することとした。

第一部 (勞働者狀態) 統計表

第一表 勞働人口

(其一) 國勢調査に依る職業別人口 (有業者) (昭和五年十月一日)

業	總數 (有業者)	總數			使用人		各業總數一〇〇中	
		總數	雇主	單獨	男	女	雇主	單獨使用人
總業	二九、六九、六四〇	六、二四九、九四四	三、三九五、八四五	二〇、〇七三、八五一	一〇、六六六、一〇九	九、三九七、七四三	二〇・七	一一・五 六七・八
農	一四、一四〇、一〇七	四、二七二、一六六	七九、三三四	九、一三三、六二七	三、一七三、二八三	五、九六〇、三三四	三〇・二	五・二 六四・六
農耕に從事する者	一三、五四八、四九二	四、一七六、七三一	六七三、一〇四	八、六九一、六六六	三、〇一七、九四五	五、六八一、七一一	三〇・八	五・〇 六四・二
畜産に從事する者	六〇、六三〇	一三、二五一	一二、六九四	三四、六八五	三三、四六二	一二、二三三	二二・九	二〇・九 五七・二
蠶業に從事する者	三五四、六四四	五三、四五五	一三、一二三	二八八、〇六六	五二、〇九〇	二三六、九六六	一五・一	三・七 八一・二
林業に從事する者	一七五、三四二	三三、七三九	三〇、四三三	一一、二一〇	八一、八〇六	二九、四〇四	一九・二	一七・四 六三・四
水産	五四六、六三四	一一五、八二〇	一一六、四三六	三三四、三七八	二七一、二五八	四三、一一〇	二二・二	二二・三 五七・五
漁業に從事する者	五四六、六三四	一一五、八二〇	一一六、四三六	三三四、三七八	二七一、二五八	四三、一一〇	二二・二	二二・三 五七・五
鑛業	二五、二二〇	四、四八〇	五、三二〇	二四、一四〇	二二〇、四九六	四〇、九三四	一・八	二・一 九六・一
採炭に從事する者	一八二、五五八	四三五	一一九	一八二、〇〇四	一四六、五八四	三五、四二〇	〇・二	〇・一 九九・七
採鑛に從事する者	三一、八七三	六二七	六〇八	三〇、六四八	二七、二〇六	三、四四二	一・九	一・九 九六・二
石油鑛業に從事する者	二、八四五	三三	一四	二、七九九	二、七二四	七五	一・一	〇・五 九八・四
土石採取に從事する者	三三、九四四	三、三九六	四、五六九	二五、九七九	二三、九八二	一、九九七	一〇・〇	一三・五 七六・五
工業	五、六九、五六一	六八六、六四四	九七五、二五六	四、〇三七、六八〇	二、八〇八、九八五	一、二三八、六九六	三三・一	二七・一 七〇・八
窯業、土石加工に從事する者	一六九、四一四	二一、八五四	九、七二五	一三七、八四五	一一〇、五三四	二七、三二一	一二・九	五・七 八一・四
金屬工業、機械器具製造、造船	七〇五、三九五	七四、一三四	七八、七八〇	五五二、四八一	五三三、七六二	一八、七一九	一〇・五	一一・二 七八・五
運搬用具製造に從事する者								

精巧工業に従事する者	五七、九二二	五、九七一	一一、一〇二	四〇、八四八	三八、五五〇	二、二九八	一〇・三	一九・二	七〇・五
化学製品の製造に従事する者	一二七、五三七	一一、五五〇	七、五〇一	一〇八、四八六	八四、〇八五	二四、四〇一	九・〇	五・九	八五・一
紡織工業に従事する者	一、三六一、一五三	九四、〇六一	九六、〇六一	一、一七一、〇七六	三〇九、二〇八	八六一、八六八	六・九	七・一	八六・〇
被服、身製品製造に従事する者	四九七、六九五	七一、三四七	一五九、二二五	二六七、一三二	一七五、六九五	九一、四三八	一四・三	三二・〇	五三・七
紙工業印刷に従事する者	二六五、二六三	三四、九八一	三三、三七七	一九八、三五五	一六三、六四七	三四、七〇八	一三・〇	一二・二	七四・八
皮革、骨、羽毛品類製造に従事する者	三三、一九九	四、六〇一	五、五三七	二二、九八一	一八、九六一	四、〇二〇	一三・九	一六・七	六九・四
木竹草蓼類に関する製造に従事する者	七〇三、三三五	一一二、六二六	二〇三、四〇六	三八七、三〇三	三四七、〇八六	四〇、二二七	一六・〇	二八・九	五五・一
製鹽に従事する者	二一、八四六	二、二二二	九六	一九、五四〇	一五、九五四	三、五八六	一〇・一	〇・五	八九・四
飲食料品嗜好品製造に従事する者	四四六、八〇三	一〇七、〇三〇	四〇、五九二	二九九、一八一	二〇七、五二四	九一、六五七	二三・九	九・一	六七・〇
土木建築に従事する者	一、〇〇〇、〇七八	一三四、三七三	三〇九、七三三	五五五、九八二	五五二、六七四	三、三〇八	一三・四	三一・〇	五五・六
瓦斯、電氣、水道業に従事する者	一二八、六三四	—	一、七六八	一二六、八五六	一二六、七八	一三八	—	一・四	九八・六
その他の工業的職業	一八一、四〇六	一一、三五九	一九、四三三	一四九、六二四	一二四、五八七	二五、〇二七	六・八	一〇・七	八二・五
商業的職業	四、四七八、〇九八	九五、〇五六	一一、二四三、四八六	二、二八二、五五六	一一、二九九、八三一	九八二、七三五	二二・三	二七・七	五二・〇
金融、保険に従事する者	三、二五五、二二五	六九七、四七四	一、一〇三、六七六	一、四五五、〇六五	一、〇三六、七五四	四一八、三二九	二二・四	三三・九	四四・七
接客業に従事する者	六二、八四三	四、八一〇	一一、八三四	四四、一九九	四三、〇〇四	二、一九五	七・八	二〇・七	七一・五
交通業	一、一六一、〇四〇	二五〇、七七二	一二六、九七六	七八三、二九二	三三一、〇七三	五六二、二二九	二二・六	一〇・九	六七・五
運輸に従事する者	一、一〇七、五七四	六〇、九五八	三二、三四八	九五、二六八	八四八、〇三〇	七七、二四八	五・五	一一・〇	八三・五
通信に従事する者	九三五、九三三	六〇、九五八	一二一、三四八	七五三、六二六	七二四、一五七	二九、四五九	六・五	一三・〇	八〇・五
公務、自由業	一七一、六五二	—	—	一七一、六五二	一三三、八六三	四七、七八九	—	—	一〇〇・〇
官吏、公吏、雇傭員	二、〇四四、一五二	四八、九三八	一七三、九七六	一、八三三、二三七	一、五三三、〇五一	二八九、一八六	二・四	八・五	八九・一
	四三六、二九三	—	—	四三六、二九三	四二〇、〇〇五	一六、二八八	—	—	一〇〇・〇

陸海軍現役軍人	二四三、七九六	—	二四三、七九六	二四三、七九六	—	—	100.0
法務に従事する者	七、四九三	二、五三九	三、四七四	一、四八九	—	三三・七	四六・四
教育に従事する者	三三七、一九三	一九六	六九九	三三六、二九七	二三四、六二三	一〇一、六七四	〇・一
宗教家	一五一、二四八	三八五	七、二八一	一四三、五八二	一二一、七九四	二二、七八八	〇・三
醫療に従事する者	二六六、六三七	三七、八九六	九三、七〇七	一三六、〇三四	三七、三三九	九八、七〇五	一四・二
書記的職業	四三九、四一八	九	七二	四三九、三三七	三九、三三三	四〇、〇〇四	〇・〇
記者、著述家、藝術家、遊藝家	一一四、七七三	五、二〇七	四五、二六九	六四、二九七	五四、三〇九	九、九八八	四・五
其の他の自由業	五八、三〇三	二、七二六	二四、四七四	三三、一二二	三〇、三七三	七三九	四・六
家事使用人	七六、三三九	—	—	七六、三三九	八四、二〇三	六九七、二六	—
家事使用人	七六、三三九	—	—	七六、三三九	八四、二〇三	六九七、二六	—
其の他の有業者	五七〇、九六六	二、八八二	三三、七一九	五三六、三五五	四七、九八二	七六、三三三	〇・五

(其二) 大正九年及昭和五年國勢調査産業別人口比較 (内閣統計局調)

産業	昭和五年人口	昭和五年産業分類に依り組替へたる大正九年人口		有業者一萬中		大正九年人口		大正九年に比し増減(△)	
		昭和五年人口	昭和五年産業分類に依り組替へたる大正九年人口	昭和五年人口	大正九年人口	昭和五年人口	大正九年人口	増減(△)	割合 %
總數	六四、四三〇、〇〇五	五五、九六三、〇三三	—	—	—	八、四六六、九五三	—	—	一五
有業者(1-9)	二九、六二九、六四〇	二七、二六〇、七八四	10,000	10,000	—	二、三五八、八五六	—	—	八七
1農	二四、三三三、〇三五	二四、二八六、五九二	四、七七一	五、二四二	△	一五、五六七	△	—	一一
農	一三、五〇三、九二五	一三、六八八、三六九	四、五五九	五、〇二二	△	一八四、四五四	△	—	一三
畜産	六二、七九一	四三、五八一	二	一六	△	一九、二〇〇	—	—	四四
蠶業	三四九、〇七二	三四八、八六九	二八	一三八	—	二〇三	—	—	一
其の他の農業	二八、一七九	二六、七八	一〇	一〇	—	一、四六一	—	—	五五
林業	一八七、〇六八	一七九、〇五五	六三	六六	—	八、〇二三	—	—	四五

日本労働年鑑

2 水産業	3 鑛業	4 工業	5 商業
漁業	採鑛業	窯業、土石加工業 金屬工業 機械器具製造裝置業 造船業、運搬用具製造業 精巧工業 化學工業 紡織工業 被服、身裝品製造業 紙工業、印刷業 皮革骨羽毛品類製造業 木竹草蔓類に關する製造業 製鹽業 飲食物料製造業 土木建築に關する業 瓦斯、電氣、水道業 其の他の工業	其の他の商業
五八八、四三六	三三五、四七六	五、八七五、九九一	四、九〇五、六五五
五三六、六〇四	四四七、七二七	五、一三八、七五八	三、六六一、六四九
一九二	一〇七	一、九八四	一、六五八
一九七	一六四	一、八八五	一、四四一
三一、八三三	三三、二四一	七三七、三三三	一、四四一、〇〇六
一九五	二九五	七九	一、四四一、〇〇六
三三〇	三三〇	二〇	二〇
一九〇	一九〇	二五	二五
一九七	一九七	一九七	一九七
五四	五四	五四	五四
三〇八	三〇八	三〇八	三〇八
二九四	二九四	二九四	二九四
二五二	二五二	二五二	二五二
二二	二二	二二	二二
五二	五二	五二	五二
五六七	五六七	五六七	五六七
二六九	二六九	二六九	二六九
四七六	四七六	四七六	四七六
四六四	四六四	四六四	四六四
三四〇	三四〇	三四〇	三四〇

商 品 販 賣 業	三、二九六、一四七	二、四二三、八九五	一、一二三	八八九	八七二、二五二	三六〇
媒 介 周 旋 業	一六八、〇一〇	二〇九、三三三	五七	七七	四一、三二二	一九七
金 融、保 險 業	一八三、六二〇	一三三、〇五一	六二	四八	五二、九六九	三九一
物 品 賃 貸 業、預 り 業	二二、九二二	一九、七五四	七	七	二、一五八	一〇九
娛 樂 興 行 に 關 する 業	八二、二八九	二九、六一六	二八	一一	五二、六七三	一、七七九
接 客 業	一、一四三、三七八	八三六、三三〇	三八六	三〇七	三〇六、〇四八	三六六
其 他 の 商 業	一一、二九九	一〇、六八一	四	四	六二八	五八
6 交 通 業	九四五、一二六	九五二、八六三	三二九	三〇九	六、七四七	七
交 通 業	九四五、一二六	九五二、八六三	三二九	三〇九	六、七四七	七
7 公 務 自 由 業	二、〇〇五、一九二	一、五二六、七六五	六七七	五五六	四八八、四三七	三三二
公 務	一、〇〇一、〇八七	七九三、二六九	三三八	二九一	二〇七、八二八	二六二
法 務	一四、二三三	七、二九五	五	三	六、九三七	九五二
教 育	三八八、五二五	二五七、七四九	一三二	九五	一三〇、七六六	五〇七
宗 教	一六〇、七六六	一四一、六三三	五四	五二	一九、一三三	一三五
醫 療	二五二、〇九二	一八二、四一五	八五	六七	六八、六七六	三七六
著 述、藝 術 遊 藝	六〇、七六五	七六、六四四	二二	二八	一五、八七九	二〇七
其 他 の 自 由 業	一二八、七三六	五七、七六〇	四三	二二	七〇、九七六	一、三三九
8 家 事	八〇三、一六七	六三二、〇七一	二七一	二四三	一四〇、〇九五	二二三
家 事	八〇三、一六七	六三二、〇七一	二七一	二四三	一四〇、〇九五	二二
9 其 他 の 産 業	七〇、五八二	五八、七六四	二四	三三	一一、八二八	一〇一
其 他 の 産 業	七〇、五八二	五八、七六四	二四	三三	一一、八二八	一〇一
10 無 業	三三、八三〇、三六五	二八、七〇二、二六九	一	一	六、二八、〇九六	二四
無 業	三三、八三〇、三六五	二八、七〇二、二六九	一	一	六、二八、〇九六	二四

(其三) 全國產業別勞働者數 (昭和十四年十二月末現在、厚生省勞働局調)

		工業		鑛業	
		男	女	男	女
		計		計	
北海道		四八、二二四	一四、一七六	六五、二八九	五、二七八
青森		八、一三三	二、八五七	二、六三〇	七二四
岩手		一八、五四五	五、七五八	一五、四七六	一、七六〇
宮城		八、二四四	五、五二一	五、三九六	六五九
秋田		一一、九九一	二、七四〇	一四、四二七	一、五七四
山形		九、七〇七	一五、二九〇	五、一六八	一、〇〇八
福島		一五、八七八	一六、九六八	二一、四二七	三、七七二
茨城		二九、三二九	一一、一九九	七、九九三	一、二六七
栃木		一三、五二九	一四、三九八	六、三一五	四三七
群馬		四一、八九〇	四二、〇三〇	三、二五二	三一
埼玉		六〇、六〇六	三一、九一九	一、四八〇	九二
千葉		二〇、〇一一	六、二六七	三三	一六
東京		六二四、五三二	二〇一、〇五〇	三四七	—
神奈川		二〇二、八三五	四五、〇三六	四九一	三四
新潟		四〇、三五三	三三、三七二	六、二三八	一、二五八
富山		二八、〇三五	二四、三二六	一九一	二〇
石川		一六、六二八	二九、五三四	二、二二〇	二四四
福井		一五、四五〇	四二、二二四	一、五九五	一一〇
山梨		六、二九一	一五、九七一	八〇〇	一〇七
長野		一九、九二七	五二、七五八	一、二〇三	一一五

第一部統計表

岐	靜	愛	三	滋	京	大	兵	奈	和	鳥	鳥	岡	廣	山	德	香	愛	高	福	佐	長	熊	大
阜	岡	知	重	賀	都	阪	庫	良	山	取	根	山	島	口	島	川	媛	知	岡	賀	崎	本	分
三、四七三	六二、一六	二七五、五七四	三三、九六一	二〇、一八八	七三、二五四	五八四、三三一	二二三、七〇一	八、三四三	一九、一〇七	三、八〇三	九、六六〇	三二、三〇二	一二六、八三七	四二、九三四	七、六六三	一四、二七六	二五、一七三	一〇、一〇八	二〇〇、九二一	八、三六二	六五、一四〇	一三、五〇八	一一、二五四
四二、五〇四	五三、三七七	一六九、二七五	二七、五二〇	一九、九三二	四六、四六九	一六九、五二二	六七、六五九	九、二二八	二〇、九八四	六、〇九四	八、四三三	三一、五三四	三四、九二九	一一、八五八	八、五二八	九、四七九	二七、一四〇	八、六五一	三七、〇七〇	五、七五四	九、二七八	一一、四四八	七、六五七
七三、九七七	一一五、五〇三	四四四、八四九	五〇、四七一	四〇、一九九	一一九、七二三	七五三、八四三	二九一、三六〇	一七、五六〇	四〇、〇九一	九、八九六	一八、〇九二	六二、八三六	一六一、七六六	五四、七九二	一六、一八一	二三、七五五	五三、三二二	一八、七五九	二三七、九九一	一四、一六	七四、四二八	二四、九五六	一八、九二一
一、四五〇	三、四九八	一、五五〇	二、四三三	四六三	一、二七二	一九九	六、〇三五	六六〇	一、七三八	八六三	一、〇三二	四、九三〇	一、一二八	二二、五三九	一、九八三	一、七三五	七、〇一九	一、七七九	一四四、一四四	一二、三二三	七九、〇七二	一一、五四三	五、四七一
一七二	六七	三七	一八七	三七	九九	一三	六六	一一〇	三〇四	一六七	一八七	四六七	一四五	三、二四〇	二三七	一五	八二八	三四一	一五、八二一	一、五九八	四、〇八八	三七九	八九六
一、六二三	四、一五	一、八六七	二、六二〇	五〇〇	一、三七一	二二	六、六五一	七七〇	二、〇四二	一、〇三〇	一、二二九	五、三九七	一、二七三	二五、七七九	二、二二〇	一、七五〇	七、八四七	二、一二〇	一五九、九五五	一三、九二一	八三、一六〇	一一、九三三	六、三六七

宮崎
鹿兒島
沖繩
計

一八、二五
一〇、八五六
三、一〇六
三、二六四、〇九一

二九、三〇二
二六、九六九
五、四〇九
四、六五〇、三三九

四七三
一、〇九〇
二〇六
五、五六六

運輸、交通、通信業

土木建築業

瓦斯、電氣、水道業

北海道
青森
岩手
宮城
秋田
山形
福島
茨城
栃木
群馬
埼玉
千葉
東京
神奈川
新潟
富山
石川

男 二二、八二三
女 三、三八九
計 二七、二二二
男 五、六三九
女 九八九
計 六六二八
男 三、九一六
女 三八二
計 四、二九八
男 五、六四五
女 六七九
計 六、三三四
男 三、九〇四
女 五四二
計 四、四四六
男 三、七五七
女 四〇七
計 四、一六四
男 六、三一九
女 八五四
計 七、一七三
男 五、三三八
女 六三三
計 五、九七一
男 四、六〇九
女 四九二
計 五、一〇一
男 六、一八五
女 七四三
計 六、九二八
男 六、三八八
女 七八七
計 七、一七五
男 七、五二五
女 一、〇八一
計 八、六〇六
男 七〇、一〇三
女 一一、三九一
計 八一、四九四
男 一八、九〇六
女 三、七七七
計 二二、六八三
男 八、九五二
女 一、二六六
計 一〇、二二八
男 三、九六八
女 七二一
計 四、六八九
男 三、四〇二
女 四四〇
計 三、八四二

男 三、一〇一
女 二、六五三
計 三、七五三
男 三、九〇九
女 七三
計 三、九八一
男 一一、九五四
女 七三〇
計 一二、六七四
男 四、四六二
女 二九〇
計 四、七五二
男 五、八九一
女 九一四
計 六、八〇五
男 四、二〇八
女 二九七
計 四、五〇五
男 五、五四四
女 五五四
計 六、〇六八
男 五、五六一
女 四四一
計 六、〇〇二
男 二、三一一
女 一八七
計 二、四九八
男 五、三五八
女 三二六
計 五、六八四
男 二、八四六
女 一二七
計 二、九七三
男 二、五六三
女 二二四
計 二、七七七
男 二四、三七六
女 五三三
計 二四、八九九
男 一九、五六四
女 四五六
計 二〇、〇二〇
男 八、一三五
女 六三八
計 八、七七三
男 四、九八五
女 二八四
計 五、二六九
男 三、六四九
女 四九八
計 四、一四七

男 二三四四
女 二六二
計 二、五〇五
男 三九〇
女 一
計 三九〇
男 三五四
女 一九
計 三七三
男 二二三
女 七
計 二四〇
男 一、〇三六
女 一三六
計 一、一七二
男 四四二
女 一
計 四四三
男 五四六
女 一八
計 五六四
男 四九九
女 一七
計 四七六
男 六九二
女 三三
計 七二五
男 八一九
女 一三
計 八三三
男 九五六
女 三五
計 九九一
男 七〇〇
女 九
計 七〇九
男 一一、二九五
女 三五五
計 一二、六五〇
男 三、一四一
女 二三元
計 三、三八〇
男 一、四六六
女 九六
計 一、五六二
男 六四六
女 一
計 六四六
男 五八七
女 八
計 五九五

福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀
三、〇九七	二、五六二	七、四八七	五、五五八	一〇、八九二	二、五四六	六、九五二	三、一三三	一三、〇八〇	五五、六九八	二、一九七	二、〇四三	三、七四五	二、三二四	三、八七五	七、四七四	一〇、〇六五	五、三三七	三、〇六九	二、六〇九	四、六二八	四、九〇二	一五、九〇七	三、二六六
一六〇	二八五	七二一	六〇七	一、九三三	二、五八六	八三三	三九八	九七八	七、六八九	三、二六三	四八六	七〇六	三三三	三三七	六四七	一、三七四	七五七	九六四	二八一	三八九	五二八	三、三三〇	四九五
三、二五七	二、八四七	八、二〇八	六、一六五	二、八二五	二四、一三二	七、七八五	三、五三〇	一四、〇五八	六三、三八七	二五、一八〇	二、五二九	四、四五二	二、六四六	四、二〇二	八、二二一	一一、四三九	六、〇八四	四、〇三三	二、八八八	五、〇一七	五、四三〇	一九、二二七	三、七六一
五、七二三	八、二七二	一一、一六八	四、九九一	一一、一二八	一〇、七三一	八、五七二	一、九九九	八、四五二	二八、五六九	一九、九九六	二、九〇六	二、八二三	二、三四四	二、八二九	五、五二八	五、五七八	八、七五五	二、四五〇	二、五五五	六、六九七	二、五二四	八、八三三	一、〇八八
一〇九	一八七	一六七	三三三	三九四	一八六	三二〇	一〇	二八八	三七〇	二三四	六一	二一七	一九二	四六六	七八五	三六七	一、二八二	二二五	八一	三九四	三二四	一、五六四	一七七
五、八二三	八、四五九	一一、三三五	五、三三四	一一、五三二	一〇、九一七	八、八八二	二、〇〇九	八、七三九	二八、九三九	二〇、二二〇	二、九六七	二、九三九	二、五三五	三、二九五	六、三二三	五、九四五	一〇、〇三七	二、六六五	二、六三六	七、〇九一	二、八二八	一〇、三九七	一、二六五
八八三	三五〇	二、〇九〇	九五四	一、六二八	三、二二三	七九五	四五〇	一、八五九	一二、二五一	三、九四一	六九三	六二九	二六四	三七七	六六〇	一、二三四	六八九	七二七	三五〇	七五〇	五〇四	二、八八九	三三一
一二	一	一四	二三八	七九	五八	三〇	一	一〇六	八三五	一八九	三六	八	一二	一五	二九二	一九	三	六	四	三五	二八四	二八四	三
八九五	三五一	二、一〇四	一、一九二	一、七〇七	三、二八一	八二五	四五〇	一、九六五	一三、〇八六	四、一三〇	七二九	二七二	三八九	六七五	一、五二六	七〇八	七三〇	三五六	七五四	五三九	三、一七三	三、一七三	三三四

長崎	熊本	大分	宮崎	鹿兒島	沖繩
三、七二二	四、九三五	四、九六七	四、八〇九	九、一三三	一、四三六
六九八	八一五	四八〇	五七〇	九四三	一八五
四、四一〇	五、七五〇	五、四四七	五、三七九	一〇、〇七五	一、六二一
八、六四五	三、四四六	二、九三三	八、六九三	四、六〇八	九七〇
二、五八二	五三四	四四六	一、三七六	七四〇	一七九
一一、二三七	三、九八〇	三、三七九	一〇、〇六九	五、三四八	一、一四九
七〇五	一、三八二	五三六	八三一	一、二九二	一三三
七五	二一	二六	八二	一二五	一四
七八〇	一、四〇三	五六二	九二三	一、四一七	一四七
計					
四三八、五一三	六二、三二三	五〇〇、八二六	三五〇、二〇一	二三、六〇二	三七三、八〇三
六九、五〇六	三、七九〇	七三、二九六			

第二表 工場勞働者數

(其一) 職工數累年表

(1) 常時五人以上使用工場 (工場統計表に據る)

總計		紡織工業		金屬工業		機械器具工業			
男	女	男	女	男	女	男	女		
昭和十三年末	同十三年末	同十二年末	同十年末	同九年末	同八年末	同七年末	同六年末	同五年末	同四年末
一、九九七、八〇七	一、七二七、〇三二	一、四五八、三九八	一、二八七、五七五	一、二五一、二八〇	一、〇五七、七八一	九三一、一五二	九三、〇三五	八五八、八九二	九六〇、三四二
一、二二七、六二四	一、二〇九、四八〇	一、一三四、二八九	一、〇八一、七〇二	一、〇三六、五四六	九五二、四三二	九〇五、九〇六	九〇六、七二四	九二一、八四五	一、一三四、八九八
三、二二五、四二二	二、九三六、五二二	二、五九二、六八七	二、三六九、二七七	二、二八七、八二六	二、〇二〇、二〇三	一、八三七、〇五八	一、七六五、七〇六	一、八〇四、八八一	二、〇九五、二四〇
一八三、三五五	二〇一、三五五	二〇三、六六九	一九三、八六六	一八五、三六一	一七一、〇四八	一六一、七九四	一五八、七四二	一六三、七三九	一八三、六七五
七九三、五九八	八三一、一五五	八四二、二四八	八二二、八三七	七八五、三三三	七三七、四七三	七二〇、三九一	七四〇、八三〇	七四〇、九四四	八一五、〇二〇
九七六、九五三	一、〇三三、五一〇	一、〇三七、九一七	一、〇〇六、七〇三	九七〇、六九三	九〇八、五二一	八八二、一八五	八九九、五七一	九〇四、六八三	九九八、六九五
三四六、九二八	二八六、五五一	二二七、九二〇	二〇一、五九五	一七二、二〇一	一三一、二三三	一〇五、四三二	九四、六三四	九四、六〇四	一〇二、二〇一
三〇、四七〇	二三、九三九	一八、九三八	一六、〇一七	一三、二六八	一〇、三九五	七、九七一	六、七二二	六、九二六	八、一三五
三七七、三九八	三一〇、四九〇	二四六、八五八	二二七、六二二	一八五、四六九	一四一、六二八	一二三、三九三	一〇一、三四六	一〇一、五三〇	一〇一、三三六
七七二、五四二	五四七、二七六	四一七、五六二	三三五、〇六一	三七七、四六六	二八九、六三〇	二三五、二九七	二〇二、四一九	二二三、六七九	二四八、二三七
八七、八九〇	五四、四〇八	三九、四〇一	三三、二〇二	二八、二四二	二二、三七四	一六、二五四	一一、七〇六	一二、六二九	一三、一五〇
八六〇、四三一	六〇一、六八四	四五六、九六三	三六七、二六三	四〇五、七〇八	三二一、〇〇四	二五一、五五一	二二四、二二五	二三五、三〇八	二六、三八七

窯業			化學工業			製材及木製品工業			印刷製本工業			食料品工業			瓦斯及電氣業			その他の工業		
計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男
八二、一六四	二四、一八一	八八、〇三三	三三、二〇五	一〇〇、七一一	二二、四九四	一二三、八二三	一三、九九四	九六、八二九	九、〇四八	六三、五六八	五四、五二〇	一九〇、六九七	五〇、八二八	一三九、八六九	一〇、四五〇	六七	八七、六五七	一〇六、八二七	一九四、四八四	
一一、八五七	二四、八二四	八〇、二三三	三三、七九六	一一〇、八四八	二二、九四八	一〇七、八八九	一一、三〇五	九六、五六四	八、一〇五	六四、六五二	五六、五四七	一八五、五〇八	四五、一四四	一四〇、三六四	九、二三四	五二	八九、一六〇	九九、七〇〇	一八八、八六〇	
一〇一、七〇二	二二、四七〇	七三、七四一	二七三、四八七	九四、三〇五	一七九、一八二	九三、二九三	九、一二三	八四、一七〇	七、二三〇	五八、八三九	五一、六〇九	一六五、三二〇	三六、五九二	一二八、七二八	八、六八六	三五	七六、六五〇	八二、九四七	一五九、五九七	
九二、六九八	一八、九五七	六五、九一一	二二八、六三八	七九、八三五	一四八、八〇三	八五、一〇七	七、八六〇	七七、二四七	七、一六五	六〇、五六九	五三、四〇四	一五八、二二五	三一、六七二	一二六、四五四	八、三五〇	四〇	六九、〇五四	七五、二一八	一四四、一七二	
八二、九六三	一七、〇五二	五九、九一一	一九四、六四二	六八、一二〇	二二六、五三三	七七、五二五	六、九八〇	七〇、五三五	八、二四〇	六一、〇五〇	五二、八一〇	一四七、九三四	二六、七八三	一二一、一五一	九、二三二	七三	七〇、〇九二	八二、四五六	一五二、五四八	
七二、七二四	一三、三三一	五一、三八三	一六五、六八四	五七、九五五	二〇七、七二九	六七、一二四	五、六九八	六一、四一六	七、四〇四	五七、一七二	四九、七六八	一四二、五四四	二四、六七四	一二七、八七〇	九、二四五	六三	六一、四五九	七四、〇五五	一三五、五二四	
六二、三八五	一〇、八一七	四七、五八一	一三七、九四四	四七、八六四	九〇、〇八〇	六二、二四四	四、六七三	五六、五七一	七、一六七	五五、七四五	四八、五七八	一三八、〇四四	二二、一〇四	一二六、九四〇	八、五三九	五八	五六、三六三	六九、六〇七	一二五、九七〇	
五七、〇三八	九、四五七	四七、五八一	一二四、四六六	四三、五五八	八〇、九〇八	五七、二七四	四、五二六	五二、七四八	七、三〇二	五五、一九二	四七、八九〇	一三三、九五二	一九、二八一	一二四、六七〇	八、六二八	一〇五	五〇、七六三	六三、二四七	一二四、〇一〇	
六〇、九八〇	一一、九〇八	五〇、〇七二	一一〇、二三〇	三九、三三六	八〇、九〇四	五八、〇〇三	四、七八三	五三、二二〇	七、八一	五五、四一五	四九、六〇四	一三八、八四五	二〇、四二五	一二八、四二〇	八、五四六	八六	五一、二四八	六八、〇〇七	一一九、二五五	
七〇、二三〇	四一、九七一	五六、四四五	一二六、五二〇	四一、九七一	八四、五四九	五九、二七八	四、九〇一	五四、三七七	八、〇八七	五五、八九〇	四七、八〇三	一七〇、四四七	四一、一五六	一二九、二九一	八、四一九	八四	四四、三四五	一八九、六一九	二三三、九六四	

(2) 工場法適用工場 (工場監督年報に據る)

昭和三年 十月一日	同十二年 十月一日	同十一年 十月一日	同十年 十月一日	同九年 十月一日	同八年 十月一日	同七年 十月一日	同六年 十月一日	同五年 十月一日	同四年 十月一日
三、二二、五三〇	二、八二七、五三二	二、三〇七、〇五〇	二、三三三、九六七	二、〇八〇、三三三	一、八二一、六七〇	一、六六六、五三三	一、六八四、五〇九	一、七二〇、一八九	一、八六六、七〇五

〔備考〕—昭和四年以降施行規則第二七條適用工場の分を含む。

第三表 勞働異動

(其一) 失業狀況 (推定) (厚生省職業部調)

(1) 昭和十四年月別表

一 月	給料生活者			日傭勞働者			其の他勞働者			合 計		
	調査人口	失業者	失業率	調査人口	失業者	失業率	調査人口	失業者	失業率	調査人口	失業者	失業率
	人	人	%	人	人	%	人	人	%	人	人	%
一 月	一、八六七、一五	四七、六五三	二・五	一、七六三、四九二	一〇一、三四一	五・七	四、五三三、五六七	六七、二三四	一・五	八、一七三、一七四	二六、三三七	二・六
二 月	一、八九六、八一	四七、二二六	二・四	一、七八五、〇九七	九九、一七八	五・六	四、五六一、八五四	六五、八六〇	一・四	八、二四三、七六三	二二、二五四	二・六
三 月	一、九〇九、一六九	四四、九〇四	二・四	一、七八二、九四八	九七、八八一	五・五	四、五九一、一五一	六四、一〇三	一・四	八、二九三、二六八	二〇六、八八七	二・五
四 月	一、八九九、四〇二	四二、八七四	二・三	一、七八六、七〇三	一〇九、六四二	六・一	四、五七五、二七七	六四、〇七一	一・四	八、二六一、三八二	二二六、五三二	二・六
五 月	一、九〇四、七二三	三七、八六六	二・〇	一、七八八、九九二	一〇五、一〇二	五・九	四、六二七、六二四	六一、四二六	一・三	八、三二一、三八	二〇四、三九二	二・五
六 月	一、九二三、八七一	三四、八四三	一・八	一、八二三、二三三	九九、二五六	五・五	四、六七七、四二三	五六、六八九	一・二	八、四〇四、四二七	一九〇、七八八	二・二
七 月	一、九一九、一二	三三、四六一	一・七	一、七八一、七三六	九九、一八〇	五・三	四、六八九、六八九	五二、九〇八	一・一	八、四〇〇、五三七	一八二、五四九	二・一
八 月	一、九二二、九三〇	三三、五四七	一・七	一、七四五、四四三	九〇、七九九	五・二	四、六〇一、三三一	四九、三三八	一・〇	八、二九六、六九四	一七二、六八四	二・一
九 月	一、八八一、一五四	三二、三二九	一・六	一、七四四、一七七	八九、五二六	五・〇	四、六六四、七五七	四八、三二四	一・〇	八、三三〇、〇八八	一六九、一五九	二・〇
十 月	一、九一九、四六五	二八、三三三	一・四	一、七四三、一〇四	八三、二五五	四・七	四、七二六、二八二	四三、八九六	〇・九	八、三七八、八五一	一五五、四八四	一・八
十一 月	一、九三六、一四〇	二八、四四九	一・四	一、七五五、三〇九	八〇、〇九二	四・五	四、七三〇、三八四	四一、五二〇	〇・八	八、四二二、八三三	一五〇、〇六一	一・七

(2) 累年比較

	俸給生活者			口傭労働者			其の他の労働者			合		
	調査人口	失業者	失業率	調査人口	失業者	失業率	調査人口	失業者	失業率	調査人口	失業者	失業率
	人	人	%	人	人	%	人	人	%	人	人	%
昭和七年十二月	一、六九二、七四四	八三、六五九	四・九四	一、七八一、七三三	一九六、八二三	一〇・八八	三、七八八、九三三	一八五、九三二	四・五二	七、二六三、三九二	四六三、四〇三	六・三八
同 八年十二月	一、七三〇、九三三	六九、〇〇三	四・〇一	一、七八九、七五六	一八三、三五二	一〇、二四	三、八九九、三七五	二二六、五六七	三・二五	七、四一〇、二四	三七八、九二二	五・一二
同 九年十二月	一、七三八、九三三	六七、五五七	三・八八	一、七八五、三六七	一七六、六四二	九・八九	三、九九三、八二八	二一六、五五一	二・九二	七、五二七、一二	三五〇、七五〇	四・八〇
同 十年十二月	一、七八七、〇二二	六八、一七六	三・八二	一、八二六、〇九八	一六九、六八八	九・三四	四、一七四、八〇	二二三、六〇五	二・七三	七、七七八、〇〇〇	三五一、四六九	四・五三
同 十一年十二月	一、八二八、七三七	六五、五〇一	三・五八	一、八三八、八二七	一五四、九三九	八・四三	四、二五〇、九八〇	二〇二、五二九	二・四一	七、九一八、五三四	三三二、九六九	四・〇八
同 十二年十二月	一、八五八、九八〇	五八、八七〇	三・一七	一、八六四、四四二	二二九、八九八	六・九七	四、二八八、六三四	八一、六五〇	一・九〇	八、〇二二、〇四六	二七〇、四一八	三・三八
同 十三年十二月	一、八五四、九九七	四七、七〇一	二・六〇	一、七四三、〇八六	二〇三、五七七	五・九〇	四、五二二、四八六	六九、七五二	一・五〇	八、一〇〇、五六九	二二一、〇三〇	二・七〇

第四表 家 計 調 査 (内閣統計局調)

(其一) 労働者家計調査 自昭和十三年九月至昭和十四年八月

(1) 収入階級別一世帯一箇月平均實収入内譯

世帯	世帯總數	總數				人			
		未滿	五〇圓	六〇圓	七〇圓	未滿	八〇圓	九〇圓	一〇〇圓以上
世帯總數	一、〇六二	二	三	六	一〇四	一七五	一七九	五三	
世帯人員	總數	四、四三三・七三	三・九五	五三・〇二	二六三・二七	四三三・九三	七四二・四六	二、二四六・八六	
一世帯平均	四・一七	一・九七	四・四二	三八七	四・〇七	二・〇〇	四・一五	四・三〇	

[illegible]

副食物費	嗜好品費	出前、外出先食費	住居費	光熱費	被服費	其の他の諸費	保健衛生費	育兒費	教育費	交通費	通信運搬費	文房具費	負擔費	交際費	修養娛樂費	旅行費	其他費	記入不備
一二・五五	六・四九	二・四七	一二・三七	四・四五	八・一六	二四・四七	六・一三	〇・六六	一・七五	一・一一	〇・三三	〇・一〇	〇・八二	六・六九	三・八六	〇・六九	二・二五	〇・二九
七・〇四	二・五八	一・六〇	七・二五	二・四三	二・五九	六・三四	一・八〇	—	—	〇・六八	〇・二〇	〇・〇三	〇・一三	一・四八	一・二九	〇・五五	〇・一〇	〇・〇八
八・八一	四・〇〇	〇・六〇	八・一七	三・七八	四・四九	九・七三	二・七四	〇・二四	〇・七九	〇・五三	〇・〇九	〇・〇三	〇・三九	二・六七	一・五六	〇・二五	〇・四一	〇・〇三
一〇・三二	四・八九	一・五五	九・八一	四・一四	四・四二	一二・六二	三・六七	〇・四四	〇・六五	〇・六九	〇・二二	〇・〇五	〇・四七	三・〇〇	二・二〇	〇・三〇	〇・七八	〇・二五
一一・〇一	五・〇九	一・八三	一〇・三七	四・二二	五・八四	一六・四六	四・七一	〇・四二	一・〇一	〇・七三	〇・一七	〇・〇八	〇・五八	四・四一	二・五九	〇・五一	一・一三	〇・二三
一一・六五	五・九四	二・三三	一一・三一	四・一〇	六・五四	一八・九四	五・〇四	〇・五一	一・四二	〇・八五	〇・一七	〇・〇八	〇・六三	五・一五	三・一九	〇・四五	一・二七	〇・一八
一二・一五	六・三一	二・二〇	一二・九七	四・五九	七・三八	二二・〇三	六・〇二	〇・四五	一・四〇	〇・九八	〇・二一	〇・一〇	〇・七七	六・二九	三・四三	〇・六五	一・五九	〇・一四
一三・六九	七・二九	二・九〇	一三・七一	四・六三	一〇・〇四	三〇・七二	七・二三	〇・八七	二・三〇	一・四〇	〇・二七	〇・二二	一・〇一	八・三七	四・七五	〇・八八	三・二九	〇・二三

(3) 収入階級別一世帯一箇月平均總收入總支出

總數	五〇圓未滿	六〇圓未滿	七〇圓未滿	八〇圓未滿	九〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓以上
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
一七九・〇一	八九・一〇	一〇九・一五	一二五・三三	一四五・九一	一五六・八〇	一七〇・〇八	二〇五・〇五

第一部統計表

(其二) 俸給生活者家計調査 (自昭和十三年九月至昭和十四年八月)

(1) 収入階級別一世帯一箇月平均實支出内譯

世帯人員 一世帯平均	世帯人員 總數	世帯人員 總數	収入階級別一世帯一箇月平均實支出内譯									
			収入階級別一世帯一箇月平均實支出内譯									
			収入階級別一世帯一箇月平均實支出内譯									
			収入階級別一世帯一箇月平均實支出内譯									
實収入對實支出 不足	勤勞收入對實支出 不足	實支出	収入階級別一世帯一箇月平均實支出内譯									
			總額	全額	勤勞收入	實収入	勤勞收入	實収入	勤勞收入	實収入	勤勞收入	實収入
實収入對實支出 不足	勤勞收入對實支出 不足	實支出	總額	全額	勤勞收入	實収入	勤勞收入	實収入	勤勞收入	實収入	勤勞收入	實収入
			總額	全額	勤勞收入	實収入	勤勞收入	實収入	勤勞收入	實収入	勤勞收入	實収入
177.7	67.2	92.67	110.04	99.38	97.47	0.30	0.98	0.63	100.6	0.28	80.9	22.9
49.1	82.7	63.01	58.10	54.74	53.76	0.30	0.76	0.33	33.6	0.27	22.2	0.47
79.4	38.0	59.40	67.34	63.20	62.88	0.30	0.33	0.33	41.4	0.30	38.0	0.34
95.4	45.8	66.22	75.66	70.70	69.61	0.30	1.06	0.30	49.6	0.50	40.9	0.82
99.6	30.4	75.33	85.28	78.36	77.45	0.25	0.68	0.08	69.3	0.22	53.8	1.42
137.1	54.1	81.45	95.16	86.86	85.63	0.60	0.67	0.50	83.0	0.44	61.8	1.68
200.0	82.1	102.66	133.66	120.87	118.44	0.44	1.14	0.85	127.9	0.30	96.7	2.82

(2) 收入階級別一世帶一箇月平均實收入内譯

														總數	六〇圓 未滿	七〇圓 未滿	八〇圓 未滿	九〇圓 未滿	一〇〇圓 未滿	一〇〇圓 以上
一世帶平均消費單位														圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
總額														二・九六	三・〇〇	二・八四	二・六七	二・九三	二・七九	三・〇四
飲食費														九・二六七	六・三〇一	五・九四〇	六・六・一二	七・五・三三	八・一・四五	一〇・二・六六
米費														三・四・一三	二・七・九四	二・六・九三	二・七・〇三	三・〇・三八	三・〇・三一	三・六・八二
副食費														一・一・一三	一・一・一二	一・〇・一九	一・〇・三五	一・一・七五	一・〇・四二	一・一・三〇
嗜好品費														一・二・七八	一・〇・六六	九・六・五	一・〇・六一	一・一・一七	一・一・五三	一・三・七三
出前外食費														六・七八	四・〇・六	四・六・九	四・三・四	五・四・六	五・五・七	七・六・九
住居費														一・五・三三	八・八・三四	九・九・九	一・三・〇・六	一・二・〇・一	一・四・〇・三	一・六・七・二
光熱費														五・一・三	四・一・三	四・四・三	四・五・三	四・八・八	四・八・七	五・三・三
被服費														九・三・六	三・五・七	四・三・八	五・一・三	六・六・七	七・四・六	一〇・九・六
其他諸費														二・八・七三	一・九・〇・三	一・三・三七	一・六・三七	二・二・三八	二・四・七八	三・二・八三
保健衛生費														七・〇・〇	五・九・二	二・四・二	四・三・二	五・三・一	六・〇・七	七・九・六
教育費														〇・九・七	三・六・九	〇・二・四	〇・四・八	〇・五・七	〇・九・二	一・一・〇
教育費														一・六・〇	〇・二・一	二・四・五	〇・八・五	一・六・〇	一・二・九	一・七・六
交通費														一・九・〇	〇・七・二	〇・三・九	〇・七・六	一・〇・三	一・七・六	二・二・五
通信運搬費														〇・三・八	〇・四・五	〇・一・四	〇・二・四	〇・二・四	〇・三・〇	〇・四・五
文房具費														〇・一・四	〇・一・五	〇・一・七	〇・〇・九	〇・一・三	〇・一・一	〇・一・六
負擔費														〇・九・八	〇・七・七	〇・六・〇	〇・七・五	〇・九・七	〇・九・四	一・〇・二
交際費														七・六・九	四・一・九	四・〇・三	四・四・二	六・三・六	六・三・三	八・九・四
修養娛樂費														四・七・四	二・六・六	二・五・二	二・九・九	三・三・三	四・三・六	五・三・五

旅	其	記
行	の	入
費	他	不
一・一五	二・〇三	〇・一五
〇・一六	一・三三	〇・一九
〇・〇〇	〇・〇九	〇・〇二
〇・九四	〇・四六	〇・一七
〇・七三	〇・九七	〇・一四
〇・九〇	一・六九	〇・一一
一・三五	二・五二	〇・一七

(3) 收入階級別一世帯一箇月平均總收入總支出

總		入 收										總			
實	實	入 收 の 外 以 入 收 實										實	總		
繰	全	其 掛 負 質 貨 保 無 貯 繰 全										繰	全		
	支											收			
												金 引			
												盡 取			
												金 險			
												金 受			
越	額	出	額	他	買	債	入	入	金	金	出	越	額	入	額
四六・九七		九四・一二	一八六・七九	〇・二七	一四・七〇	一・二七	〇・〇一	〇・六一	〇・四四	〇・五二	一二・五二	四六・四二	七六・七五	一一〇・〇四	一八六・七九
四二・一二		六〇・八五	一二三・八六		九・一九	〇・二一					一四・二七	四二・二九	六五・七六	五八・一〇	一二三・八六
三二・一二		六〇・一〇	一一九・五〇		一四・八九			〇・三六	〇・〇三	〇・五〇	五・三七	三一・〇一	五二・一六	六七・三四	一二九・五〇
四一・四四		六六・六三	一二三・七五		九・四二	〇・一五		〇・四〇	〇・〇一	〇・〇九	五・二九	四一・七三	五七・〇九	七五・六六	一三三・七五
三九・九七		七四・六五	一四九・九七	〇・〇五	一四・三八	〇・五七		〇・八三	〇・二七	〇・〇七	八・九〇	三九・六二	六四・六九	八五・二八	一四九・九七
四二・一〇		七七・九三	一五九・三八	〇・二九	一二・三七	一・四〇		〇・一八	〇・二六	〇・〇八	八・〇八	四一・六六	六四・二三	九五・一六	一五九・三八
五〇・六〇		一〇六・〇七	二〇八・七三	〇・三三	一五・九九	一・五〇	〇・〇二	〇・七二	〇・六一	〇・七九	一五・二五	四九・八六	八五・〇七	一二三・六六	二〇八・七三

第一部統計表

出					支	
出 支 の 外 以					出	支
其	掛	負	質	貸	保	無
の	買	債	受		險	盡
		返				掛
他	拂	還	金	金	料	金

一・二八	一四・九	一・二七	〇・〇三	二・二七	五・三二	〇・五九	二・七二
〇・二三	一〇・三三	〇・二		〇・八二	一・八三		六・三三
〇・四三	一六・九六	〇・三六		〇・元	一・六三	〇・四六	八・七四
〇・五一	九・三五	〇・二〇	〇・〇三	〇・六五	三・二五	〇・一〇	一一・一〇
〇・九二	一四・五二	〇・五三	〇・〇一	〇・八二	三・四〇	〇・五七	一三・九二
〇・九七	一三・二九	一・元		一・三五	四・五五	〇・三〇	一五・〇八
一・三八	一六・三八	一・三八	〇・〇四	三・〇三	六・〇四	〇・七三	二六・五〇